

総務委員会資料

所管事務の調査（報告）

「川崎市総合計画 第3期実施計画 案」について

- 資料1 「川崎市総合計画 第3期実施計画 案」について
- 資料2 「川崎市総合計画 第3期実施計画 素案」に関する意見募集の実施結果について
- 資料3 川崎市総合計画 第3期実施計画 案
- 資料4 川崎市総合計画第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計（更新版）【概要】
- 資料5 川崎市総合計画第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計（更新版）

令和4年2月7日

総務企画局

「川崎市総合計画 第3期実施計画 案」について

川崎市総合計画は、本市がめざす都市像やまちづくりの基本目標を定めた「基本構想」と、基本構想に定める5つの基本政策を体系的に推進するために政策の方向性を明らかにする「基本計画」、これらのビジョン・方向性に基づき、中期の具体的な取組や目標を定める「実施計画」で構成されています。

令和3（2021）年度は、第2期実施計画の最終年度となるため、令和4（2022）年度から7（2025）年度までの4年間を計画期間とする第3期実施計画の策定に向けて、取組を進めており、昨年8月には「川崎市総合計画 第3期実施計画 基本的な考え方」、11月には「川崎市総合計画 第3期実施計画 素案」を取りまとめ、公表しました。

その後、パブリックコメント手続等を通じて市民の皆様にご意見をいただき、予算編成作業とも連携しながら今後4年間の具体的な事業内容を調整いたしまして、この度「第3期実施計画 案」として取りまとめましたので、「令和4年度予算案」、「今後の財政運営の基本的な考え方」「行財政改革第3期プログラム案」及び「資産マネジメント第3期実施方針案」とともに公表するものです。

1 第3期実施計画案の構成

（1）総論

- 人口減少社会への転換等の「将来を見据えて乗り越えなければならない課題」にいち早く対応するとともに、「積極的に活用すべき川崎のポテンシャル」を最大限に活用し、「新たな飛躍に向けたチャンス」を的確に捉え、取組を進めるなどの「計画策定にあたっての基本認識」等を記載しています。
- 継続した課題を改めて整理するとともに、社会状況の不確実性が高まる中、「本市を取り巻く急激な環境変化」を含め、これまでに生じた社会環境や都市環境の変化による新たな課題の状況を分析した上で、課題に対応する取組を計画的に推進することとしています。

（2）かわさき10年戦略

- 「かわさき10年戦略」では、まちに活気や活力をもたらす「成長」、市民に安心やうるおいを与え、まちに対する愛着を育てる「成熟」、成長と成熟の好循環を支える「基盤」づくりの3つの視点で、7つの戦略を設定するとともに、各戦略の目標や、目標を達成するための大まかな行程を明らかにしています。
- 特に第3期実施計画では、「かわさき10年戦略」の中長期的視点という性格をより明確にするため、戦略ごとに「2030ビジョン」、「令和12（2030）年にめざす姿」、「令和7（2025）年の目標」を定め、第3期実施計画の計画期間の先を見据えた取組を推進します。

(3) 実施計画

ア 政策体系別計画

- 5つの「基本政策」ごとに、23の「政策」の方向性に沿って、74の「施策」ごとの「これまでの主な取組状況」、「施策の主な課題」、「施策の方向性」、「直接目標」、「主な成果指標」「計画期間（令和4（2022）年度～令和7（2025）年度）の主な取組」を取りまとめています。
- 第2期実施計画から引き続き、23の「政策」には、市民満足度等を表す「市民の実感指標」、74の「施策」には、直接目標等がどのくらい実現されたかを客観的に数値で表す「成果指標」を位置づけています。

イ 区計画

- 7つの区別に、区の特徴や特性を踏まえた「区の概要」、「まちづくりの方向性」、「これまでの主な取組状況」、「現状と課題」、「計画期間の主な取組」、「区における特徴あるまちづくりの取組」、「“それいいね”が広がるまちづくりに向けて」、「区マップ」を取りまとめています。
- 特に、「“それいいね”が広がるまちづくりに向けて」については、市民の暮らしに身近な区役所が、市民や地域で活動する団体等と協働で行う、地域課題の解決に向けた主な取組を位置づけています。

(4) 進捗管理と評価

- 少子高齢化の急速な進展等により、人口減少社会を迎えようとする中、限られた財源や人員を有効に活用し、更なる市民サービスの質的向上を図るとともに、市民満足度を高めていくことが今まで以上に求められています。
- 第3期実施計画においても、迅速かつ、柔軟に状況判断等を行うとともに、目標とその成果をしっかりと可視化し、課題や改善点を明確化することで、PDCAサイクルをより一層効果的に機能させながら、事業の確実な実施を図ります。

2 素案からの主な変更項目

(1) 4か年の取組内容の具体化

- 素案では、各事務事業について、令和4（2022）年度から7（2025）年度の4か年の計画期間の事業内容を一括してお示ししていましたが、予算編成作業と連携した調整を進め、年度ごとの取組を可能な限り具体化して表記しました。＜政策体系別計画・区計画参照＞

【例】 ■第3期実施計画 素案（令和3（2021）年11月時点）

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和3（2021）年度	令和4（2022）～7（2025）年度	
SDGs未来都市推進事業 SDGs登録・認証制度「かわさきSDGsパートナー」と「川崎市SDGsプラットフォーム」の効果的な運用により、多様なステークホルダーとの連携強化を図り、SDGsの達成に向けた取組を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ●SDGs登録・認証制度「かわさきSDGsパートナー」の運用 ・登録・認証事業者の募集と認定 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内でSDGsに取り組む事業者の登録・認証による多様なステークホルダーとの連携推進 	事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ●「川崎市SDGsプラットフォーム」の効果的な運用による事業者間の連携推進 ・情報提供やセミナー開催、マッチング支援などプラットフォームによる登録・認証事業者の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・プラットフォームを通じたSDGsに取り組む事業者のネットワーク化の推進 ・SDGsに取り組む事業者の支援 	



【例】 ■第3期実施計画 案（令和4（2022）年2月時点）

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度以降
SDGs未来都市推進事業 SDGs登録・認証制度「かわさきSDGsパートナー」と「川崎市SDGsプラットフォーム」の効果的な運用により、多様なステークホルダーとの連携強化を図り、SDGsの達成に向けた取組を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ●SDGs登録・認証制度「かわさきSDGsパートナー」の運用 ・登録・認証事業者の募集と認定 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請様式の改善など手続きの利便性向上に向けた検討と取組の推進 				事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ●「川崎市SDGsプラットフォーム」の効果的な運用による事業者間の連携推進 ○SDGsに取り組む事業者の支援 ・情報提供やセミナー開催などによる事業者の支援 ○事業者のネットワーク化の支援 ・取組事例の共有やマッチング支援などの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 				
		<ul style="list-style-type: none"> ・ポータルサイトや分科会の立ち上げなど事業者間連携の促進 				

(2) 「成果指標」の修正・追加

- 施策の達成度をより分かりやすく示すため、素案の公表段階で新たに69の成果指標を加えることとしましたが、その時点で調査中としていた成果指標について、調査結果を踏まえ新たに目標値を設定するとともに、一部の成果指標の目標値を最新の実績値を踏まえて修正しました。
- その後の検討に基づきさらに成果指標を追加し、「第3期実施計画 案」までに新たに追加した成果指標は76となっています。 <政策体系別計画参照>

〔「3期実施計画 案」で追加した成果指標〕

- ・市立特別支援学校卒業生のうち、就労した生徒の1年後の就労定着率（施策1-4-5）
- ・学校給食の残食率（小・中学校）（施策2-2-1）
- ・保護者や地域が運営に「よく参加している」と回答した学校の割合（小・中学校）（施策2-2-4）
- ・学校における健康リスクの割合（仕事の量的負担・コントロール度、職場の支援）（施策2-2-4）
- ・J R南武線連続立体交差事業に係る用地買収の進捗率（施策4-7-2）

(3) 「計画の推進に向けた考え方」の一部修正

- 素案において、今後検討を進めるとしていた、社会環境や都市環境の変化等への対応が必要となった場合の本計画の取扱いについて、本計画策定後に社会環境や都市環境の大きな変化等が生じ、対応が必要となった場合には、本計画の各施策への影響度合い等を考慮した上で、修正等の対応を図ることとしました。

<75 ページ参照>

(4) 「行財政改革第3期プログラム案」や「令和4年度予算案」等を踏まえた内容の修正

- 「行財政改革第3期プログラム案」、「今後の財政運営の基本的な考え方(改定案)」、「令和4年度予算案」及び「資産マネジメント第3期実施方針案」の内容に基づき、記載内容を変更しました。 <78~96 ページ参照>

(5) 「かわさき10年戦略」の一部修正

- 予算編成作業と連携した調整を進め、令和4年度予算案との整合を図りました。
- 現在の課題認識及び計画期間の取組内容を踏まえ、行程表の一部を修正しました。

<104~116 ページ参照>

戦略

1

「みんなで守る強く
しなやかなまち」をめざす

行程表	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
国土強靱化の推進 (1-1-1 1-1-2)	危機管理体制の更なる強化と「かわさき強靱化計画」に基づく取組の推進 被災時に迅速な復旧が可能なまちづくりに向けた発災前の復興準備の推進			
不燃化の取組や まち全体の耐震化の 推進 (1-1-2 1-1-3)	ハード・ソフト両面からの重点対策地区における不燃化の推進 火災延焼リスクの高い地区における地域住民との協働による防災まちづくりの推進 避難路沿道の建築物、住宅や宅地等をはじめとするまち全体の耐震化の推進			
災害時の拠点となる 本庁舎等の建替え (1-1-1)	新本庁舎完成 (R4(2022)) → 第2庁舎解体・広場整備 → 広場完成 (R6(2024))			
上下水道機能の 安定確保 (1-3-1 1-3-2)	避難所への供給ルートを含む重要な水道管路及び配水池・配水塔の耐震化完了 (R4(2022)) → 上下水道施設・管路・管さよ等の耐震化の推進 市立小・中学校などへの開設不要型 応急給水拠点の整備 → 開設不要型 応急給水拠点の整備率：100% (R5(2023))			
地域防災力の向上 (1-1-1 1-4-1)	自主防災組織等との連携による各区の特性に応じた防災訓練など、地域と行政が一体となった防災体制の充実 自助・共助（互助）・公助の役割の明確化や、積極的な広報の実施による防災意識の向上 高齢者・障害者等の要援護者への災害時援護体制の構築 分散避難をはじめ、感染症対策等を踏まえた適切な避難行動の普及啓発			
消防力や救急医療 体制の強化 (1-1-4 1-6-1 1-6-2)	消防署所や消防車両等の整備、消防団活動の充実強化など消防体制の強化 救急需要の動向把握や、救急救命士の養成等による救急体制の整備 医療需要を見据えた川崎病院の医療機能再編整備の推進			
感染症対策の強化 (1-6-1 1-6-3)	新型コロナウイルス感染症への対応と検証、検証結果を踏まえた体制の強化 感染症の発生ステージに応じた国や県、医療機関等と連携した取組の推進			
気候変動に伴う 風水害への適応力 の強化 (1-1-5 1-3-2)	風水害の激甚化・頻発化を見据えた気候変動適応策の推進 五反田川放水路の整備 → 完成 (R5(2023)) → 水害リスクの最小化に向けた河川改修等の推進 浸水シミュレーション等に基づく浸水リスクの高い重点化地区や局地的な浸水箇所における浸水対策の推進 国や河川流域自治体等との連携による治水対策や浸水対策の推進			
防犯の取組や 安全対策等による まちの価値の向上 (1-2-1 1-2-2 1-2-3 1-2-4 3-3-2)	警察や自主防犯組織等との連携、防犯カメラの設置推進等による 刑法犯認知件数政令指定都市最少レベル（人口割合）の維持に向けた取組の推進 犯罪被害者等支援条例施行 (R4(2022)) → 総合的な犯罪被害者等支援の推進 交通事故防止に向けた交通安全に係る啓発や教育の推進 JR 南武線武蔵溝ノ口駅、登戸駅ホームドア設置完了 (R4(2022)) → JR 南武線川崎駅ほか2駅ホームドア設置完了 (R5(2023)) → 鉄道主要駅におけるホームドア設置をはじめとした安全対策の実施			

「基盤づくり」

2030 ビジョン

市民・事業者・行政等がそれぞれの役割に求められる力を高め、いつ起こるかわからない地震や集中豪雨などの自然災害や、感染症等の危機事象の発生に的確に備えるとともに、日常生活を安全・安心に過ごせる環境整備や地域づくりを推進し、災害が発生しても柔軟に対応し迅速に立ち直れ、いつでも安心して暮らすことのできる、力強いしなやかなまちをめざします。

R7 (2025)	R7(2025)の 目標	R12(2030)に めざす姿
→	災害に強く、 迅速に復旧できる 基盤の構築	自助・共助（互助）・公助の力が 高まり、災害に強く 迅速に立ち直れるまち
→	市民の防災意識 の向上と地域に おける顔の見える 関係性の構築	
→	危機事象等に 的確に対応できる 消防力と救急 医療体制の強化	
→	感染症に的確に 対応できる 体制の強化	
→	気候変動に伴う 風水害に対して 被害を最小化 できるまちの形成	気候変動に伴う風水害に適応する 強いしなやかなまち
→	犯罪や交通事故 の未然防止など 安全・安心な 社会の実現	多様な主体と連携した地域づくりや 環境整備が進み、誰もが安全・安心に 暮らせるまち
→	安全・安心に暮ら すことのできる 地域の生活基盤 の一層の充実	

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進捗管理・評価

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進捗管理・評価

戦略

2

「どこよりも子育てしやすいまち」をめざす

行程表	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
希望する誰もが安心して子どもを預けられる環境づくり (2-1-1 2-1-2)	多様な手法を活用した保育受入枠の確保、保育士確保対策・保育サービスの質の維持・向上	幼稚園における一時預かりや低年齢児の受入れの促進	区役所におけるきめ細かな利用者支援の実施	保育・子育て総合支援センターにおける保育と地域の子育ての一体的な支援の推進
子どもがすこやかに育つ安全な環境づくり (1-4-4 1-5-2 2-1-1 2-1-2 2-1-3 2-1-4 2-2-2)	各区内に子ども家庭総合支援拠点を設置 (R4(2022))	区役所の児童家庭相談支援体制の強化による児童家庭支援(予防)と児童相談所の体制強化による児童虐待対策(介入)の推進	宮前区運営開始 (R5(2023))	多摩区運営開始 (R6(2024))
南都子ども発達・相談センター開設 (R3)	地域療育センターや子ども発達・相談センター等における障害児等への適切な相談・支援の実施			
子ども・若者の安心できる居場所づくり (1-5-2 2-1-3 2-2-1 2-2-2 2-3-1)	こども文化センター等における、多くの人との関わりの中で多様な価値観に触れる機会の創出	「フリースペースえん」、「若者就労・生活自立支援センターブリュッケ」、「ゆうゆう広場」や「定時制カフェ」など、子ども・若者の多様な居場所の確保に向けた取組の推進		
地域の寺子屋 74 か所で開講 (R3)	地域の寺子屋の全小・中学校での開講をめざした取組の実施			
未来を担う人材の育成 (1-5-2 2-1-1 2-2-1 2-2-2)	すべての子どもが「分かる」授業の実現に向けた習熟の程度に応じた指導の充実	「キャリア在り方生き方教育」、読書活動の充実、新学習指導要領を踏まえた英語教育の充実など		
授業が分かる子どもの割合 小5: 90.1% (R2) 中2: 80.8% (R2)	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充による児童生徒一人ひとりに寄り添った教育支援の実施	誰一人取り残さない個別最適な学びの実現をめざす「かわさき GIGA スクール構想」と、学習履歴(スタディ・ログ)など教育データの活用推進		
安全で快適な教育環境の整備 (2-2-3)	学級編制の標準の引下げ(小学校の35人学級)の段階的な実施や児童生徒数の変化に対応した適切な教育環境の確保	「学校施設長期保全計画」に基づく校舎及び体育館の再生整備等の推進	学校トイレの快適化の完了 (R4(2022))	バリアフリー化や空調設備の更新等による教育環境の向上
多様性や子どもの権利が認められる社会の実現に向けた取組の推進 (2-2-1 2-2-2 2-3-1 5-2-1)	教育的ニーズに応じた多様な学びの場の充実に向けた特別支援学校における施設整備の推進	共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システム構築の推進		
	多文化共生教育と支援が必要な児童生徒の学習環境の向上			
	子どもの意見表明の場の充実など、子どもの権利を尊重する社会の実現に向けた取組の推進			

「成熟」戦略

2030 ビジョン

すべての子どもが生まれ育った環境にかかわらず、成長や発達の段階に合わせて、すこやかに育つことができるよう、安心して子育てできるしくみを整えるとともに、一人ひとりが持つ個性や能力が尊重され、自らが望む将来を切り拓いていけるよう、地域全体で子育てを支える環境づくりを進め、どこよりも子育てしやすく、子育て世代に選ばれるまちをめざします。

R7 (2025)	R7(2025)の目標	R12(2030)にめざす姿
中部児童相談所の建替え完了 (R7(2025))	どこよりも子育てしやすく、すべての子どもが安心してすこやかに成長できるまちの実現	あらゆる子育て家庭が地域に支えられながら、子どもの成長に合わせてさまざまな選択ができ、将来の見通しと希望が持てるまち
全小・中学校に設置完了 (R7(2025))	機会格差のないまちの実現	すべての子どもたちが多様な価値観の中で心豊かに育ち社会的に自立できる力がつくまち
新川崎地区小学校開校 (R7(2025))	地域全体で子どもや子育て家庭を支え合うまちの実現	
	多様な学びですべての子どもが社会で自立して生きていくための基礎を培う教育環境の実現	
	誰もが多様性を尊重しながら共に支え高め合える社会の構築	

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

政策体系別計画

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進行管理・評価

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

政策体系別計画

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進行管理・評価

戦略

3

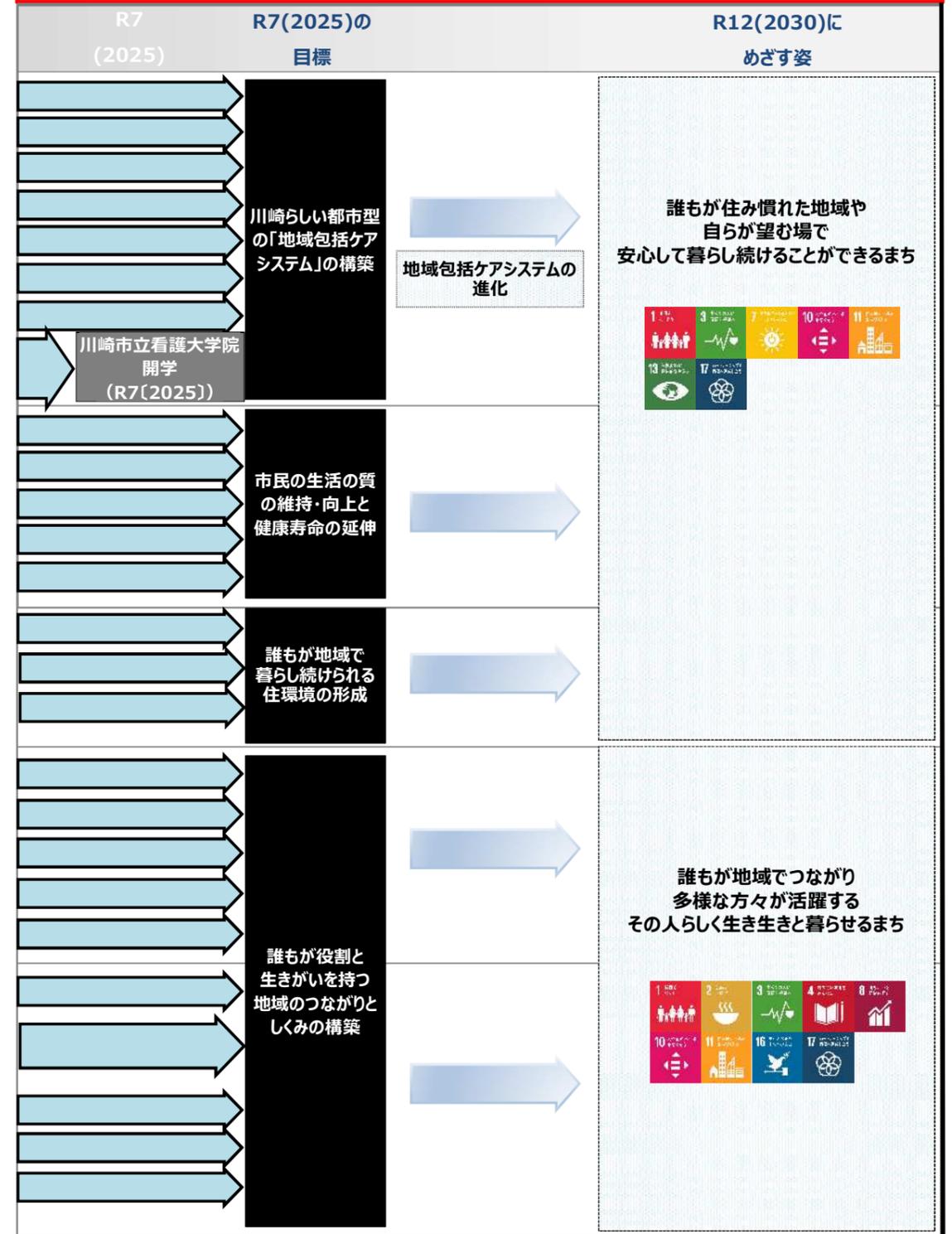
「みんなが生き生きと暮らせるまち」をめざす

行程表	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
総合的なケアの推進 (1-4-1 1-4-2 1-4-4 1-6-1)	地域包括ケアシステムの構築に向けた、多様な主体による具体的な取組の促進			
	医療・介護等の連携による在宅療養の推進と看取り提供体制の構築			
	全世代・全対象型の地域リハビリテーションの推進			
	認知症の早期診断・早期対応の推進と認知症の人や家族を地域で支える体制の構築			
複合福祉センターふくふくにおいて、総合リハビリテーション推進センター等運営開始 (R3)	特別養護老人ホーム等の計画的な整備による介護サービス基盤の構築			
	質の高い介護サービスを支える人材の確保			
	障害福祉サービス基盤（通所事業所等）の計画的な整備			
	川崎市立看護大学開学 (R4(2022))	地域包括ケアシステムや高度医療を担う看護人材の戦略的な養成・確保と、高度な専門性を有する看護人材を養成する大学院の設置に向けた取組		
健康寿命の延伸に向けた取組 (1-4-1 1-4-2 1-4-7 4-8-1)	地域団体や企業等との連携による市民の生涯を通じた主体的な健康づくりの促進			
	若年層・働き盛り世代への生活習慣病予防対策の推進			
	がんの早期発見・早期治療のための取組とがんにならないための生活習慣の改善の促進			
	地域の実情に応じた高齢者の自立支援と効果的な介護予防の推進			
誰もが暮らしやすい住環境づくり (1-4-6)	多様化する居住ニーズやライフスタイル等に応じた住まい・住まい方の実現に向けた取組の推進			
	空き家の利活用の促進等、既存住宅の良質化・流通促進			
	重層的な住宅セーフティネットの構築に向けた取組の推進			
社会的・経済的自立に向けた取組の推進 (1-4-3 1-4-5 1-5-2 2-2-2 4-3-1)	生活困窮者等への就労・生活支援の実施			
	ひきこもり地域支援センターにおける相談・アセスメント機能の充実と支援ネットワークの構築			
	就労を望む高齢者の就業機会の確保			
	障害者の特性に応じた就労等に向けた教育段階からマッチング、企業支援までの流れを円滑化する取組の実施			
ひきこもり地域支援センター運営開始 (R3)	多様な働き方に対する雇用主の理解の促進や定着支援の実施			
誰もが生きがいを持てる地域づくり (1-4-1 1-4-3 1-4-5 2-3-2 5-1-1 5-2-3)	地区カルテを活用した多様な主体との連携による地域づくりの推進			
	高齢者フリーパス等のICTの導入 (R4(2022))	高齢者の社会参加・生きがいの促進と持続可能な制度構築		
	障害者の社会参加を促す取組と心のバリアフリーの理念に基づく取組の推進			
	あらゆる世代の多様な人材が活動する地域コミュニティの拠点づくり			
	誰もが活躍できる地域づくりに向けた市民の主体的な学び・活動への支援の実施			

「成熟」戦略

2030 ビジョン

川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムを構築し、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けられるしくみをつくとともに、希望する誰もが地域活動や就労等を通じて社会に参加できる地域づくりを進め、多様な方々が地域で活躍し、誰もがその人らしく生き生きと暮らせるまちをめざします。



総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進行管理・評価

政策体系別計画

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進行管理・評価

政策体系別計画

戦略

4

「もっと便利で快適な
住みやすいまち」をめざす

行程表	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
広域拠点の整備 (4-5-1)	川崎駅周辺地区、京急川崎駅周辺地区整備の推進			
	小杉駅周辺地区の整備の推進			
	JR 武蔵小杉駅の安全性・利便性の向上に向けた交通機能の強化	横須賀線下りホーム供用開始 (R4(2022))	新規改札口供用開始 (R5(2023))	
	横浜市高速鉄道3号線延伸など周辺環境等の変化に合わせた新百合ヶ丘駅周辺の整備の推進			
地域生活拠点等の整備 (4-5-2)	登戸土地区画整理事業の推進			
	登戸・向ヶ丘遊園駅周辺における多摩川や生田緑地等と連携した水、緑などの自然が感じられるまちづくりの推進			
	市街地再開発事業の推進や宮前区役所・市民館・図書館の移転に向けた取組など、鷺沼駅周辺等の整備の推進			
幹線道路網の整備 局所的な渋滞対策 (4-7-1 4-7-2)	交差点改良など緊急渋滞対策、道路整備プログラムに基づく計画的な整備の推進			
	京浜急行大師線連続立体交差事業の推進	1期①区間工事完成 (R5(2023))		
	都市交通の円滑化や分断された地域の一体化に向けた JR 南武線連続立体交差事業の推進			
	都市機能の強化に向けた広域的な幹線道路網の整備の促進			
	(仮称) 等々力大橋や末吉橋の橋りょう整備の推進			
鉄道ネットワークの形成 (4-7-1)	横浜市高速鉄道3号線延伸に向けた調整・事業の推進			
	鉄道輸送力増強の促進及び混雑緩和策の推進			
身近な交通環境の形成によるコンパクトで暮らしやすいまちづくり (1-2-3 4-7-3 4-7-4)	地域特性に応じた効率的・効果的な路線バスネットワークの形成			
	タクシーや施設送迎車等の多様なモビリティ、MaaS等の新技術・新制度の活用など、多様な主体と連携したさまざまな手法による交通手段の確保			
	安全で快適な自転車ネットワークの構築と自転車活用の促進			
	駅アクセスの向上に向けた取組の推進	JR 稲田堤駅橋上駅舎化 (R5(2023))		
緑と水の環境形成 (3-3-1 3-3-3 3-3-4 3-3-5)	生産緑地地区の特定生産緑地制度の周知及び指定推進などによる、都市農地の保全・活用に向けた取組の推進			
	自然と調和した多摩川の魅力向上と多様な主体と連携した賑わいの創出			
	わんぱくの森など、特別緑地保全地区等の更なる活用の取組の推進			
魅力にあふれる公園緑地のパークマネジメント (3-3-1 3-3-2 4-8-1)	富士見公園、等々力緑地、生田緑地の魅力向上に向けた民間活力導入等の推進			
	効果的な民間活用などの多様な主体との連携によるテーマ性のある魅力的な公園づくりの推進、誰もが多様に活用できる場の創出			
	これまでに蓄積された地域による管理や新たな担い手の確保及び育成による質の高い公園緑地の維持管理の実施と緑を学ぶ機会の創出			
地域資源等を活かした魅力的な都市空間づくり (1-4-6 3-3-1 3-3-5 4-6-1 4-6-2)	多様な主体との連携による緑を活かした公共空間づくりの推進			
	道路や公園・緑地、水辺、農地等のさまざまな緑とオープンスペースのイベントや日常生活における多様なニーズに対応した柔軟な活用の推進			
	既存ストックや地域資源を活かしたリノベーションまちづくりの推進			

「成長」戦略

2030 ビジョン

広域拠点・地域生活拠点等の整備を進めるなど、鉄道駅を中心とした便利で快適な暮らしを実現するとともに、都市の活力と市民の日常生活を支える、道路や鉄道網、身近な交通環境の整備により、安全・安心で快適に移動できる職住近接で住みやすいまちをめざします。また、地域資源を存分に活かし、賑わいや、緑と水のうらおいにあふれ、誰もが笑顔でわくわく暮らせるまちをめざします。

R7 (2025)	R7(2025)の 目標	R12(2030)に めざす姿
	魅力と活力にあふれた広域拠点形成の進展	活力や賑わいにあふれ、利便性が高く快適でゆとりを備えた誰からも選ばれる魅力あるまち
→ 移転・基盤整備完了 (R7(2025))	誰もが暮らしやすく利便性の高い地域生活拠点等の形成の進展	鷺沼駅周辺まちづくりの概成
	都市の骨格を形成する交通機能の強化	都市の活力と市民生活を支える充実した交通環境により誰もが安全・安心で快適に移動できるまち
→ (仮称)等々力大橋完成 (R7(2025))		末吉橋完成予定 (R10(2028))
	安全、快適で利便性の高い地域交通環境の一層の充実	横浜市高速鉄道3号線開業目標 (R12(2030))
	誰もが楽しみ、まちの魅力を高める緑と水の豊かな環境の構築	質の高い緑と水に囲まれ、誰もが憩い、集い、楽しみ、賑わいと魅力にあふれるまち
→ 新たな公園の価値の創造、緑あふれる公共空間の創出に向けた取組の推進		富士見公園再編整備工事完了予定 (R9(2027)) 等々力緑地再編整備工事完了予定 (R11(2029))
	賑わいと憩いが共生する都市空間の形成	

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

政策体系別計画

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進行管理・評価

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

政策体系別計画

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進行管理・評価

戦 略

5

「世界に輝き、技術と英知で未来をひらくまち」をめざす

行程表	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
脱炭素化の推進 (3-1-1 3-2-2 4-1-1 4-2-4 4-4-2)	2050年の脱炭素社会実現に向けた、市民・企業等との協働による温室効果ガス削減や気候変動適応策の推進			
	新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた環境と調和した経済復興（グリーン・リカバリー）に向けた取組の推進			
	グリーンイノベーションの推進、グリーンファイナンス・投資促進の取組の推進			
	廃棄物発電の有効活用等により再生可能エネルギーの普及拡大に取り組む地域エネルギー会社の設立に向けた検討	橋処理センター稼働地域エネルギー会社設立 (R5(2023))	市域の再生可能エネルギーの普及拡大に向けた取組の推進	
	3処理センター体制による運営、施設の長寿命化の推進			
	ごみ減量の推進による政令指定都市最少レベルの維持			
	プラスチック資源循環施策の強化・拡充によるリサイクルの取組の推進			
	臨海部でのカーボンニュートラルコンビナートの構築に向けた取組の推進、川崎港のカーボンニュートラル化の推進			
水素戦略の推進 (4-2-4)	CO ₂ フリー水素の利活用拡大など、カーボンニュートラルを先導する水素社会実現に向けた取組の推進			
デジタル化・国際化に対応したイノベーションの推進 (4-2-2 4-2-3 4-2-5)	ライフイノベーション・ウェルフェアイノベーションの推進			
	量子コンピューティング技術の普及や人材育成など、新産業の創出に向けた産官学連携によるオープンイノベーションの推進			
	行政手続の原則オンライン化完了 (R4(2022))	更なる行政手続のオンライン化等、デジタルデバйд対策を含めた社会全体のデジタル化の推進		
中小企業の支援・商業の振興 (4-1-1 4-1-2 4-1-3 4-2-1)	成長性の高い企業の立地促進や、操業場所の確保等による産業集積の維持・強化など、中小企業が経営力・技術力を強化していくための業種に応じたきめ細かな支援の充実			
	デジタル化やICT活用等による生産性向上に向けた取組の推進			
	経営者の高齢化や自然災害・感染症等のリスクに対応した事業承継・事業継続への支援			
	デジタル化への対応など、商業者支援による活力ある商業地域の形成			
	市内中小企業の受注機会の創出に向けた取組の推進			
	ものづくりブランドの推進、知的財産の活用、起業・創業の支援、海外展開支援			
都市農業の振興 (4-1-4)	農業者・企業・大学・福祉団体等の多様な主体が連携した都市農業の促進			
	多様な担い手の発掘・育成、農業者の経営改善のための高収益作物生産に向けた支援			
就業の支援 (4-3-1 4-3-2)	若者・女性・高齢者・就職氷河期世代など多様な人材の確保と社会的ニーズに対応した総合的な就業支援			
	市内事業所等のワークライフバランスの向上や働き方改革の推進による働きやすい職場環境づくり			
臨海部の活性化 (4-4-1 4-4-2)	「臨海部ビジョン」に基づく戦略的マネジメントの推進			
	臨海部の基幹産業の動向を踏まえた、新産業創出拠点の形成や大規模な土地利用転換の取組の推進			
	インキュベーション機能の強化などによるキングスカイフロントの拠点価値向上			
	臨港道路東扇島水江町線の整備など、臨海部の交通ネットワーク強化の取組の推進			
	新規航路の誘致・コンテナターミナルの整備推進			
	東扇島掘込部の土地造成の整備推進			

2030 ビジョン

持続可能な社会の構築に向けて脱炭素社会の実現をめざすとともに、本市に集積する先端技術や、ものづくり産業、研究機関などの力を活かして、世界で輝き、企業に選ばれる、環境と産業が調和した、デジタル社会の先端で未来をひらくまちをめざします。また、積極的に事業に取り組む中小・ベンチャー企業や商業者等を応援し、誰もが生き生きと働くことができる活気にあふれた元気なまちをめざします。

「成長」戦略

R7 (2025)	R7(2025)の目標	R12(2030)にめざす姿
	脱炭素社会の実現に向けた、地球温暖化緩和策の進展	2050年のCO ₂ 排出実質ゼロの実現に向けて先導的な取組を進め、豊かな未来を創造する地球環境都市 2030年度に2013年度比50%(約1,180万t)のCO ₂ 削減
	企業の競争力強化等による、市内経済の好循環に支えられた産業の振興の実現	多様な主体による連携を通じて、新しい価値や経済の好循環を生み出す持続可能な成長都市
	誰もが生き生きと働き続けられる環境の構築	豊かさを實現する産業が躍動し、多様な人材や文化が共鳴する臨海部
	社会的課題の解決に貢献しながら、まちの活力を支える産業エリアの形成	
	港湾物流機能の強化	東扇島掘込部土地造成事業完了予定 (R9)

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

政策体系別計画

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進捗管理・評価

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

政策体系別計画

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進捗管理・評価

総論
10年戦略
基本政策1
基本政策2
基本政策3
基本政策4
基本政策5
区計画
進行管理・評価

総論
10年戦略
基本政策1
基本政策2
基本政策3
基本政策4
基本政策5
区計画
進行管理・評価

戦 略 6 「みんなの心が つながるまち」をめざす	行程表 R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	
	パラムーブメントの取組の推進 (1-2-3 1-4-5 2-2-2 3-3-2 4-8-1 4-8-2 5-2-3)	多様な主体と連携した「かわさきパラムーブメント」のレガシー形成・理念浸透に向けた取組の推進 パラスポーツやパラアートの推進など、障害の有無に関わらずスポーツ・文化芸術を共に楽しめる場や機会の充実 ユニバーサルデザインのまちづくりやソフト・ハード両面からのバリアフリーの取組の推進			
	人権と多様性が尊重されるまちづくりの推進 (5-2-1 5-2-2)	誰もが不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりの推進 「多文化共生社会」の実現に向けた取組の推進 性別に関わりなく、誰もが個性や能力を発揮できる環境づくりの推進			
	スポーツ・文化芸術の振興 (3-3-2 4-8-1 4-8-2 4-8-3)	誰もが身近な地域でスポーツに親しむまちの形成に向けた、スポーツを「する」「みる」「ささえる」機会の充実と活動の場の持続可能な提供 かわさきスポーツパートナー等と協働・連携した取組の推進 ストリートカルチャーやエクストリームスポーツなど、若者文化を活用した、若い人たちが集い、自らの可能性を広げるための環境づくりの推進 社会変容等を踏まえた、スポーツ・文化芸術活動の推進 誰もが文化芸術に触れ、参加できる環境づくり（アート・フォー・オール）の推進 市民ミュージアムの被災取藏品修復作業等と、新たな博物館、美術館の整備に向けた取組の推進 市民の郷土に対する理解を深める、国史跡橋樹官街遺跡群をはじめとする文化財の適切な保存と活用等の推進 ミュージアムシンフォニーホールなどの音楽資源の活用や、多様な活動団体との連携による、音楽や映像のまちづくりの取組の推進			
	協働により、心がつながるコミュニティづくり (1-4-3 2-1-3 2-3-2 4-2-5 4-9-1 5-1-1 5-1-2 5-1-3)	地域コミュニティの中核である町内会・自治会の活性化に向けた支援 「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく、「まちのひろば」や「ソーシャルデザインセンター」の創出など、市民創発による持続可能な暮らしやすい地域づくりの推進 生涯学習や地域活動の拠点としての学校施設の更なる有効活用 暮らしやすい地域社会の形成のための身近な行政機関である区役所機能の強化に向けた取組の推進 SNS等の活用など、メディアミックスによる効果的な広報や市民ニーズの的確な把握に向けた広聴等の実施			
シティプロモーションの推進 (4-9-1 4-9-2)	市制100周年を契機とした、更なる都市イメージの向上とシビックプライドの醸成を図るためのシティプロモーションの推進 海外都市等とお互いの強みや特性を活かした更なる交流の推進 川崎の特性を活かした新たな観光施策の推進				

市制100周年・緑化フェア開催

2030 ビジョン 市民創発による持続可能な地域づくりや、スポーツ・文化芸術の振興とあわせて、ユニバーサルデザインや心のバリアフリー等を推進し、多様性が息づき、外国人市民や障害者、高齢者など、あらゆる人々が社会に参画し誰もが暮らしやすいまちをめざします。また、地域の多彩な魅力やまちのめざす姿を市民全てが共有し、地域への愛着と誇り（シビックプライド）が醸成され、誰もが地域づくりに参加するまちをめざします。	「成熟」戦略	
R7 (2025)	R7(2025)の目標	R12(2030)にめざす姿
すべての人が互いにそれぞれの違いを認め合い、個性と能力を発揮できるまちの実現	→	誰もが自分らしく暮らし、自己実現をめざせるまち
誰もがスポーツ・文化芸術に親しむまちの形成	→	スポーツ・文化芸術が日常に溶け込み、誰もが心豊かに暮らし、生きがいを感じられるまち
幅広い世代の参加や、多様な主体の協働・連携による地域課題の解決のしくみの構築	→	「市民創発」による市民自治と多様な価値観を前提とした「寛容と互助」の都市型コミュニティの形成されたまち
次の100年に向けたシティプロモーションの推進	→	都市ブランドを確立し、市民が愛着と誇りを持ち、一層多くの人々が集い賑わう好循環のまち

「基盤づくり」

7

「チャレンジを続け、いつまでも活力あふれるまち」をめざす

2030ビジョン

社会経済状況が大きく変化し、およそ10年後には人口減少が見込まれるなど、今後も厳しい財政環境が見込まれる中、中長期的な視点を持って、経営資源の確保や市民サービス・市役所全体の質的向上、健全な財政運営、税源充実につながる施策等に一体的に取り組む、将来負担の抑制を図りながら、効率的・効果的かつ安定的な行財政運営を行うことで、持続可能なまちづくりをめざします。

行程表	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R12 (2030)						
行財政改革の推進	～市民ニーズや地域課題を的確に把握しながら、市民サービスと市役所内部の質的改革を進め、経営資源の確保と質の高い市民サービスの提供に向けた取組を推進します～											
【取組1】社会経済状況の変化を踏まえた市民サービスの再構築	① 経営資源の確保による持続可能な行財政基盤の構築 ② 質の高い市民サービスの提供による市民満足度の向上											
【取組2】市役所の経営資源の最適化												
【取組3】多様な主体との協働・連携の更なる推進												
【取組4】庁内の人材育成と意識改革												
資産マネジメントの推進	～将来的な人口動向を見据え、必要な時期に、必要な規模の行政機能の提供を行うために、資産保有の最適化への重点的な取組を進めます～											
「資産保有の最適化」「施設の長寿命化」「財産の有効活用」の推進	① 経営資源の確保による持続可能な行財政基盤の構築 ② 質の高い市民サービスの提供による市民満足度の向上											
デジタル化の推進							～市民の利便性と行政サービスの質の向上に向けて、デジタル化の取組を進めます～					
デジタル技術とデータを活用した「市民サービス向上」と市役所内部の「業務改革」の推進												
地方分権改革の推進	～基礎自治体としての役割をしっかりと果たすために、地方分権改革を一層進めます～											
特別自治市制度の実現を含めた地方分権改革に向けた取組の推進	① 経営資源の確保による持続可能な行財政基盤の構築 ② 質の高い市民サービスの提供による市民満足度の向上											
健全な財政運営							～「必要な施策・事業の着実な推進」と「持続可能な行財政基盤の構築」の両立に向けた取組を進めます～					
「今後の財政運営の基本的な考え方」に基づく財政運営												

(6) 区計画への「区マップ」、「区における特徴あるまちづくりの取組」、「“そ れいいね”が広がるまちづくりに向けて」の追加

- 各区内で展開される道路や保育所などの生活基盤の整備状況等を記載した「区マ
ップ」を追加しました。
- 地域課題の解決に向けて、行政が中心となって当該区で展開している特徴的な取
組を紹介する「区における特徴あるまちづくりの取組」を追加しました。
- 地域課題の解決に向けて市民や団体等と協働・連携する主な取組を紹介する「“そ
れいいね”が広がるまちづくりに向けて」を追加しました。＜487 ページ以降の各
区計画参照＞

(7) 実施計画の策定経過に関する記載の追加

- 市民説明会の実施状況など、計画の策定経過に関する記載を追加しました。＜626
ページ参照＞

(8) 「持続可能な開発目標（SDGs）」と事務事業の対応表の追加

- 第3期実施計画と「川崎市持続可能な開発目標（SDGs）推進方針」との統合を行
うにあたり、素案の時点では、74の施策とSDGsの17ゴールとの関係について記載
しましたが、全ての事務事業について、SDGsのゴール・ターゲットとの関係の整理
を行い、対応表として掲載しました。＜732 ページ参照＞

(9) 「第2期川崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略 改訂版 人口ビジョン」 の追加

- 第3期実施計画と「川崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」との統合を行うに
あたり、国の人口の将来展望の見込みを勘案した本市の将来人口のシミュレーショ
ンを掲載しました。＜752 ページ参照＞

(10) 意見募集手続（パブリックコメント）の御意見への対応

①意見募集の概要

- ・意見の募集期間 令和3年11月27日（土）から12月27日（月）まで
- ・意見の提出方法 インターネット・電子メール、FAX、郵送、持参

②寄せられた意見の件数

意見提出方法	意見提出数（意見件数）	
インターネット・電子メール	82 通	194 件
FAX	129 通	365 件
郵送	34 通	91 件
持参	110 通	159 件
市民説明会当日に提出されたもの	6 通	35 件
合計	361 通	844 件

③意見の対応区分

項目		A	B	C	D	E	計
かわさき 10 年戦略に関すること		0	1	0	4	0	5
政策体系別計画	基本政策 1 に関すること	0	3	6	126	2	137
	基本政策 2 に関すること	0	5	3	196	4	208
	基本政策 3 に関すること	0	6	1	31	1	39
	基本政策 4 に関すること	1	4	16	328	3	352
	基本政策 5 に関すること	0	4	0	50	1	55
総論、進行管理と評価、その他		0	1	2	45	0	48
合計		1	24	28	780	11	844

④御意見の概要

御意見の趣旨が案に沿ったもののほか、語句の説明を求めるもの、今後の取組を進めていく上で参考とするもの、案に対する要望の御意見などが寄せられました。

ア 「基本政策 1」に関すること

本市の防災の取組の充実、浄水場の整備、特別養護老人ホームの整備、介護保険の保険料負担の改善、障害者支援の充実、市民の健康づくり等に関わる施策への意見が寄せられました。

イ 「基本政策 2」に関すること

小児医療費助成制度の拡充、保育サービスの量の確保と質の向上、教職員の配置や生涯学習の場の確保等に関わる施策への意見が寄せられました。

ウ 「基本政策 3」に関すること

脱炭素や再生可能エネルギーの導入など地球環境保全に向けた取組や公園緑地の充実等に関わる施策への意見が寄せられました。

エ 「基本政策 4」に関すること

鷺沼駅周辺や南武線沿線のまちづくり、公共交通の環境整備や利便性の向上、新たな博物館・美術館の整備等に関わる施策への意見が寄せられました。

オ 「基本政策 5」及び「区計画」に関すること

市民自治の推進や区役所整備等に関わる施策への意見が寄せられました。

カ その他

公共施設のあり方や市民意見聴取等に関わる施策への意見が寄せられました。

⑤計画案に反映した御意見

・御意見を踏まえ、カーボンニュートラルについての説明を総論に追加しました(45ページ参照)。

(11) 令和2年国勢調査結果等の公表を踏まえた将来人口推計の更新

- 令和3(2021)年4月に「第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計」を公表しましたが、その後、令和2年国勢調査の人口等基本集計結果(令和3(2021)年11月)等が公表されたことを踏まえ、同推計を更新しました。
- 総人口のピーク時期は前回と同様に令和12(2030)年頃で、推計人口は約0.2万人増加し、約160.5万人になると想定されます。<川崎市総合計画第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計(更新版)参照>

前回(令和3(2021)年4月公表)との比較

※ 端数処理を行っています。

	今回	前回(令和3年4月公表)	差異
人口ピーク年	令和12(2030)年頃	令和12(2030)年頃	±0年
人口ピーク値	約160.5万人	約160.3万人	+0.2万人
年少人口 (0-14歳) ピーク*	令和2(2020)年頃 約19.0万人	令和2(2020)年頃 約18.9万人	±0年 +0.1万人
0-4歳人口 ピーク*	平成27(2015)年頃 約6.6万人	平成27(2015)年頃 約6.6万人	±0年 ±0万人
生産年齢人口 (15-64歳) ピーク	令和7(2025)年頃 約106.0万人	令和7(2025)年頃 約105.8万人	±0年 +0.2万人
老年人口 (65歳以上)	令和32(2050)年頃 約47.5万人	令和32(2050)年頃 約48.1万人	±0年 -0.6万人
75歳以上人口	令和37(2055)年頃 約30.4万人	令和37(2055)年頃 約30.8万人	±0年 -0.4万人

* 基準となる令和2(2020)年と平成27(2015)年及び推計期間の中での最大値

3 充実・推進する主な取組 (第3期実施計画案の主な取組の対応ページをカッコ内に表記)

※ 令和4年度予算案で新規拡充する取組 ㊦…新規 ㊧…拡充

戦略1 「みんなで守る強くしなやかなまち」をめざす

〔国土強靱化の推進〕

- 「かわさき強靱化計画」に基づく取組の推進 (P140)
- 災害情報通信システムの整備推進 (P142)
 - ・新本庁舎移転に伴う整備推進による安定性の向上 ㊧ (P142)

〔不燃化の取組やまち全体の耐震化の推進〕

- 密集市街地の改善に向けた重点対策の推進 (P146)
- 地域住民との協働による防災まちづくりの推進 (P147)
- 民間建築物、宅地等の耐震化の推進 (P149～P150)
 - ・崖地に関する新たな技術を活用した変動の観測や相談支援により、宅地の防災性を向上 ㊧ (P150)

〔災害時の拠点となる本庁舎等の建替え〕

- 本庁舎等建替えの取組 (P143)

〔上下水道機能の安定確保〕

- 上下水道施設等の耐震化 (P176～P177, P181)
- 応急給水拠点の整備 (P176)

〔地域防災力の向上〕

- 地域防災力の強化に向けた取組の推進 (P141～P142)

〔消防力や救急医療体制の強化〕

- 消防署所の整備 (P152)
 - ・宮崎出張所の改築による防災活動拠点の整備 ㊧ (P152)
- 消防指令センターの更新整備 (P152)
- 消防団員の処遇改善 ㊧ (P153)

〔感染症対策の強化〕

- 感染症の発生ステージに応じた国や県、医療機関等と連携した取組の推進 ㊧ (P237)

〔気候変動に伴う風水害への適応力の強化〕

- 五反田川放水路の整備 (P157)
- 浸水シミュレーション等に基づく浸水リスクの高い重点化地区や局地的な浸水箇所における浸水対策の推進 (P181)
- 平瀬川の多摩川合流部の堤防整備 ㊧ (P157)

〔防犯の取組や安全対策等によるまちの価値の向上〕

- LED防犯灯の設置等の推進や防犯カメラの設置支援 (P161)
- 交通安全対策の推進 (P165)
- 総合的な犯罪被害者等支援の推進 ㊦ (P161)
- 鉄道事業者と連携した安全対策等の推進 (P169)

戦略2 「どこよりも子育てしやすいまち」をめざす

〔希望する誰もが安心して子どもを預けられる環境づくり〕

- 認可保育所受入枠の拡大 ㊦ (P248)
- 地域型保育事業による受入枠の拡大 ㊦ (P248)
- 保育士等の処遇改善の実施 (P248)
- 幼稚園における保育ニーズへの対応 ㊦ (P250)
- 幼稚園における就労家庭の園児受入の促進 ㊦ (P250)
- 保育士確保対策の推進 (P251)
- 認可保育所等の整備 (P248)
- 保育・子育て総合支援センターの整備 (P249)

〔子どもがすこやかに育つ安全な環境づくり〕

- 児童養護施設・乳児院等における施設の機能強化 ㊦ (P259)
- 児童相談体制の強化に向けた施設整備 (P258)
- ひとり親家庭支援施策の推進 (P260)
 - ・養育費の立て替え払いを行う保証会社の活用に係る手数料の一部補助に加え、公正証書作成に対する手数料の補助を新たに実施 ㊦ (P260)
 - ・「高校生等通学交通費助成事業」「通勤交通費助成事業」の対象者をひとり親家庭等医療費助成制度対象者まで拡充 ㊦ (P260)
- 障害児等への適時適切な相談・支援の実施 (P205, P276)
 - ・障害のある子どもや発達に心配のある子どもの地域生活の充実に向けた子ども発達・相談センターの整備の推進 ㊦ (P205)
 - ・医療的ケア児を支援する障害福祉サービス事業所の充実に向けた取組 ㊦ (P205)

〔子ども・若者の安心できる居場所づくり〕

- 地域の寺子屋の開講 ㊦ (P290)

〔未来を担う人材の育成〕

- 「分かる」授業の実現への学力調査・授業改善研究の推進 ㊦ (P266)
- 「キャリア在り方生き方教育」の推進 (P266)
- 新学習指導要領を踏まえた英語教育の充実 (P267)
- 学校図書館の充実 ㊦ (P268)
- 「かわさきGIGAスクール構想」の推進 (P271)
 - ・学習履歴（スタディ・ログ）などの教育データの活用 ㊦ (P271)
- 児童生徒一人ひとりに寄り添った教育支援 ㊦ (P277)

〔安全で快適な教育環境の整備〕

- 児童生徒数・学級数の動向に応じた計画的な施設整備（P282）
- 新川崎地区の小学校新設に向けた取組（P282）
- 学校施設の長寿命化に向けた取組（P281）
- 学校トイレの改修（P281）

〔多様性や子どもの権利が認められる社会の実現に向けた取組の推進〕

- 中央支援学校の狭あい解消や更なる教育内容の充実に向けた施設整備（P276）
- 「川崎市子ども会議」等の充実による子どもの育ちと意見表明の促進 ㊦（P290）

戦略3 「みんなが生き生きと暮らせるまち」をめざす

〔総合的なケアの推進〕

- 地域包括ケアシステムの構築に向けた取組（P187）
- 全世代・全対象型の地域リハビリテーションの推進（P190）
- 認知症の人や家族を地域で支える体制の構築 ㊦（P189）
- 質の高い介護サービスを支える人材の確保 ㊦（P196）
- 障害福祉サービス基盤の整備（P204）

〔健康寿命の延伸に向けた取組〕

- 市民の健康づくりの促進 ㊦（P216）
- がん検診の受診率向上に向けた取組（P215）
- かわさき健幸福寿プロジェクトの推進（P198）

〔誰もが暮らしやすい住環境づくり〕

- 社会経済状況の変化に対応した住宅施策の推進（P211～P213）
- 市営住宅の建替えや地域包括ケアシステムの構築に資する市営住宅の活用推進（P212～P213）

〔社会的・経済的自立に向けた取組の推進〕

- 障害者の特性に応じた就労等に向けた取組の推進 ㊦（P207）
- ひきこもり地域支援センターにおける取組の推進（P208）

〔誰もが生きがいを持てる地域づくり〕

- 高齢者の社会参加・生きがいづくりの促進に向けた取組（P200～P201）

戦略4 「もっと便利で快適な住みやすいまち」をめざす

〔広域拠点の整備〕

- 川崎駅周辺地区、京急川崎駅周辺地区整備の推進（P394）

- 小杉駅周辺地区における民間開発の誘導等 (P395)
- J R 武蔵小杉駅新規改札口設置に向けた取組等の推進 (P395)
- 新百合ヶ丘駅周辺地区整備の推進 (P395)

〔地域生活拠点等の整備〕

- 登戸土地区画整理事業の推進 (P398)
- 登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区のまちづくりの推進 ㊦ (P398)
- 鷺沼駅前地区市街地再開発事業の推進 (P398)
- 柿生駅前南地区の再開発事業の推進 (P399)

〔幹線道路網の整備・局所的な渋滞対策〕

- 都市計画道路等の整備 (P411～P412)
- 緊急渋滞対策の推進 (P412)
- 国道 357 号などの国直轄道路の整備促進 (P409)
- 京浜急行大師線の連続立体交差事業の推進 (P412)
- J R 南武線の連続立体交差事業の事業化に向けた取組の推進 (P413)
- (仮称) 等々力大橋・末吉橋の整備 (P412)

〔鉄道ネットワークの形成〕

- 横浜市高速鉄道 3 号線延伸に向けた取組の推進 (P409)

〔身近な交通環境の形成によるコンパクトで暮らしやすいまちづくり〕

- 路線バスネットワークの形成に向けた取組 (P415)
- コミュニティ交通の支援 ㊦ (P416)
- 駅アクセスの向上に向けた取組の推進 (P169)

〔緑と水の環境形成〕

- 緑化フェア開催に向けた取組の推進 (P316)
- 多摩川の魅力を活かす取組の推進 (P331)
- 農地の保全・活用と「農」とのふれあいの推進 (P328)

〔魅力にあふれる公園緑地のパークマネジメント〕

- 公園緑地等の管理運営の推進 (P320～P323, P325)
 - ・身近なスポーツ施設及び自然体験の場の創出に向けた取組の推進 ㊦ (P321, P325)
- 新たなみどりの担い手の確保・育成に向けた取組等のグリーンコミュニティ形成の推進 ㊦ (P318)
- 大規模な公園緑地の整備 (P320～P321)
- 魅力的な公園の整備 (P321)

〔地域資源等を活かした魅力的な都市空間づくり〕

- 地域緑化の促進によるみどりのまちづくりの推進 (P317)
- 木材利用の促進 (P403)

戦略5 「世界に輝き、技術と英知で、未来をひらくまち」をめざす

〔脱炭素化の推進〕

- 市民・企業等との協働による温室効果ガス削減（P302～P303）
 - ・脱炭素モデル地区の脱炭素化に資する優れた事業に対する支援 ㊦（P302）
 - ・公共施設への更なる再生可能エネルギー導入を目指した、P P Aモデル（屋根貸し自家消費型太陽光発電設備設置）の活用に向けた取組 ㊦（P303）
 - ・脱炭素先行地域づくりや事業者の新たな評価・支援制度の構築 ㊦（P302）
 - ・公用乗用車への電動車（HV、電気自動車等）の率先導入 ㊦（P303）
 - ・庁舎等建物内照明のLED化 ㊦（P303）
- グリーンイノベーションの推進及び中小企業に対するESG投融資の促進（P304, P339）
 - ・川崎国際環境技術展やグリーンイノベーションクラスター等において創出された事業への伴走支援や中小企業向けの脱炭素への意識醸成セミナーの実施 ㊦（P339）
 - ・ESG投融資の普及による中小企業の脱炭素経営等の促進 ㊦（P339）
 - ・環境技術を活かしたグリーンイノベーションの推進に向けた企業連携及び支援の取組（P304, P339）
- 地域エネルギープラットフォームを担う「地域エネルギー会社」の設立に向けた取組 ㊦（P303）
- 処理施設の安定的な運営及び長寿命化の推進（P312）
- ごみ減量・リサイクルの推進（P311）
- プラスチック資源循環施策の推進（P313）
 - ・プラスチックごみ一括回収に向けた実証事業等の実施 ㊦（P313）
- 川崎港のカーボンニュートラル化の推進 ㊦（P387）

〔水素戦略の推進〕

- 水素等の供給・需要拡大に向けた取組の推進（P365）
- カーボンニュートラルコンビナートの構築 ㊦（P365）
- 水素エネルギー利活用の理解促進（P365）

〔デジタル化・国際化に対応したイノベーションの推進〕

- ライフ・ウェルフェアイノベーションの推進（P358, P362）
- オープンイノベーションの推進（P362）
- 社会全体のデジタル化に向けた取組の推進（P368～P369）
 - ・オンライン決済等に対応した次期電子申請システムの導入による市民の利便性の向上 ㊦（P369）
 - ・ぴったりサービスの活用によるマイナンバーカードの利用促進 ㊦（P369）
 - ・地域人材等を活用したデジタルデバйд対策の実施 ㊦（P369）

〔中小企業の支援・商業の振興〕

- 市内中小企業・商業等の支援（P338, P342～P343, P346～P348）
 - ・産業集積の維持・強化に向けた市内への企業立地支援 ㊦（P348）

- ・商店街が実施するイベントや地域課題の解決等に向けた取組の支援 ㊦ (P342)
- 中小企業のデジタル化などの社会変化への対応 (P343, P347)
- ・中小企業の競争力強化に向けたデジタル化への支援 ㊦ (P347)
- ・商業者のデジタル化や意欲ある商業者の発掘・育成の取組の推進 ㊦ (P343)
- ・中小企業のSDGs経営に向けた取組の支援 ㊦ (P347)

〔都市農業の振興〕

- 都市農業振興施策の推進 ㊦ (P351～P352)

〔就業の支援〕

- 総合的な就業支援の実施及び多様な人材活躍の推進 (P372)

〔臨海部の活性化〕

- 臨海部の競争力強化 (P383)
- 臨海部の新産業創出拠点の形成 ㊦ (P381)
- 大規模な土地利用転換の取組の推進 ㊦ (P382)
- 国際戦略拠点の形成・マネジメント (P381)
- ・立地機関の研究・事業活動の活性化支援や市内産業への波及、起業を促進するインキュベーション機能の強化に向けた取組の推進 ㊦ (P381)
- 交通機能の強化 (P382)
- 臨港道路東扇島水江町線の整備 (P386)
- 港湾物流機能の強化 (P385, 387)

戦略6 「みんなの心がつながるまち」をめざす

〔パラムーブメントの取組の推進〕

- かわさきパラムーブメントの取組の推進 (P478)
- ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 (P168)

〔人権と多様性が尊重されるまちづくりの推進〕

- 平等と多様性を尊重した人権関連施策の推進 (P471～P473)

〔スポーツ・文化芸術の振興〕

- スポーツのまちづくりの推進 (P426～P428)
- 若者文化の発信 (P428)
- ・日常の施設として若者文化創造発信拠点の整備・運営の支援及び公園や河川敷などへの環境整備に向けた検討 ㊦ (P428)
- ・ブレイキンの世界大会の誘致及び開催の支援 ㊦ (P428)
- 市民の文化芸術活動の振興 (P431)
- ・「アート・フォー・オール」推進モデル事業の実施 ㊦ (P431)
- 被災収蔵品の修復等と新たな博物館、美術館の整備に向けた取組の推進 (P432)
- 橘樹官衙遺跡群の保存・整備・活用の推進 (P433)

- 音楽や映像のまちづくりの推進 (P439～P440)

〔協働により、心がつながるコミュニティづくり〕

- 多様な主体による協働・連携のしくみづくり (P457・P466)
- 町内会・自治会の活動を支える取組の推進 (P458)
- 生涯学習や地域活動の場としての学校施設の有効活用 ㊦ (P296)

〔シティプロモーションの推進〕

- 川崎の魅力を活かしたシティプロモーションの推進 (P444)
- 市制 100 周年に向けた取組の推進 ㊦ (P443)
- 川崎の特性を活かした観光の振興 (P448～P449)

4 第3期実施計画の推進に要する計画事業費

(単位:百万円)

	年度	総事業費	一般会計の財源内訳				
			一般会計	国庫支出金	市債	その他 特定財源	一般財源
総 計	令和4(2022)	1,376,686	878,513	162,057	93,133	108,723	514,599
	令和5(2023)	1,381,075	870,917	148,719	63,572	110,314	548,311
	令和6(2024)	1,392,745	879,304	151,569	57,780	108,582	561,374
	令和7(2025)	1,402,257	880,517	150,698	48,923	107,814	573,080
	4か年総計	5,552,763	3,509,251	613,043	263,408	435,433	2,197,364

※ 公債管理会計分の事業費は、各会計の市債の発行や償還を管理する会計であり、事業費が重複するため、対象事業費から除いています。

※ 百万円未満を四捨五入しているため、一般会計と財源内訳の合計が合わない場合があります。

5 第3期実施計画策定に向けた今後の予定

- 2月7日(月) 第3期実施計画案の公表
- 3月下旬 第3期実施計画の策定・公表

「川崎市総合計画第3期実施計画 素案」に関する 意見募集の実施結果について

1 概要

「川崎市総合計画第3期実施計画」の令和4（2022）年3月の策定に向けて、「川崎市総合計画第3期実施計画 素案」をとりまとめ、市民の皆様の御意見を募集しました。

その結果、361通844件の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する市の考え方、及び御意見を踏まえて作成した「川崎市総合計画第3期実施計画 案」を合わせて公表します。

2 意見募集の概要

- ・意見の募集期間 令和3（2021）年11月27日（土）から12月27日（月）まで
- ・意見の提出方法 FAX、郵送、持参、インターネット（フォームメール）、電子メール
- ・募集の周知方法 市政だより、市政だより特別号、市ホームページ、かわさき情報プラザ
各区役所市政資料コーナー、支所・出張所、市民館・図書館
総務企画局都市政策部企画調整課
市民説明会、出前説明会 等

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）		361通（844件）
内訳	インターネット・電子メール	82通（194件）
	FAX	129通（365件）
	郵送	34通（91件）
	持参	110通（159件）
	説明会当日に提出されたもの	6通（35件）

4 パブリックコメント意見の内容と対応

「川崎市総合計画第3期実施計画 素案」の内容に対する御意見として、御意見の趣旨が案に沿ったもののほか、語句の説明を求めるもの、今後の取組を進めていく上で参考とするもの、案に対する要望の御意見などが寄せられました。御意見を踏まえ、一部語句についての説明を追加するとともに、時点修正等の必要な修正を行った上で、「川崎市総合計画第3期実施計画 案」をとりまとめました。

なお、提出された御意見のうち、「川崎市行財政改革第3期プログラム 素案」及び「資産マネジメント第3期実施方針 素案」に特に関係が深い意見については、同時期に実施している同素案に関する意見募集の実施結果にも参考として掲載しています。

【対応区分】

- A 御意見を踏まえ、当初案に反映したもの
- B 御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえ、取組を推進するもの
- C 今後の取組を進めていく上で参考とするもの
- D 案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの
- E その他

【意見の件数と対応区分】

項目	A	B	C	D	E	計	
かわさき 10 年戦略に関すること	0	1	0	4	0	5	
政策体系別計画	基本政策 1 に関すること	0	3	6	126	2	137
	基本政策 2 に関すること	0	5	3	196	4	208
	基本政策 3 に関すること	0	6	1	31	1	39
	基本政策 4 に関すること	1	4	16	328	3	352
	基本政策 5 に関すること	0	4	0	50	1	55
総論、進行管理と評価、その他	0	1	2	45	0	48	
合計	1	24	28	780	11	844	

(参考) その他、寄せられた意見

- ・ 市民説明会（令和 3（2021）年 12 月 18 日開催）における意見・質問 18 人（22 件）
- ・ その他の意見・質問 2 通（2 件）

【具体的な意見の内容と市の考え方】

- (1) かわさき 10 年戦略に関すること . . . 3 ページ
- (2) 基本政策 1 に関すること . . . 4 ページ
- (3) 基本政策 2 に関すること . . . 22 ページ
- (4) 基本政策 3 に関すること . . . 39 ページ
- (5) 基本政策 4 に関すること . . . 47 ページ
- (6) 基本政策 5 に関すること . . . 66 ページ
- (7) 総論、進行管理と評価、その他 . . . 71 ページ

(参考) 市民説明会（令和 3（2021）年 12 月 18 日開催）における意見・質問
 . . . 79 ページ

(参考) その他の意見・質問
 . . . 86 ページ

※次ページ以降の意見の要旨欄の文頭にある括弧内の番号等については、意見に関連のある川崎市総合計画第 3 期実施計画素案の施策等を示しています。

(1) かわさき 10 年戦略に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	(戦略1) 「みんなで守る強くなやかなまち」の「R12にめざす姿」で、「自助・共助(互助)・公助の力が高まり災害に強く迅速に立ち直れるまち」とあるが、行政は公助を優先すべきであり、災害を起こさないまちづくりをめざすべきではないか。	本市におきましては、力強くしなやかなまちをめざし、地震・風水害等に対して、ハード・ソフト両面から取組を進めているところです。災害に対しては、このような公助の取組だけでなく、いざという時に、一人ひとりが適切な避難行動をとることや、地域の多様な主体による支え合いが重要です。 今後も、地域と行政が一体となって災害に立ち向かえるよう、対策に取り組んでまいります。	D
2	(戦略2) かわさき 10 年戦略において「子どもの権利に関する条例」がどのように位置づけられているのか明確に記載する必要がある。	「川崎市子どもの権利に関する条例」では、子どもは、大人とともに社会を構成するパートナーであり、社会に参加する権利があるとしており、第 29 条において「子どもの参加の促進」を規定しています。これを受け、かわさき 10 年戦略では、「子どもの意見表明の場の充実など、子どもの権利を尊重する社会の実現に向けた取組の推進」を記載しています。	D
3	(戦略4) 「もっと便利で快適な住みよいまち」を掲げることは歓迎するが、様々な交通体系の連携には、駅前機能の充実が必要。駅前にタクシー乗り場やバス停も無いような駅では交通ネットワークは構築できないため、駅前機能の整備や充実を施策にしっかりと位置付けるべき。 稲田堤駅では、町会が駅前のタクシー乗り場の設置を請願し、採択されたが、いまだに整備されていない。できるところから早く着手してほしい。	交通結節機能の強化につきましては、分野別計画である「川崎市地域公共交通計画」に基づき、駅前広場等の整備にあわせた乗換えの利便性向上に向けた取組を推進しております。 京王稲田堤駅前へのタクシー乗り場につきましては、タクシー事業者へのヒアリングを行い、夜間については一定の需要が見込まれておりましたが、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響による利用者が減少しており、車両を待機するまでの利用状況にはないと伺っております。 本市といたしましては、今後の利用状況とともに配車アプリの普及などの地域公共交通を取り巻く社会環境の変化を注視しながら、引き続き、地域交通環境の向上に取り組んでまいりたいと考えております。	D
4	(戦略5) 川崎には優れた技術を持つ企業や研究所が多く、将来に向けて大きな期待ができるが、市民が十分に気付いていない様子も見受けられるため、引き続き様々なイベントを通じて市民が誇れるようなものにしてほしい。	本市では、「新川崎・創造のもり」や「ナノ医療イノベーションセンター(iCONM)」などにおける、先端分野の研究開発を通じた市内の研究開発基盤の強化等をめざしており、イベント等を活用した情報発信に努めております。 また、川崎臨海部の持続的な発展に向けて、イベントの開催や視察の受入等の情報発信につながる取組の推進などを通じて、臨海部の認知度・理解度向上に取り組んでいるところです。御意見は、こうした取組を引き続き進めていくにあたり、参考とさせていただきます。	B
5	(10 年戦略全体) めざす姿の実現のために具体的に何をするのが伝わってこないの、それを見える形で公表していただきたい。	かわさき 10 年戦略では「R12(2030)にめざす姿」の実現に向けた「R7(2025)の目標」の達成のため、第3期実施計画の各施策での取組を実施することとしており、具体的な取組の内容については政策体系別計画においてお示ししているところです。	D

(2)基本政策1に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	(1-1-1) 災害の種類による被災状況、地域による違いがあるため、それぞれの地域において、どのような災害リスクが想定されるのか調査し、対策に取り組む必要がある。	地域ごとの災害リスクにつきましては、各種ハザードマップ（土砂災害、洪水、津波、内水）を作成し、被害が想定される区域を表示しており、リスクに対応した取組をハード・ソフトの両面から進めているところです。 災害時のリスクにつきましては、風水害、地震の災害種別やお住まいの地域のほか、家族構成、居住形態によっても異なるため、一人ひとりが、災害時に自分がとるべき避難行動を把握し、適切な行動をとっていただけるよう、啓発に取り組んでまいります。	D
2	(1-1-1) 大規模災害の被災後には情報収集や連絡の手段が困難になる。正しい情報や連絡が取れるような環境整備が必要である。	本市におきましては、被災後の情報収集や連絡手段として、防災行政無線やかわさき防災アプリ等、様々な媒体を活用した情報伝達手段の整備を進めております。今後も避難所等の各施設及び市民の皆様へ正しい情報伝達が行えるよう、環境整備に取り組んでまいります。	D
3	(1-1-1) 避難場所での人権やプライバシーが大きな課題となる。特に女性の安全面を考慮した対策や相談窓口の設置が必要である。	本市における避難所運営につきましては、自助、共助、公助による適切な運営をめざしており、公平を原則として、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦など配慮が必要な避難者や男女双方の視点など、避難者の状況に応じて柔軟に対応することとしております。 避難所におけるプライバシーの確保については、大変重要と考えており、民間団体と協定を結ぶなど取組を進めているほか、避難所運営マニュアルにおきましても、女性への配慮や防犯対策等記載しており、事前の準備と体制づくりに取り組んでまいります。 また、災害時における様々な被害やニーズに対応するため、防災基本計画等を踏まえ、令和3年度の地域防災計画（風水害対策編）の修正において、男女共同参画センターが男女共同参画の視点に基づく防災活動の拠点となるよう、役割を位置付ける予定でございます。	D
4	(1-1-1) 地震等の災害と感染症の複合的な災害が予想されるが、感染を防ぎつつ安全に避難できる対策が必要である。	災害時におきましては、避難所に避難者が集中し、感染リスクが高まる可能性があります。災害時に自宅での安全が確保できない場合については、まずは安全な親戚・友人宅やホテル等への避難を検討いただくよう啓発に取り組んでいるところです。 また、避難所におきましては、検温、手指消毒、体調等に応じたスペース分けなどの感染症対策を行っておりますが、避難される方に対しましても、マスクの着用や手洗いの徹底などの御協力をお願いしているところです。 引き続き、避難者の分散、避難所での感染症対策の取組を推進してまいります。	D

(2) 基本政策1に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
5	(1-1-1) 中原区の下沼部小学校や西丸子小学校は地盤が低く、水害の避難場所としてふさわしくない。地震と水害で避難場所を区別するべき。	指定避難所につきましては、法令上の要件や地域の実情を踏まえ、限られた条件の中で指定をしており、本市におきましては、原則として市立学校等を指定しております。 しかしながら、災害の程度や地域の実情に応じて、住民が容易に避難できるよう指定避難所のほか、他の公共施設や避難所補完施設等を活用するなど柔軟に対応することとしております。	D
6	(1-1-1) 高津区久末地区のプラザ橋を地域の災害等の避難所に指定してほしい。		D
7	(1-1-1) 大規模災害では市が想定する避難場所では対応できない。近隣のマンションと協定を結び災害時に避難場所として利用できるようなすべきである。		D
8	(1-1-1) 災害が30年以内に確実に起きると言われているがそれに備える対策は十分なのか。すべての町会に避難できる広い公園はあるか。	激甚化・頻発化する風水害への対策や、首都直下地震への備え、更には複合災害への対応など、大きな被害をもたらす災害への対応力の向上を図るため、地域防災計画等、各種計画を推進し、ハード・ソフトの両面から市の防災対策を進めてまいります。 なお、身近な街区公園の整備につきましては、「川崎市緑の基本計画」に基づき、小学校区を基本に公園の確保に努めており、公園が不足している小学校区を優先して取組を進めております。	D
9	(1-1-1) 自助・共助を強調し、行政の果たすべき役割を回避しようという姿勢は改めるべきである。	本市におきましては、力強くしなやかなまちをめざし、地震・風水害等に対して、ハード・ソフト両面から取組を進めているところです。災害に対しては、このような公助の取組だけでなく、いざという時に、一人ひとりが適切な避難行動をとることや、地域の多様な主体による支え合いが重要です。	D
10	(1-1-1) 自助・共助について記載されているが、公助が欠けていて水害が起きた。その統括もせず自助・共助と言われても説得力がない。	今後、地域と行政が一体となって災害に立ち向かえるよう、対策に取り組んでまいります。	D
11	(1-1-1) 多摩川の危険箇所を公表し、それに対する具体策を国に明らかにさせるよう市の責任で要請すべき。	国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所におきましては、洪水等に際して特に注意が必要な箇所を「重要水防箇所」としてホームページ等で公表しております。また、本市が公表しているハザードマップや浸水実績図等により、危険箇所を御覧いただけます。引き続き、国や県等の関係機関と連携し、被害軽減に向けた対策を進めてまいります。	D
12	(1-1-1) 自主防災組織の主体となる町内会は会員の減少や高齢化が進み、自主防災組織を作る環境にない。また行政と町内会で進める防災訓練は、啓発の意味はあるが本来の目的を達成できていないため、本番を想定した訓練が必要である。避難場所や規模など経験や訓練を積む必要がある。	自主防災組織の結成につきましては、町内会等の住民組織を基本単位としております。しかし、その活動区域、地形、面積、構成世帯数の規模等の事情により、自主防災組織の効果的な運営を図るために、マンション単位など地域を分割した結成についても認めるなど、地域における防災力の向上に努めております。引き続き、近隣住民との良好な関係が構築され、地域一体となった防災活動につながるよう取り組んでまいります。 また、防災訓練につきましては、これまでの自然災害での災害対応や教訓等を踏まえた体験型訓練の他、実際の施設を使用した避難所訓練等を実施しております。今後も、地域特性や参加団体の状況	D

(2) 基本政策1に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
		にに応じた、様々な災害対応訓練を企画・実施できるよう取り組んでまいります。	
13	(1-1-3) 国や市が幹線道路沿いのマンション等に対して、耐震診断の実施を求めているが、診断を受けても工事に対する補助金が少なく、対策が進まない。よって、工事にあたっての補助金を増やすように、国と県に要望するべき。また、川崎市においても補助金を増やすべき。	耐震診断を義務付けた沿道建築物につきましては、令和7年度における特定建築物の耐震化率の目標達成に向けて、これまでの耐震設計や耐震改修に対する助成に加え、令和3年度から支援メニューを拡充し、新たに除却や段階的耐震改修に対する助成も行うことにより、所有者等の個別の事情に応じた耐震化の取組を支援しているところであり、今後も着実に特定建築物の耐震化促進に向けた取組を進めてまいります。 なお、国と県に対しては、十分な財政措置を講ずるよう、予算編成に対する要請を行っているところです。	D
14	(1-1-5) 水害対策は多摩川全体をどうするかが重要。国、県、流域の市町村と連携した対策が必要だが、計画からは読み取れない。	多摩川につきましては、令和元年東日本台風の水害を踏まえ、令和元(2019)年12月に、国、都、県、市区で構成する「多摩川下流部右岸・多摩川下流部左岸・多摩川上流部大規模氾濫減災協議会多摩川下流部減災対策部会」を設置し、同部会において、「多摩川緊急治水対策プロジェクト」をとりまとめ、令和元年東日本台風と同様の洪水が発生した場合等において、国と地域が連携し、「河川における対策」、「流域における対策」および「ソフト対策」の組み合わせにより、社会経済被害の最小化をめざしております。 「河川における対策」では、国が多摩川において、198万立方メートルの河道掘削や樹木伐採、堤防整備、既存ダムの洪水調節機能強化などに取り組むこととしております。 今後も引き続き、国や流域自治体が一体となり、流域全体の治水安全度の向上と被害の軽減を図り、水害に強いまちづくりを実現してまいります。	D
15	(1-1-5) 多摩川に関連する施策は「流域治水」の立場から議論されているが、議論の結果を待って動き出すのではなく、直ちに必要な対策を今から進めるべきである。市内の浸水被害は、多摩川の決壊・越水による被害発生と、内水氾濫による浸水被害の発生である。そこで、多摩川への出水抑制を図るため、公共施設(学校のグラウンド等)等を利用した大規模貯留施設を設置すべきと考える。	多摩川につきましては、流域のあらゆる関係者が協働して治水対策に取り組む「流域治水」を推進するため、流域協議会で協議し、流域全体で実施すべき「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」「被害対象を減少させるための対策」「被害の軽減、早期復旧・復興の対策」からなる流域治水の全体像を、令和3(2021)年3月に「多摩川流域治水プロジェクト」として、とりまとめました。 国土交通省では、令和元年東日本台風の水害を踏まえとりまとめた「多摩川緊急治水対策プロジェクト」に基づき、被害の軽減に向けた治水対策として、河道の流下能力の向上に向け、国道1号付近より下流部の区間と、東名高速多摩川橋付近より上流部の区間において、令和6(2024)年度までに198万立方メートルの土砂掘削を行い、水位の低減を目的とした河川における対策や樹木伐採、堤防整備、既存ダムの洪水調節機能強化などを実施しております。 本市といたしましては、河道掘削等については流下能力を向上させる取組であり、浸水対策として有効な対策であると考えておりますので、令和4(2022)年度の国の予算編成に対し、河川管理上必要な箇所の河道掘削等について、引き続き、要請したところです。 また、洪水時、一時的に流域内で雨水を貯留できるよう公共施設などの既存ストックを活用した流出抑制対策を進めるなど、今後も引き続き、国や流域自治体と連携し、多摩川の治水安全度の向上に取り組んでまいります。	C

(2) 基本政策 1 に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
16	(1-2-1) 犯罪被害者支援とは具体的にどのようなものか。本当に実施しているのか。	本市におきましては、平成 20 (2008) 年に犯罪被害者等支援相談窓口を設置し、専門の相談員 (警察 0B) が面接または電話による相談に応じるほか、各種支援施策の情報提供などを行っております。令和 4 (2022) 年 4 月の「犯罪被害者等支援条例」の施行後は、犯罪被害者等に特化した経済的支援や日常生活支援等を実施する予定となっております。	D
17	(1-2-1) 川崎市は自衛隊に名簿提供を行っているが、市民の個人情報を守ってほしい。 (同趣旨 他 1 件)	自衛官等募集事務につきましては、自衛隊法第 97 条第 1 項に基づく事務として、また当該事務に係る資料提出は、地方自治法及び地方自治法施行令で定める第 1 号法定受託事務として、自衛隊法施行令第 120 条に基づき実施しておりますので、今後も、関係法令に基づき適切に実施してまいります。	D
18	(1-2-3) 中野島駅の北口改札を時間限定ではなく、どの時間でも利用できるようにしてほしい。	J R 南武線中野島駅の北側にある臨時改札口につきましては、橋上駅舎化までの暫定施設として、特に朝夕の通勤、通学時間帯の踏切通行者の安全対策を図ることを目的に、開設時間を設定したものでございます。 開設時間の延長につきましては、維持管理の費用負担などの課題がございますが、JR 東日本と協議調整を行っているところです。	C
19	(1-3-1) 生田浄水場を復活させてほしい。わざわざお金をかけて、遠くの水を利用したくない。災害時にも不安。 (同趣旨 他 9 件)	生田浄水場 (上水道施設) につきましては、施設が古く最も老朽化が進行していたこと、地盤の低い地区にあり、地下水の汲み上げや配水池への送水にポンプを使用するため、電力を多量に消費すること、水源が市街地にある浅井戸で水質に不安があることなどから、平成 28 (2016) 年に廃止したもので、現在、生田浄水場の復活等は考えておりません。 本市におきましては、自己浄水場である長沢浄水場の浄水と神奈川県内広域水道企業団 (以下「企業団」という。) からの受水により、市内の水需要に対して十分な水量を確保しており、安定的な給水が可能となっております。 長沢浄水場は、耐震化や覆蓋化が完了していること、水源からの導水系統にバックアップ機能を有していること、水源から各ご家庭まで自然流下での送水が可能なこと、災害に強く、環境に優しい浄水場であると考えております。 また、企業団は、最も後発の水源開発であり、施設が比較的新しく、県内の主要水源である相模川と酒匂川の 2 水系の水を、広域的立場から有効かつ的確に運用できるよう施設の配置がなされており、水源水質事故や濁水等に強く、本市の安定給水を確保する上で有効と考えております。 水質につきましても、本市及び企業団において水源から蛇口まで徹底した水質管理を実施しており、水質基準に適合した良質な水道水を供給しておりますので、安心して利用いただけます。 今後も継続して、安全でおいしい水を安定供給していくため、施設・管路の更新及び耐震化や、応急給水拠点の整備、水質管理の徹底などの取組を進めてまいります。	D

(2) 基本政策1に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
20	(1-3-2) 多摩川は下水を流した川にも関わらずきれいで、鯉や鴨など何種類もの生き物がいることに驚いた。川崎市が世界の水の浄化に貢献していることも素晴らしい、他県の手本になれると思う。	下水道事業につきましては、下水道の普及促進を積極的に推進してきた結果、下水道処理人口普及率は約 99.5%（令和2（2020）年度末）となり、ほとんどの市民が下水道を利用できるようになりました。これら下水道の整備により、河川の水質は改善されてきたところでございます。 引き続き、「地域の安全と環境を守り、きれいな水を川崎の川と海に返す」ことを実現するため、着実に取組を進めてまいります。	B
21	(1-3-2) 内水氾濫に備えるため、川崎・幸・中原区等にある各排水ポンプ場の排水能力をアップし、多摩川が中規模程度の出水時や水位低下時にポンプ排水を行うことによって、内水氾濫を解消させるべきと考える。内水ハザードマップで明らかになった浸水地域の内水排除を促進するために、この排水ポンプ施設を利用することができると思う。	川崎市・幸区・中原区を含む市内のポンプ場につきましては、現在、5年確率降雨（時間雨量 52mm）に対応した排水能力を有しております。 また、浸水リスクの高い重点化地区については、10年確率降雨（時間雨量 58mm）にグレードアップした施設整備を進めているほか、国の「下水道浸水被害軽減総合事業」の要件を満たす地区では既往最大降雨（時間雨量 92mm）においても床上浸水とならない対策を進めております。 こうした下水道施設の整備により、多摩川高水位時や現在の下水道施設の排水能力を超える降雨においても、一定の内水排除ができるものと考えております。	B
22	(1-3-2) 令和元年東日本台風での大きな被害についての原因と対策が求められている。市が樋門ゲートを閉めなかったことによる被害に対しての反省がなければ、同じ過ちを繰り返すのではないかな。	排水樋管周辺地域における浸水対策につきましては、令和元年東日本台風による浸水被害を踏まえ、排水樋管ゲートの改良や操作手順の見直し、排水ポンプ車の導入等、これまでに実施してきた即効性のある短期対策の取組効果を着実に発現できるよう、適切な運用に努めているところでございます。引き続き、浸水被害を踏まえた対策を着実に進めてまいります。	D
23	(1-3-2) 市長は令和元年東日本台風の被災地に出向き、被災者と対話したのか。浸水被害は管理者が水門を閉鎖しなかったことで、多摩川からの水の逆流によって起こされたことは明らか。現場に赴き、被災者ときちんと向き合えば、裁判までしなくても済んだのではないかな。	令和元年東日本台風による排水樋管周辺地域における浸水につきましては、浸水原因等の検証と短期対策及び中長期的な対策の方向性についての検証を行い、令和2（2020）年4月に検証結果を公表しました。その後、同年7月から上下水道局を含む関係局区が連携し、住民説明会を実施し、直接地元住民の方々の御意見を伺いました。 令和元年東日本台風当日の排水樋管ゲートの操作につきましては、排水樋管周辺地域で降雨が確認されていたことに加え、気象庁から神奈川県内に大雨が降る見込みとの予報が出ており、ゲートを閉鎖することにより内水氾濫が生じる可能性があったことから、ゲート開を維持する判断を行ったものでございます。 引き続き、浸水被害を軽減する取組を地元住民の方々の理解を得ながら進めるとともに、国や他の流域自治体とも連携しながら、河川水位の低下など多摩川流域全体の安全度の向上と被害の軽減を図り、被害に強いまちづくりを実現してまいります。	E
24	(1-4-1) 地域包括ケアシステムの構築の考え方に賛同する。	少子高齢化の進展に伴い、ひとり暮らしや認知症の高齢者、障害者の更なる増加が見込まれることから、引き続き、住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けて取組を進めてまいります。	B

(2) 基本政策1に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
25	(1-4-1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経済格差が拡大し、生活困窮者への支援が急務。NPO やボランティアによる支援には限界があるため、積極的な公助が必要。とりわけ、高齢化が進み、勤労者とのつながりが希薄になってしまう可能性があるため、地域の人材の主体的な参加を待つことなく、積極的に行政が取り組む必要がある。	本市におきましては、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めています。そのためには、自助・互助・共助・公助の適切な役割分担が重要であると考えております。 こうした中、失業等で生活にお困りの方に関する公的な相談支援機関である「川崎市生活自立・仕事相談センター（通称だいJOBセンター）」におきましては、就労や家計管理、精神保健等の専門の相談員が生活に関する様々な御相談をお受けし、自立に向けた支援を実施しています。 引き続き、必要な方への公的な支援のほか、地域での助け合いや民間事業者によるサービス提供等、多様な主体の活躍による、よりよい支援の実現をめざして、行政による適切な地域のマネジメントに取り組んでまいります。	D
26	(1-4-1) 新型コロナウイルス感染症の影響で貧困や格差が広がっており、実態を調べて困っている人に支援が行き届くようにしてほしい。	本市におきましては、新型コロナウイルス感染症が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金を給付することとしております。 また、子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、一定所得以下の子育て世帯に給付を行うこととされており、特に感染症の影響を強く受けると考えられる世帯を対象としたものと理解しておりますので、国の基準に基づき、児童を養育している者の年収が児童手当の特例給付水準以上の世帯を除き、平成15(2003)年4月2日から令和4(2022)年3月31日までの間に出生した児童を養育する方に児童1人当たり10万円の給付を行ってまいります。	D
27	(1-4-1、2-1-4) 10万円の支援は、貧困層や仕事が無くなって困っている人に実施してほしい。	本市におきましては、新型コロナウイルス感染症が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金を給付することとしております。 また、子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、一定所得以下の子育て世帯に給付を行うこととされており、特に感染症の影響を強く受けると考えられる世帯を対象としたものと理解しておりますので、国の基準に基づき、児童を養育している者の年収が児童手当の特例給付水準以上の世帯を除き、平成15(2003)年4月2日から令和4(2022)年3月31日までの間に出生した児童を養育する方に児童1人当たり10万円の給付を行ってまいります。	E
28	(1-4-1) 行政区域を選択できるようにしてほしい。近所に隣の区域の拠点があるが、遠くの拠点には行きづらい。	本市におきましては、市民の皆様身近な地域で適切にサービスが提供できるよう、様々な公共施設等を設置・運営しています。法令等で規定した場合を除き、行政区等に限らず、お近くの施設等を御利用いただくことが可能となっております。 また、地域包括支援センターなど担当地区を明確にすることで、地域の状況に応じた支援につなげている機関もございますが、お越しになることが難しい場合でも、電話で相談を受け付け、適切に支援につながるよう柔軟に対応しております。	D
29	(1-4-1、1-4-2) 計画には「デジタル化の推進」を掲げる一方、医師・歯科医師・薬剤師・看護師・ケアマネージャー等が出席する地域ケア会議や介護支援サービス担当者会議などの各種会議は、旧態依然の会議が進められている。多くの場合は日中、医療職が担当患者の対応に当たっている時間帯に、指定の会議室で対面の会議を余儀なくされており、急	地域包括支援センター等が開催する地域ケア会議等につきましては、様々な関係者の多角的な視点から御意見をいただき、個別課題の解決、地域のネットワーク構築等に資する検討を進めているところです。 会議の運営にあたりましては、関係者から適切な意見を聴取することは大変重要ですので、今後につきましても、御意見を伺いながら開催方法等を工夫してまいります。	C

(2) 基本政策1に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
	<p>患患者の為に都合がつかない場合が非常に多くある。市が関与するこれらの会議においては、ネット会議の開催を強くお願いしたい。</p>		
30	<p>(1-4-1、1-4-2) 周辺で孤独死が続いている。体調が悪く時など、一人暮らしの人を支援する制度を作ってほしい。24時間「命」をサポートするシステムを医療機関や関係機関と連携して作ってほしい。</p>	<p>ひとり暮らし高齢者の更なる増加が想定される中、孤独死対策は大きな課題と認識しており、本市におきましては、ひとり暮らし高齢者等を対象とした緊急通報システム事業を実施し、24時間365日、携帯型及び自宅設置型端末からの緊急通報を可能とし、必要に応じて救急車の手配や警備員の現場駆け付けを実施する取組を行っております。</p> <p>また、宅配や店舗等の民間事業者と連携し、住民の異変に気づいた際に市に通報していただく「地域見守りネットワーク事業」などを展開しており、支援が必要な方を早期発見した上で、安否確認及び必要な支援を行っています。</p> <p>今後も、多様な主体と協働して各事業を推進し、地域全体でひとり暮らし高齢者を見守る体制を強化してまいります。</p>	D
31	<p>(1-4-1、1-4-2、1-4-3、2-1-1) 高齢者施策など、もっと福祉に温かい市政を求める。</p>	<p>本市におきましては、高齢者福祉につきまして、「かわさきいきいき長寿プラン」を策定し、超高齢社会の到来に備え、課題やニーズを整理した上で、介護が必要になっても可能な限り、住み慣れた川崎で暮らしていただくためのしくみづくりや介護サービス基盤の整備など様々な施策を推進しております。</p>	D
32	<p>(1-4-1、1-4-2、1-4-4) 高齢者や障害者への社会保障の充実を望む。</p>	<p>また、障害者福祉につきましては、「かわさきノーマライゼーションプラン」を策定し、障害のある人もない人もお互いを尊重しながら共に支え合う自立と共生の地域社会の実現に向けて、各種施策を推進しております。</p>	D
33	<p>(1-4-1、1-4-2、1-4-4、2-1-1) いのちの平等等観点で、子どもやお年寄りなど、福祉に温かい市政運営をお願いしたい。</p>	<p>さらに、子ども・子育て支援を最重要課題として、待機児童対策を推進するとともに、質の高い保育・幼児教育の総合的な提供などに取り組んでまいりました。引き続き、本市の子育て家庭を取り巻く状況をしっかりと踏まえた上で、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに向け、総合的に子育て支援施策を推進してまいります。</p> <p>今後も将来を見据えて乗り越えなければならない課題に対応し、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けられるよう、着実に取組を進めてまいります。</p>	D
34	<p>(1-4-1、1-4-2、1-4-4、1-5-1) 高齢者や障害者の支援制度を見直しの対象にすべきではない。市民を守る福祉行政を望む。</p>	<p>高齢者の支援につきましては、介護保険制度との整合性を図りながら、社会状況の変化、利用状況、高齢者実態調査の結果等を踏まえ、制度の持続可能性の観点から最適化を図り、支援を行ってまいります。</p> <p>また、障害福祉サービスの支援制度につきましても、国の制度改正の動向や支援に対するニーズを踏まえ、検証しながら制度の持続可能性の観点から最適化を図り、支援を行ってまいります。</p>	D

(2) 基本政策1に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
35	<p>(1-4-1、1-4-2、1-4-3、1-4-4、1-5-1) 高齢者外出支援乗車事業、高齢者への市単独事業、障害者施設運営補助金、重度障害者医療費助成制度、福祉施設の民営化などが見直し対象とされているが、本来行政が最も手をさしのべるべき社会的弱者を切り捨ててはならない。</p>	<p>高齢者外出支援乗車事業につきましては、正確な利用実態の把握と高齢者数の増加に伴う持続可能な制度への見直しが必要であることから、令和2（2020）年度に外部有識者や市民公募委員等で構成する本事業のあり方検討会議を設置し、事業の方向性について取りまとめました。今後、令和4（2022）年度にICTを導入し、正確な利用実態を把握した上で、改めて持続可能な制度構築に向けた検討を進めてまいります。</p> <p>また、高齢者への市単独事業による支援につきましては、介護保険制度との整合性を図りながら、社会状況の変化、利用状況、高齢者実態調査の結果等を踏まえ、制度の持続可能性の観点から最適化を図り、支援を行ってまいります。</p> <p>障害者施設運営補助金につきましては、事業所が利用者に対して良質なサービスを提供できるよう国の法定給付に上乘せし、給付している加算になります。障害福祉サービス利用者が増加する中で、今後も持続可能な形で、継続できるよう、国の制度改正の状況、障害福祉を取り巻く状況や環境変化、利用者のニーズ等に鑑み、サービス内容について検証していく必要があると考えております。</p> <p>重度障害者医療費助成制度につきましては、昭和48（1973）年度から、神奈川県による全額補助制度により開始されましたが、その後、県が補助制度を見直し、政令市に対する補助率を「3分の1」としたほか、65歳以上の新規手帳取得者を対象外とするとともに一部負担金を導入し、さらに所得制限を設けました。本市では対象者への影響に配慮し、これらの導入を見送っていますが、助成額が増加傾向である課題があるため、制度を維持する観点から助成のあり方について検討していく必要があると考えております。</p> <p>福祉施設の民営化につきましては、市内の福祉施設のほとんどは、すでに民間によって運営されており、多くの施設において質の高いサービスが提供されていること、また、市民の福祉ニーズが増大・多様化していることを踏まえ、施設機能の集約・再編等を行うことによって、効率的・効果的な活用策を検討していくことが必要と考えております。民間における類似サービスの増加や充実により、市が設置する意義が薄れてきている施設については民設化を進めてまいります。運営に行政の関与が必要である施設や、給付費だけでは運営が困難な施設等については、指定管理者制度を適用することにより、引き続き公設施設として存続させる方針です。今後につきましても、事業者に対する指導監査等を通じて、質の高い福祉サービスの確保に努めてまいります。</p> <p>休日・夜間急患診療所につきましては、初期救急医療体制の確保において公益性が極めて高いことから、市民の利便床向上に努めながら、今後も継続的・安定的な運営を図ってまいります。</p>	D
36	<p>(1-4-2) 「川崎市の高齢者は、介護認定率が高い」とのことだが、その原因をどのように分析しているのか。</p>	<p>要介護（要支援）認定率につきましては、地域における高齢者や介護を取り巻く環境など、様々な要因による変動が想定されますが、引き続き超高齢社会の到来に備え、課題やニーズを整理した上で、介護予防の取組や要支援認定者等の自立支援・重度化防止、要介護度の改善・維持の取組などの施策を推進してまいります。</p>	D

(2) 基本政策1に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
37	(1-4-2) 特別養護老人ホームを増設してほしい。 (同趣旨 他19件)	特別養護老人ホームにつきましては、国の基本方針に基づき、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年を見据え、新たに算出した要介護認定者数の推計値から、必要な整備計画数を算出し、計画に沿って整備を進めております。	D
38	(1-4-2) 介護施設の入居希望待機者が全員施設に入るために、何年かけて施設を整備するのか、目標を持つべき。	また、要介護高齢者の在宅生活を支えていくための「居宅サービス」や「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、医療的ケアを加えた「看護小規模多機能型居宅介護」等の「地域密着型サービス」の拡充や、介護者の負担軽減のための「ショートステイ」の整備をあわせて進めていくことが重要であることから、今後も、各区の設置バランスや地域性等を勘案するとともに、真に入居の必要性が高いと認められる方が優先的に入居できるよう、必要な整備を進めてまいります。	D
39	(1-4-2) 介護施設での悲惨な事件を防ぐためにも、介護従事者の教育や処遇改善が必要。 (同趣旨 他2件)	介護従事者の人材育成につきましては、支援を必要とする高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で生活を営むことができるよう、支援に関する調査研究や、関係諸機関相互の連携の調整、専門的な人材育成などの取組を進めてまいります。 また、処遇改善につきましては、介護人材の確保と定着を推進するにあたり、国と本市がそれぞれの役割を果たしながら取り組んでいく必要があることから、引き続き、適切な介護報酬の設定などの対策を講じるよう、国に要望してまいりたいと考えております。	D
40	(1-4-3) 高齢者がいつでも集えるいこいの家を作してほしい。	いこいの家の整備につきましては、平成31(2019)年3月に策定した「いこいの家・老人福祉センター活性化計画(IRAP)」において、いこいの家及びいきいきセンターの施設のあり方や、より効果的な活性化の方策についての方向性を示しており、いこいの家については、一層の高齢化の進展や、高齢者の移動距離なども鑑み、中学校区を基準とした施設配置の考え方から「機能重視」の考え方へと転換し、施策を進めていくこととしております。 引き続き、既存施設の活性化に加え、中学校区等の区域に捉われずに、他の公共施設や民間施設の活用によっていこいの家機能を広く展開していくための取組等を、関係局区と連携しながら推進してまいります。	D
41	(1-4-3) 老人いこいの家の設置に関する要望に対して、「土地が見つかったら作る」と答えながら、消防署や自治会館跡地は医師会や民間活用に回している。市民の安全安心のために市の財政を活用すべき。	いこいの家の整備につきましては、平成31(2019)年3月に策定した「いこいの家・老人福祉センター活性化計画(IRAP)」において、これまで中学校区に1か所を基本に整備を進めてきたいこいの家について、一層の高齢化の進展や、高齢者の移動距離なども鑑み、中学校区を基準とした施設配置の考え方から「機能重視」の考え方へと転換し、施策を進めていくこととしております。 これを踏まえ、令和2(2020)年10月から中原区の生涯学習プラザにおいて週2日のシニア向け無料開放デーを開始するなど、地域住民の通いの場の創出に取り組んでいるところです。 引き続き、既存施設の活性化に加え、中学校区等の区域に捉われずに、他の公共施設や民間施設の活用によっていこいの家機能を広く展開していくための取組等を、関係局区と連携しながら推進してまいります。	D

(2) 基本政策1に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
42	(1-4-3) 「収入を伴う仕事をしている高齢者の割合」を指標にしているが、高齢者の生きがいがづくりや社会参加の促進が目的であるなら、年金収入のみでは生活できず、やむなく働いている高齢者の実態を把握しなければ指標として適切ではないのではないか。	高齢者の生きがいがづくりにつきましても、就労を含めた社会参加が重要であることから、指標の一つとして「収入を伴う仕事をしている高齢者の割合」を設定しております。 高齢者の就労する動機は様々であると考えておりますので、引き続き、シルバー人材センターのほか、だいJOBセンターやキャリアサポートかわさきなど、関係機関と連携しながらニーズに合わせた取組を実施してまいります。	D
43	(1-4-3) 高齢者の特別バス乗車証は以前のように無料にすべき。介護予防や経済活性化にもつながる。	高齢者外出支援乗車事業につきましても、正確な利用実態の把握と高齢者数の増加に伴う持続可能な制度への見直しが必要であることから、令和2（2020）年度に外部有識者や市民公募委員等で構成する本事業のあり方検討会議を設置し、事業の方向性について取りまとめました。今後、令和4（2022）年度にICTを導入し、正確な利用実態を把握した上で、改めて持続可能な制度構築に向けた検討を進めてまいります。	D
44	(1-4-3) 高齢者外出支援乗車証を廃止しないほしい。	主として重症心身障害児に対し放課後等デイサービスを提供する事業所については、それ以外の放課後等デイサービスに比べ、高い報酬を算定できることとなっております。また、令和3（2021）年度の国の制度改正において、医療的ケアが必要な児童を支援する場合、通常よりも高い報酬が算定できるよう新たな区分が追加されたところです。 今後におきましても、国の制度改正等動向を注視しながら、制度に基づき、適切に運営してまいります。	D
45	(1-4-4) 重度の障害のある児童を受け入れ可能な放課後デイサービスの事業所が慢性的に不足している。今後事業所の拡大や新規事業所の立ち上げがない限り、新規の受入れが困難な状況。事業所が増えない一因として十分な報酬が得られず、赤字経営になってしまう。事業所の運営継続や新規事業所の参入の為、適切な人員、報酬を確保できるような仕組みを作りたい。また、入浴を行っている事業所には人員や報酬をプラスする等して無理のない運営が可能ないようにしてほしい。	医療的ケア児や重症心身障害児を受入れる短期入所事業所の拡充につきましても、今後検討を進めていく課題であると認識しているところですが、まずは日中活動の場を充足することをめざし、主に医療的ケア児や重症心身障害児を受け入れる事業所等の充実に向けた取組を進めてまいります。 なお、市立病院における子どもの短期入所は、南部については川崎病院で実施しており、障害児（重症心身障害児や医療的ケア児を含む）の受入れを行っております。医療的ケアが必要な方向けの短期入所につきましても、看護人材や福祉人材の確保をはじめとした様々な課題があると認識しておりますので、安心して御利用いただけるよう、必要な支援について検討してまいります。	D
46	(1-4-4) 南部にも麻生区のソレイユのような短期入所施設を開設してほしい。現在の市立病院における短期入所は安全かつ子どもにとって良い環境で預かってもらえているとは言い難く、預けたくても利用を控えている家庭が多い。ニーズがないのではなく、安心して預けられる場がないから利用されていないだけではないか。	医療的ケア児や重症心身障害児を受入れる短期入所事業所の拡充につきましても、今後検討を進めていく課題であると認識しているところですが、まずは日中活動の場を充足することをめざし、主に医療的ケア児や重症心身障害児を受け入れる事業所等の充実に向けた取組を進めてまいります。 なお、市立病院における子どもの短期入所は、南部については川崎病院で実施しており、障害児（重症心身障害児や医療的ケア児を含む）の受入れを行っております。医療的ケアが必要な方向けの短期入所につきましても、看護人材や福祉人材の確保をはじめとした様々な課題があると認識しておりますので、安心して御利用いただけるよう、必要な支援について検討してまいります。	D

(2) 基本政策1に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
47	<p>(1-4-4)</p> <p>障害福祉制度の助成の所得制限を撤廃、もしくは世帯年収での判定に変更して欲しい。重度障害児の家庭はフルタイムで共働きで収入を得ることは難しく、一方の収入で判定されてしまうのは不公平。特に補装具などは市販のものでは対応できないために作成、修正することも多く、非常に高額で、全額負担になると、必要なものが作成できない、成長に伴う修正や新規作成ができない等の弊害が起きてしまう。</p>	<p>国の制度である障害福祉サービスにつきましては、補装具の利用者負担の範囲について、利用者本人の属する世帯の収入等に応じて設定することとなっております。また、障害児につきましても保護者の属する世帯の収入に応じて、設定することとなっております。今後につきましても、国の制度改正等動向を注視しながら、国の制度に基づき適切に運営してまいります。</p>	D
48	<p>(1-4-4)</p> <p>人工呼吸器使用の小学生の娘がいる。身体が大きくなるにつれて、お風呂の問題が大きくなっている。放課後デいの1ヶ所で週2回入れてもらっているが、入浴は赤字。放課後等デイ等で入浴加算がつくようになれば、やってくれる事業所が増える。介護保険では、入浴加算が取れると聞いた。是非障害でも入浴加算をお願いする。</p>	<p>放課後等デイサービスを行った場合の算定可能な加算等の報酬につきましては、国の制度で定められたものとなっております。今後につきましても、国の制度改正等動向を注視しながら、国の制度に基づき適切に運営してまいります。</p>	D
49	<p>(1-4-4)</p> <p>医療的ケア等が必要な重い障害のある子どもの中には、感染症に弱く、リスクを避けるため集団保育が難しい子どもも存在する。そのような子どもも利用できる、居宅訪問型児童発達支援制度があるが、現在、川崎市では運用されていない。東京都の一部の区では、同制度を NPO 法人のサービスを活用し、自治体の公共保育サービスとして提供しており、同法人に問い合わせたところ「川崎市でのニーズが不明な中で、展開はできない」と断られた。ニーズの把握及び、事業者誘致を定期的に行っていただきたい。</p>	<p>居宅訪問型児童発達支援につきましては、児童福祉法に基づくサービスであり、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うもので、本市においては川崎区と宮前区にそれぞれ事業所がございます。</p> <p>運用されていないと記載されている事業につきましては、居宅訪問型保育事業であるとお見受けしますが、本市においても居宅訪問型保育事業の開始に関する要望等を既に受けているところです。</p> <p>医療的ケア児や重症心身障害児の居宅を訪問して行う保育や療育については今後検討を進めていく課題であると認識しているところですが、まずは日中活動の場を充足することをめざし、主に医療的ケア児や重症心身障害児を受け入れる事業所等の充実に向けた取組を進めてまいります。</p>	D
50	<p>(1-4-4)</p> <p>医療的ケア等の重い障害のある子どもの預け先として、児童発達支援事業所があるが、そのような施設においては、近年医療的ケアが必要な子供が増えていることで利用者が増加しており、保育園と同等の時間・日数で預けることはできない。このような事業所・施設が増設されるような働きかけをお願いする。</p>	<p>主に医療的ケア児や重症心身障害児を受入れ、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与等の、いわゆる療育を提供する事業所等の充実については重要と考えており、日中活動の場が充足されるよう、ニーズ等を踏まえながら検討を進めてまいります。</p>	C

(2) 基本政策1に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
51	<p>(1-4-4)</p> <p>定員の問題で、児童発達支援施設に通うことができない場合の預け先の選択肢として、短期入所（日中預り）と日中一時預りがあるが、それぞれ拠り所となる制度が障害者総合支援法と地域生活支援事業となっているため、保育無償化の対象とはなっていない。条例を参考とすると、小規模多機能型居宅介護支援事業所を児童発達支援とみなすことができるように見受けられるため、そちらの内容を短期入所施設や日中一時預り施設にも適用できないか、検討いただきたい。</p>	<p>障害児の発達支援に係る費用の無償化につきましては、国においてその対象を児童福祉法の児童発達支援、保育所等訪問支援、居宅型児童発達支援、障害児入所支援と定めております。そのため、現行では、短期入所、日中一時預りは無償化の制度の対象外となっておりますが、今後につきましては、国の制度改正等動向を注視してまいります。</p>	D
52	<p>(1-4-4、1-4-5)</p> <p>障害者施策に携わる職員には、各種障害について深く理解するための勉強をしてほしい。また、継続的に勉強するシステムを作してほしい。</p>	<p>職員の人材育成につきましては、様々な障害特性に対応した適切な支援を行うため、障害福祉サービスの提供を担う事業者や関係機関と連携しながら、支援ニーズに応じた多様な研修等を実施しております。</p>	D
53	<p>(1-4-4、1-4-5)</p> <p>社会的行動障害を持つ精神障害者等の社会的孤立を防ぐため、行政の積極的な介入を行ってほしい。</p>	<p>社会的行動障害をお持ちの精神障害者の支援につきましては、区役所地域みまもり支援センターや障害者相談支援センターを中心に、必要に応じて北部地域支援室、中部地域支援室及び南部地域支援室等の専門性を有した関係機関がチームとなり、連携を図りながら支援を行うほか、危機介入も行っております。</p>	D
54	<p>(1-4-4、1-4-5)</p> <p>高次脳機能障害者だが、バスの乗車証が使いづらいので改善してほしい。</p>	<p>バス乗車券（ふれあいフリーパス）につきましては、利便性の向上と障害者の社会参加の更なる促進に向けた検討を進めていくこととしております。</p>	C
55	<p>(1-4-4、1-4-5)</p> <p>様々な障害を一緒に扱うのではなく、知的、身体、障害の各障害について個別に対応できるようにしてほしい。精神障害の中でも高次脳機能障害について個別の取組を実施してほしい。</p>	<p>各種障害者施策につきましては、高次脳機能障害も含めまして、様々な障害特性に応じた適切な支援が行えるよう取り組んでおります。</p>	D
56	<p>(1-4-4、1-6-1)</p> <p>関東労災病院などとも連携し、交通事故等の際に急性期の治療やリハビリテーションや、高次脳機能障害の診断・治療が受けられるようにするとともに、その医療機関を周知してほしい。また、精神保健福祉手帳の取得に必要な高次脳機能障害の診断基準を医療機関に周知してほしい。</p>	<p>高次脳機能障害に関するリハビリテーション等につきましては、専門的な取組やリハビリテーション等に取り組んでいる医療機関と連携を図りながら、高次脳機能障害の方への支援を行ってまいります。</p> <p>また、高次脳機能障害に関する情報提供につきましては、「高次脳機能障害ハンドブック」を区役所地域みまもり支援センター、地域リハビリテーションセンター、れいんぼう川崎及び高次脳機能障害地域活動支援センター等を通じて、本人、家族、医療機関等に配布し、高次脳機能障害の理解促進、普及啓発に活用しております。</p>	D

(2) 基本政策1に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
57	<p>(1-4-4、1-4-5)</p> <p>市の行政区ごとに「高次脳機能障害支援センター」を設置し、居住地の近くで高次脳機能障害のリハビリができる体制を整えてほしい。グループリハビリテーションの手法も取り入れ、専門職員やコーディネーターを配置し、各地域リハビリテーションセンターの役割・機能に高次脳機能障害の研究や相談窓口の設置等を加えてほしい。</p>	<p>高次脳機能障害に関する支援体制につきましては、令和3(2021)年4月に南部地域支援室に在宅支援室の機能を付加し、3か所の地域支援室に再編するとともに、保健医療福祉に関する全市的な連携拠点として総合リハビリテーション推進センターを整備してまいりました。総合リハビリテーション推進センターでは、保健医療福祉サービスに関する調査研究・連携調整・人材育成を進めてまいります。</p> <p>今後も、地域の実情を踏まえ、連携を図りながら支援活動を行うことにより、市全体の支援体制の整備を進めてまいります</p>	D
58	<p>(1-4-4、1-4-5)</p> <p>高次脳機能障害者を対象にした日中活動の場や、当事者や家族のためのピアカウンセリングができるシステムを作り、当事者の再就職に向けた支援を行ってほしい。</p>	<p>高次脳機能障害に関する社会参加につきましては、専門的知識を有する職員を配置した高次脳機能障害地域活動支援センターにおきまして、日中活動等について専門的支援を実施しております。</p> <p>また、再就職を含めた就労支援につきましては、就労援助センターを中心として、各区地域みまもり支援センター、地域生活支援センター、地域リハビリテーションセンター、れいんぼう川崎、精神保健福祉センター、就労移行・就労継続支援事業所等が連携し、高次脳機能障害の方への企業就労等に向け、支援を行ってまいります。</p>	D
59	<p>(1-4-4、1-4-5)</p> <p>高次脳機能障害に関する講習会や、当事者や家族向けの情報提供を行ってほしい。</p>	<p>高次脳機能障害に関する情報提供につきましては、高次脳機能障害ハンドブックを区役所地域みまもり支援センター、地域リハビリテーションセンター、れいんぼう川崎及び高次脳機能障害地域活動支援センター等を通じて、本人、家族、医療機関等に配布し、高次脳機能障害の理解促進、普及啓発に活用しております。</p>	D
60	<p>(1-4-4、1-4-5)</p> <p>高次脳機能障害者の入居施設を作してほしい。横浜市の自立生活アシスタント事業のような支援を行ってほしい。介護者のレスパイトのためのショートステイ施設や、高次脳機能障害者を対象とするケアホームやグループホームを整備してほしい。</p>	<p>高次脳機能障害に関する居住の場の確保や日常生活などの生活支援の取組につきましては、高次脳機能障害を含めた精神障害について対応している施設として、桜の風、川崎ラシクルがあります。それぞれ宿泊型自立訓練として精神障害の方の地域生活支援を担っており、ショートステイにつきましても介護者の冠婚葬祭等に対応して利用が可能になっております。</p> <p>また、グループホームの整備につきましては、ノーマライゼーションプランに基づき、障害のある方の地域での自立した住まいの場のひとつとして、積極的に推進しております。</p> <p>引き続き、ニーズに対応した住まいの場の確保に向けて、整備や運営に対する支援を行うとともに、計画的な整備に努めてまいります。</p>	D
61	<p>(1-4-4、1-4-5)</p> <p>高次脳機能障害者の家族会のための支援を行ってほしい。毎年予算の説明会を開催してほしい。災害時のマニュアルを作成してほしい。</p>	<p>総合計画の分野別計画である「ノーマライゼーションプラン」におきましては、高次脳機能障害がある御本人へのニーズ調査や関係団体へのヒアリングを行うなど、当事者の御意見を伺いながら、施策を推進しております。</p> <p>また、災害対策については、同プランに基づき、災害時における福祉支援体制の構築や適切な防災・災害情報の提供などに取り組んでおります。</p> <p>引き続き、高次脳機能障害のある方々と御家族への支援につきまして、御本人や御家族の皆様のお聞きしながら、施策を推進してまいります。</p>	D

(2) 基本政策1 に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
62	(1-4-5) ひきこもり支援や就労支援の担当には、情熱や意欲のある職員を配置してほしい。	ひきこもりの背景は多様であることから、一人ひとりの状態に応じた相談に対応できるよう、本市のひきこもりに関する一次相談窓口である「ひきこもり地域支援センター」には、精神保健や心理等の専門職を配置しております。また、相談支援体制が切れ目なく、より効果的に機能するよう、支援機関のネットワーク構築を進めてまいります。 障害のある方の就労支援につきましては、障害の特性を理解し、効果的に行えるよう、企業応援センター、地域就労援助センター等就労支援機関と密接に連携し、推進してまいります。	D
63	(1-4-5) 市の職員研修に、障害者、特に高次脳機能障害についての啓もうを取り入れてほしい。	職員の人材育成につきましては、高次脳機能障害も含めた様々な障害特性に対応した適切な支援を行うため、障害福祉サービスの提供を担う事業者や関係機関と連携しながら、支援ニーズに応じた多様な研修等を実施しております。	D
64	(1-4-6) 市営住宅の応募倍率は高く、社会的ニーズがあるため、市営住宅を増設してほしい。	低所得者等の居住の安定に向けては、市営住宅だけではなく、民間賃貸住宅等の活用による重層的な住宅セーフティネットの構築が重要であると考えております。 市営住宅につきましては、人口・世帯の動向や民間賃貸住宅の活用等を踏まえ、管理戸数を維持することを基本としつつ、よりの確・公平な提供に向けた取組を推進してまいります。	D
65	(1-4-6) 人口減少対策として、市営住宅の床面積の抑制を図るのはおかしい。	市営住宅につきましては、人口・世帯の動向や民間賃貸住宅の活用等を踏まえ、よりの確・公平な提供に向けた取組を推進してまいります。 また、高齢化や世帯構成の変化に伴い、増加が見込まれる単身者向け住戸が不足すると懸念されることなどから、小規模住戸の割合を拡大するとともに、複数団地の集約再編などの取組を進める中で、総床面積の増加の抑制を図ってまいります。	D
66	(1-4-6) 市営住宅の応募倍率は、5年前の9倍から現在は19倍に跳ね上がっている。今後も、人口増加、困窮世帯の増加、高齢単身世帯の増加などニーズは高まっていく。市営住宅の入居待機者ゼロを掲げて取り組むべき。	市営住宅につきましては、入居機会の拡大に向けた子育て世帯等の期限付き入居制度や、特定の空き住戸に申込順で入居することができる常時募集の導入など、住宅に困窮する世帯がより速やかに入居できるよう取り組んでいるところです。今後も引き続き、市営住宅の有効活用を推進してまいります。 また、増加が見込まれる住宅確保要配慮者の居住の安定に向けては、市営住宅だけでなく、民間賃貸住宅等の活用を進めることが重要となることから、居住支援協議会の適切な運営等により、多様な主体と連携した民間賃貸住宅等への入居支援や入居後の生活支援等の取組を推進してまいります。	D
67	(1-4-6) 老朽化した市営住宅を建て替えてほしい。古い市営住宅はエレベーターがなく、高齢者にとって不便である。共用廊下が無く各フロアの隣り合う2戸で1つの共用階段を利用する階段室型の市営住宅は、住民同士の交流にも影響する。	市営住宅は1970年前後に多く建設されており、建物の老朽化等が進んでいることから、平成29(2017)年3月に「第4次川崎市市営住宅等ストック総合活用計画」を策定し、建物の長期活用のための改善事業を推進するとともに、計画的な建替え事業を実施しているところです。 今後は、令和4(2022)年度に本計画を改定し、引き続き計画的な建替えを推進してまいります。	B

(2) 基本政策1に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
68	<p>(1-4-7)</p> <p>成人ぜん息患者医療費助成制度の見直しに反対する。アレルギーが原因かどうか不明確ではないか。</p> <p>(同趣旨 他10件)</p>	<p>成人ぜん息患者医療費助成制度につきましては、本市におけるアレルギー疾患対策の一環として、市内全域のぜん息患者の方に対し、医療費の一部を助成することにより、健康の回復と福祉の増進を図ることを目的として実施しております。</p> <p>本制度のあり方につきましては、他の医療費助成制度とのバランスや公平性等を考慮するとともに、気管支ぜん息が国のアレルギー疾患対策の対象となる疾患に位置付けられていることから、その動向を注視し、引き続き検討してまいります。</p>	D
69	<p>(1-4-7)</p> <p>成人ぜん息患者医療費助成制度の見直しについて、検討課題に掲げることも反対。受給者数の増加が見直しの理由とされているが、原因の解明や患者が増えない対策をすべき。他のアレルギー対策との整合性や公平性を理由としているが、これまでの経緯を考えれば理由にならない。歴史的な経過から、この制度は公害被害の完全救済という意味合いがあり、第三者の検討会を立ち上げるならば、川崎公害病患者と家族の会の代表を委員に選出すべき。</p>	<p>成人ぜん息患者医療費助成制度につきましては、本市におけるアレルギー疾患対策の一環として、市内全域のぜん息患者の方に対し、医療費の一部を助成することにより、健康の回復と福祉の増進を図ることを目的として実施しております。</p> <p>本制度のあり方につきましては、他の医療費助成とのバランスや公平性を考慮するとともに、国や県のアレルギー疾患対策の動向を注視しながら、引き続き検討してまいります。</p>	D
70	<p>(1-4-7)</p> <p>成人ぜん息患者医療費助成制度の見直しについて、機械的な見直しに反対。かつては公害指定地域の川崎区と幸区が対象だったが、不公平ということで全市に拡大した経緯がある。他のアレルギー疾患との公平性という点も、そのために一部負担が導入されている。</p>	<p>成人ぜん息患者医療費助成制度につきましては、本市におけるアレルギー疾患対策の一環として、市内全域のぜん息患者の方に対し、医療費の一部を助成することにより、健康の回復と福祉の増進を図ることを目的として実施しております。</p> <p>患者一割負担の導入につきましては、制度創設当時、障害者総合自立支援法や老人医療制度等の医療制度との均衡を考慮した上で、医療費の一部を御負担いただくこととしたものです。</p> <p>本制度のあり方につきましては、他の医療費助成とのバランスや公平性を考慮するとともに、国や県のアレルギー疾患対策の動向を注視しながら、引き続き検討してまいります。</p>	D
71	<p>(1-4-7)</p> <p>成人ぜん息患者医療費助成制度の見直しについて、無料化を求める。また、患者にとって不利となる改悪には反対。患者の要求を聞いてほしい。アレルギー患者もいるが、多くは大気汚染公害によるもの。</p>	<p>成人ぜん息患者医療費助成制度につきましては、本市におけるアレルギー疾患対策の一環として、市内全域のぜん息患者の方に対し、医療費の一部を助成することにより、健康の回復と福祉の増進を図ることを目的として実施しております。</p> <p>患者一割負担の導入につきましては、制度創設当時、障害者総合自立支援法や老人医療制度等の医療制度との均衡を考慮した上で、医療費の一部を御負担いただくこととしたものです。</p> <p>本制度のあり方につきましては、他の医療費助成とのバランスや公平性を考慮するとともに、国や県のアレルギー疾患対策の動向を注視しながら、引き続き検討してまいります。</p>	D
72	<p>(1-5-1)</p> <p>高齢者の医療費2割負担を維持してほしい。</p> <p>(同趣旨 他6件)</p>	<p>高齢者の医療費につきましては、高齢化の進展や医療の高度化に伴い、一人あたり医療費が増加傾向にあるため、引き続き医療費の適正化を推進するとともに、国の法令に基づき適切に事業を運営してまいります。</p>	D

(2) 基本政策1に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
73	(1-5-1) 国民健康保険料、介護保険料の金額を下げしてほしい。 (同趣旨 他1件)	国民健康保険料につきましては、高齢化の進展や医療の高度化により、1人あたりの医療費が年々増加する中、全国的にも上昇は避けられないと認識しておりますが、保険料収納対策や医療費適正化の推進などにより、保険料の上昇を緩和していきたいと考えております。 また、介護保険料につきましては、高齢化の進展等に伴い、本市の第1号被保険者の要支援・要介護認定者数は令和3(2021)年9月末時点で6万人弱、令和22(2040)年には9万7千人超になると想定され、このような状況の中、保険料の収納必要額の上昇は避けられない状況ですが、保険料収納率の引き上げや介護給付の適正化の推進等を図ることで、できる限り上昇の緩和に努めてまいります。	D
74	(1-5-1) 重度障害者医療費助成制度の見直しに反対する。	重度障害者医療費助成制度につきましては、昭和48(1973)年度から、神奈川県による全額補助制度により開始されましたが、その後、県が補助制度を見直し、政令市に対する補助率を「3分の1」としたほか、65歳以上の新規手帳取得者を対象外とするとともに一部負担金を導入し、さらに所得制限を設けました。本市では対象者への影響に配慮し、これらの導入を見送っておりますが、助成額が増加傾向である課題があるため、制度を維持する観点から助成のあり方について検討していく必要があると考えております。	D
75	(1-5-1) 国民健康保険制度の子どもの均等割保険料の軽減について、軽減される均等割分に川崎市が約1億6千万円上乘せすれば就学前児童の均等割を全額免除できるとのことで、ぜひとも実施すべき。また、市は19歳未満の子どもがいる世帯の所得割の軽減制度を設けているが、軽減分は国民健康保険料から充当しているが、一般財源で賄うべきである。	国民健康保険制度につきまして、子育て世帯の負担軽減は、国民健康保険の制度主体である国の責務であると認識しておりますので、今後も、他都市と連携しながら、国に対して拡充について要望してまいります。なお、国より一般会計からの法定外繰入の早期解消や、国保財政の均衡が求められる中、一般財源の充ちは、極めて困難な状況であると認識しております。	D
76	(1-5-1) 国民健康保険のスポーツ施設の無料利用券を充実してほしい。	本市におきましては、国民健康保険の被保険者の健康保持及び増進を図ることを目的に、保健事業の一環として、温水プール・トレーニングルーム無料利用券の配布を実施しておりますが、事業経費につきましては被保険者の保険料を主な財源としていることから、地域性、利用状況、必要経費等を勘案し、対象施設等を定めております。	D
77	(1-5-2、2-2-2) 貧困から抜け出すための子どもへの教育を進めるべき。	日々の学習活動を通して子どもたちが将来に対する夢や希望をもち、将来の社会的自立に必要な能力や態度を育てていく教育の実践が、すべての学校で求められています。本市では、これを「キャリア在り方生き方教育」として、子どもたちの自尊感情や規範意識、人と関わる力等を小学校段階から計画的・系統的に育ててまいります。変化の激しい社会の中で誰もが多様な個性、能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくことができるよう推進してまいります。 また、生活保護受給世帯とひとり親家庭等の小・中学生を対象に、	D

(2) 基本政策1に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
		学習支援・居場所づくり事業を実施しており、引き続き取組を推進してまいります。	
78	(1-6-1) 市民が新型コロナウイルスに感染した際に、市内の療養施設病院に入れるよう体制を整備してほしい。	<p>新型コロナウイルス陽性患者の受入れ体制につきましては、医療の逼迫度合い及び家庭等における療養環境や介護者の有無など加味し、自宅・宿泊・入院の療養場所を決定しております。中でも入院判断につきましては、個々の年齢や症状、既往歴等を県下一律の基準に照らしてスコア化し、医師が入院の可否を判断することを基本としております。</p> <p>また、医療提供体制の整備につきましては、神奈川県が主体となり、本市を含む県内自治体と連携し、広域医療体制「神奈川モデル」を構築・運用しており、市内確保病床として令和3年11月末現在477床を確保し、これまで入院が必要と医師が判断した方につきましては、すべて入院いただいております。</p>	D
79	(1-6-1) コロナ対策を行う保健所や医師、看護師や患者の受入れ体制が不十分ではないか。人員確保の処遇改善等を行うべき。	<p>新型コロナウイルス陽性患者の受入れ体制につきましては、神奈川県と連携して広域医療体制「神奈川モデル」を構築・運用しており、市内確保病床として令和3(2021)年11月末現在477床を確保し、これまで入院が必要と医師が判断した方につきましては、すべて入院いただいております。</p> <p>コロナ禍の中、市民の生命と健康を守る最前線で御尽力いただいている医師や看護師等の医療従事者の方々におかれましては、大変な御苦労の中で勤務されていると認識しております。医療従事者への支援につきましては、慰労金等の国の支援に加え、本市独自にコロナ治療に関わる医療従事者等の勤務環境や福利厚生等の改善・向上を図る支援金をお支払するなどの支援を実施してきたところでございます。</p> <p>また、全国衛生部長会及び大都市衛生主管局長会を通じて、国に対し、医師、看護師等の確保や資質向上に関する施策の推進について要望書を提出しております。</p>	D
80	(1-6-1) 休日急患診療所をなくさないでほしい。	<p>休日・夜間急患診療所につきましては、初期救急医療体制の確保において公益性が極めて高いことから、市民の利便性向上に努めながら、今後も継続的・安定的な運営を図ってまいります。</p>	D
81	(1-6-1) 公立病院を作ってほしい。	<p>病院の設置につきましては、医療法の規定に基づき、二次保健医療圏を単位として、全国統一の算定式に基づいた病床整備の目標数(基準病床数)が定められております。</p> <p>本市には川崎北部、川崎南部の2つの二次保健医療圏が設定されており、それぞれにおいて基準病床数と照らしながら、公立病院の整備や民間病院の誘致等を行ってきたところでございます。</p> <p>令和3年4月1日時点で、川崎北部におきましては、基準病床数3,796床に対し、既存病床数4,331床となっており、川崎南部におきましては、基準病床数4,189床に対し、既存病床数4,776床となっており、現在、医療法の規定により新たに病院の開設を行うことができない状況となっております。</p>	D

(2) 基本政策1に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
82	(1-6-3) 今後の感染症対策のためにも保健所の役割が重要であり、職員の増員や施設の拡充などの対策を進めてほしい	保健所の体制整備につきましては、感染症への的確な対応に重要なことと認識しておりますので、本市における新型コロナウイルス感染症対応の検証を踏まえ、迅速かつ柔軟な対応が可能な機動性の高い組織のあり方について検討を進めてまいります。	D
83	(1-6-3) 新型コロナウイルス感染症対応に尽力する医療施設や職員への支援を行ってほしい。	本市におきましては、新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行う医療機関に対する患者受入れ支援金等を独自に実施しております。 また、医療従事者の支援につきましては、昨年度の慰労金等の国の支援に加え、本市独自にコロナ治療に関わる医療従事者等の勤務環境や福利厚生の改善・向上を図る支援金の実施や、これまで本市に寄せられた医療資器材や飲食物など大変多くの御厚志をコロナ治療に係る医療機関や医療従事者の皆様にお届けしております。	D
84	(1-6-3) 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者用の宿泊施設を市として確保してほしい。	新型コロナウイルス感染症の患者及び濃厚接触者の宿泊施設につきましては、都道府県が確保することとされており、運用についても神奈川県と統一したスキームが必要と考えていることから、今後も県と連携して対応してまいります。	D
85	(1-6-3) 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種について、3回目の接種もスピード感を持った対応をお願いする。	新型コロナウイルスワクチンの追加（3回目）接種につきましては、希望する全ての市民への接種を実施できるよう「個別接種」を基本に、「集団接種」や「巡回接種」を組み合わせる予定でございます。 引き続き、円滑な追加接種の実施に向けて取組を進めてまいります。	D
86	(1-6-3) 新型コロナウイルス感染症 PCR 検査・抗原検査を拡充してほしい、無料で受けられるようにしてほしい。 (同趣旨 他4件)	新型コロナウイルス感染症に関する検査につきましては、これまで国において検査の医療保険適用や唾液を用いた PCR 検査の導入、抗原検査キットの導入など、誰もが簡易かつ迅速に利用できる検査の環境整備が進められてきたところです。 本市におきましても、神奈川県と連携して、市内高齢者施設等の従事者に対する PCR 検査を無料で行う等、検査の拡大を図ってまいりました。 今後につきましても、国の動向を注視し、県と連携を図りながら対応してまいります。	D

(3)基本政策2に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	(2-1-1) 小児医療費助成を中学生まで実施してほしい、無料にしてほしい。 (同趣旨 他 39 件)	小児医療費助成制度につきましては、これまで、助成対象年齢の拡大と所得制限額の緩和を進めており、通院助成対象年齢につきましては、平成 29 (2017) 年 4 月に小学校 6 年生まで拡大しました。さらに、中学卒業までを対象とした入院医療費助成につきましては、平成 31 (2019) 年 1 月に所得制限を廃止したことにより、一定の充実が図られたものと考えております。 通院医療費の助成につきましては、制度の継続的かつ安定的な運営を図りながら、子育て家庭への経済的支援を行うため、現時点では引き続き所得制限を設けていく必要があると考えております。	D
2	(2-1-2、2-2-1) 保育・教育環境をより良くし、川崎に愛着を持ち大人になっても川崎に住み続け働き生活する市民となるような取組をしてほしい。	保育環境の向上につきましては、保育所等における保育の質の維持・向上に加え、保育所等を利用していない家庭や社会から孤立している家庭等への支援を図ることで、子どもたちが地域に愛着を持ち、安心して成長していける環境づくりに取り組んでまいります。 また、本市におきましては、「キャリア在り方生き方教育」をすべての学校で推進し、子どもたちの自立に必要な能力や態度を育成しており、その推進にあたっては、「自分をつくる」「みんな一緒に生きている」「わたしたちのまち川崎」の 3 つの視点を持ち、計画的・系統的に取組を進めていくことが重要だと考えております。心のよりどころとしてのふるさと川崎への愛着を深め、郷土への誇りを育むことができるよう、今後も着実に取組を進めてまいります。	D
3	(2-1-2) 保育園の増設などの施策を進めてほしい。	保育所等の整備につきましては、子ども・子育て支援事業計画において定める量の見込と確保方策に基づき、引き続き認可保育所等の整備を進めて参ります。	D
4	(2-1-2) 園庭のない保育園が多い。見失い、置き去りの報告は園庭なしの保育園ばかり。園庭のある保育園を整備すべき。 (同趣旨 他 6 件)	保育所の園庭の整備につきましては、保育受入枠確保の主たる手法である民間事業者活用型保育所整備事業におきまして、保育所整備にあたり、保育事業者等との事前相談や協議の中で、可能な限り園庭が確保できる施設設備の取組をお願いしております。 また、令和 2 (2020) 年度から定員 90 人以上の保育所で認可基準を満たす専用園庭を併せて整備する場合には、補助額の上限額引き上げを行っており、園庭を整備する場合の保育事業者の負担軽減を図ることとしておりますので、今後もよりよい環境の中で保育サービスが提供できる保育所整備に向け取り組んで参ります。	D
5	(2-1-2) 園庭のある保育園でどの子ども大切にされ、平等に成長できることが保障されるべきである。		D
6	(2-1-2) 園庭のない保育園が多く、特に武蔵小杉駅北側では 14 園のうち 1 園のみとなっている。競合により公園が利用できないこともある上、園外活用の事故件数も多いことから、全ての子どもに園庭のある保育園を提供するようにしてほしい。		D
7	(2-1-2)		D

(3) 基本政策2に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
	<p>市内認可保育園の 1/3 に園庭がなく、事故防止や保育士の負担軽減のためにも、今後新設される施設はすべて園庭のある認可保育園を基本とすべき。</p>		
8	<p>(2-1-2、3-3-2) 園庭のない保育園の急増で子どもの遊び場がないため、園庭のある保育園の増設と、児童公園を増設してほしい。</p>	<p>保育所の園庭の整備につきましては、保育受入枠確保の主たる手法である民間事業者活用型保育所整備事業におきまして、保育所整備にあたり、保育事業者等との事前相談や協議の中で、可能な限り園庭が確保できる施設設備の取組をお願いしております。</p> <p>また、令和2（2020）年度から定員90人以上の保育所で認可基準を満たす専用園庭を併せて整備する場合には、補助額の上限額引き上げを行っており、園庭を整備する場合の保育事業者の負担軽減を図ることとしておりますので、今後もよりよい環境の中で保育サービスが提供できる保育所整備に向け取り組んでまいります。</p> <p>なお、本市の公園緑地の現状につきましては、令和3年3月末現在、1,271か所、面積約758haで、平成19年と比較し、約100ha増加するなど、公園の整備や緑地の保全などに取り組んでいるところでございます。身近な街区公園等の公園につきましては、立地特性や地域ニーズ等を踏まえ、誰もが利用しやすい特色ある公園づくりに取り組んでまいります。</p>	D
9	<p>(2-1-2) 保育士の給与引き上げが喫緊の課題であり、対応してほしい。</p>	<p>保育士の処遇改善につきましては、国の処遇改善等加算に加え、それを補完する市独自の処遇改善のほか、国基準を超えて市が配置を求める加配保育士への処遇改善も実施しております。</p> <p>また、障害児や産休明けの子ども対応に係る加配保育士の人件費等、市独自の様々な加算項目を設けているほか、ICT化推進事業により働き方改革や事務の負担軽減を図るなど、総合的な保育士等への処遇改善を実施しております。</p> <p>今後につきましても、国の動向を踏まえながら、保育士が安心して働ける環境整備を図ってまいります。</p>	D
10	<p>(2-1-2) 保育園の利用申請を2年連続で落選しており、「待機児童ゼロの継続」とあるが、現時点で「待機児童ゼロ」とは感じない。申請数に対して何%が入園できたのか、「入園決定率」を公開し、実態に沿った対策を検討してほしい。</p>	<p>待機児童数につきましては、厚生労働省が示す定義に基づき、アフターフォローにおけるやり取りの中で、各家庭からお伺いしたお子さんの保育の予定などを踏まえて集計しているものです。</p> <p>例年、待機児童数と併せて、保育所等の利用申請者数、利用児童数及び保留児童数などを公表しており、保育ニーズの状況に応じて、保育所等を整備するほか、川崎認定保育園を活用するなど、保育受入枠の確保を進めております。</p>	D
11	<p>(2-1-2) 保育園、幼稚園の民営化はおかしい。子どもへのサービスを利益の対象にしてはいけない。 (同趣旨 他1件)</p>	<p>保育所、幼稚園の民営化については、本計画期間中に予定しておらず、今回の意見募集の趣旨・範囲とは異なりますが、本市では平成17（2005）年度以降、指定管理者制度の導入や、建て替えとあわせ施設の整備・運営を委ねる手法等により、60か所・65園の公立保育所の民営化を実施し、定員の増や延長保育の拡大などの市民サービスの向上を図りました。</p> <p>今後も「子どもを産み、育てやすいまち」の実現に向け、引き続き、待機児童の解消と保育サービスの質の維持・向上に取り組んでまいります。</p>	E

(3) 基本政策2に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
12	(2-1-2) 医療的ケア児を受け入れる保育園では、看護師1名を配置しているが、疾患の内容等によっては1名では不足する可能性がある。重い障害のある子どもの数により、看護師の加配を柔軟に行ってほしい。	保育所における看護師の配置につきましては、現在、医療的ケア児を受け入れる公立保育所では、配置された看護師が医療的ケアに専念できる体制を確保し、適切なケアを提供するとともに、ケア以外の時間についても看護師と保育士が連携を図りながら安心、安全な保育の提供に努めております。医療的ケアの内容は子ども一人ひとり異なり、健康状態の把握・確認、保育環境の整備、人的配置などが重要であることから、引き続き、受入に必要な環境の構築に取り組んでまいります。	D
13	(2-1-2) 他都市では、医療的ケア等の重い障害のある子どもを受け入れる専用クラスが公立保育園に開設されたほか、NPO法人が運営する保育園においても医療的ケア児の受入れを行っている。このような園の設置・誘致を検討してほしい。	本市におきましては、現在、経管栄養、喀痰吸引及び導尿が必要で、他に重篤な症状がなく、主治医から集団保育が可能と診断された児童について、各区1か所の公立保育所センター園で若干名の受入を行っております。常に看護師を配置して、主治医や保育園の嘱託医から個別に助言を受けながら、プライバシーや衛生面に配慮した環境の中でケアを実施しているところです。 受入体制の拡充については課題であると認識しており、安心・安全に受け入れるための保育環境の整備等について、慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。	D
14	(2-1-2) 健康管理委員会で内定取消となった子どもは、待機児童としてカウントされず、課題の可視化ができていない。算定方法を修正すべき。また、「待機児童数」にこだわらず、医療的ケア児、障害児で保育を希望しているのにかなわない数を可視化して、対外的に共有すべき。	保育所入所を希望する医療的ケア児等の状況につきましては、児童家庭課、各区保育総合支援担当または各区保育・子育て総合支援センター等で申請や相談を受けており、全数把握が困難であることから、現時点では対外的な公表等は行っておりません。なお、入所が叶わなかったお子さんにつきましては、体験保育等を通じて集団生活を体験できる機会を提供するなど、引き続き継続的な相談対応や情報提供を実施してまいります。	D
15	(2-1-2) 幼保の一元化に係る諸課題を検討した上で、各家庭の経済環境や、ひとり親などの世帯状況等によって、子ども同士の格差が生じないような施策を展開すべき。また、多様なこどものニーズにあった環境を整備し、保護者が希望する保育体制を確保してほしい。	子育て世代の生活状況や生活意識、育児に対してどのような不安を感じ、支援を求めているかなどの現状を把握するため、令和2（2020）年度に川崎市子ども・若者調査を実施しました。この結果を踏まえ、子育て親子の交流の場づくりや、市民相互による育児援助活動の支援など子育て家庭を地域社会全体で支える取組の推進とともに個別のニーズに応じた寄り添い型の支援や地域の子育て資源の育成及びネットワーク化の推進に取り組んでまいります。	D
16	(2-1-3) 子育て環境の充実と合わせ、子を授かりやすい制度を作ってほしい。不妊治療に係る助成金の充実や、治療に係る社会的認知度の向上、治療のため休職する社員がいる企業への助成金など、工夫・検討してほしい。 また、不妊治療を諦めた人が、養子縁組を前向きに考えることができるしくみを検討してほしい。	不妊治療への支援につきましては、特定不妊治療の相談及び治療費や不育症検査費の一部助成の実施を通じ、着実に進めてまいります。助成金につきましては、令和3（2021）年1月1日以降に終了した治療に関して所得制限の撤廃、事実婚も対象とする、助成金額の引き上げ等の制度改正を行ったところです。働きながら不妊治療を受けられる方の仕事との両立に向けては、職場における理解が深まるよう、関係局と協力し、取り組んでまいります。 また、子どもを持ちたいと願う家庭の選択肢として、希望に応じて里親や養子縁組について検討することができるよう、医療機関等を通じて情報提供を行ってまいります。	D

(3) 基本政策2に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
17	(2-1-3) 放課後の児童活動を充実してほしい。学童保育に代わる制度として「わくわくプラザ」があるが、専門家を配置して学童保育を復活してほしい。 (同趣旨 他1件)	わくわくプラザ事業につきましては、放課後児童健全育成事業を包含して、全ての小学生を対象に、学校や地域との連携を図りながら、放課後等に児童が安全・安心に過ごせる場づくりを推進することとしております。 今後も、利用者のニーズを踏まえながら取組を推進してまいります。	D
18	(2-1-3) こども文化センターを創って以来、自由に安価で使える施設が少なく、増えていないので増やしてほしい。	こども文化センターについては、児童福祉法上の児童厚生施設(小型児童館)として昭和48(1973)年に設置を開始し、子どもの徒歩圏内である中学校区ごとに整備を進め、平成8(1996)年、概ね1中学校区に1か所となる58館を設置し、整備を完了しております。	D
19	(2-1-3) こども文化センター、わくわくプラザなどの事業は健常児だけではなく、障害児も利用対象となるような取組をしてほしい。	こども文化センターにおきましては、段差のある箇所の解消、誘導点字ブロック及び多機能トイレの設置などのバリアフリー化を順次進めています。また、わくわくプラザについては、障害のある子どもの利用について、随時相談を行っています。今後も障害のある子どもも利用しやすい施設運営に努めてまいります。	D
20	(2-1-3) こども文化センターについて、案内板がなく場所がわかりづらい。案内板を設置してほしい。また、今後子どもが利用する施設は、緊急時の避難のしやすさの観点から1階に設置するようしてほしい。	こども文化センターの施設の場所の案内につきましては、市のホームページや区役所等で配布している各区版ガイドマップに施設の地図情報を掲載するなどの取組を行っています。各施設の状況に応じて建物周辺の装飾や看板設置など工夫を行っておりますが、今後も施設の場所が分かりやすくなるよう取組を進めてまいります。また、利用者が安全に利用できるよう施設整備を進めてまいります。	D
21	(2-1-3) 子ども食堂を運営している団体や地域があるが、市としてそのような取組を行う予定はないのか。農業主体と連携し、規格外品を活用するなど取組を検討してほしい。	本市におきましては、「地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみづくり」を進める団体を育成・支援するため、「地域子ども・子育て活動支援助成事業」を通じ、子ども食堂を運営している団体などに補助金を交付しているほか、適宜、食糧支援等に関する情報提供を行っています。 今後も引き続き、様々な地域団体に対して、必要な支援を行ってまいります。	D
22	(2-1-3、2-2-2、5-1-2) 不登校や若者など学校や社会から接点を失った子どもたちの居場所づくりとして、フリースペースや居場所カフェなど、各区に複数設置が必要ではないか。	本市におきましては、「川崎市子どもの権利に関する条例」第27条で「子どもの居場所」について規定しており、これを具現化する施設として、高津区に「子ども夢パーク」を設置し、各区におきましては「こども文化センター」を複数設置しております。 また、市内6ヶ所に「ゆうゆう広場」を設置し、市内に住んでいる、もしくは市内の小中学校に通っていて心理的な理由や様々な事情から不登校の状態になっている児童生徒の「心の居場所」となるよう、受入れを行っています。 今後も引き続き、既存の施設を活用した子どもの居場所の確保及びその存続に取り組んでまいります。	D

(3) 基本政策2に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
23	(2-1-4) 18歳未満の人への10万円の給付金について、18歳以上の市民にも給付してほしい。	子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、一定所得以下の子育て世帯に給付を行うこととされており、特に感染症の影響を強く受けると考えられる世帯を対象としたものと理解しておりますので、本市におきましては、国の基準に基づき、児童を養育している者の年収が児童手当の特例給付水準以上の世帯を除き、平成15(2003)年4月2日から令和4(2022)年3月31日までの間に出生した児童を養育する方に児童1人当たり10万円の給付を行ってまいります。	E
24	(2-2) 基本政策2については、子どもの権利条例を基本に据えて記載すべき。	「川崎市子どもの権利に関する条例」につきましては、子どもの権利に係る市等の責務、人間としての大切な子どもの権利、家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障等について定めることにより、子どもの権利の保障を図ることを目的としております。条例第3条では、市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその保障に努めるものとするとしており、条例の理念は子どもに関わるあらゆる施策の指針となるべきものであり、基本政策2についても、この理念に基づいて策定しています。 今後も、「子どもの権利に関する行動計画」と連携し、子どもの権利保障を総合的かつ計画的に推進してまいります。	D
25	(2-2-1) 「学習が好きだ、どちらかと言えば好きだと回答した児童生徒の割合」「難しいことでも、失敗を恐れずに挑戦している、どちらかといえばしていると回答した児童生徒の割合」の指標は、適切ではない。	各施策に設定する成果指標につきましては、一定の期間においてどのように推移するかを把握し、行政計画における取組を評価する必要があると考えております。 「学習がすきだ、どちらかといえばすきだ」や「難しいことでも、失敗を恐れずに挑戦している、どちらかといえばしている」の指標につきましては、「『生きる力』を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進」における各取組が効果的に実施できているかを測るものとして設定しております。	D
26	(2-2-1) 学力調査、学習調査の学年拡大に反対する。 (同趣旨 他9件)	学習状況調査につきましては、令和2(2021)年度の中央教育審議会答申において、教育データの利活用を通して個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ることで、子どもたちの資質・能力を育成することが示され、本市におきましても、その趣旨を踏まえ、更なる教育活動の質の向上をめざしているところでございます。これまで、小学校5年生と中学校2年生の2学年で定点的に実施してまいりましたが、令和3(2021)年度にGIGAスクール構想が始まり、個人の学習進度や理解度に応じた指導を可能とする環境が整ったことから、調査の対象を、学習が難しくなり、つまずきが生じやすい小学校4年生から中学校3年生までの6学年に拡充し、各学年における学習のフィードバックを適切に行い、学習内容の確実な定着につなげてまいりたいと考えております。 また、毎年調査を行うことにより、同一の集団の学習履歴を経年で把握することが可能となるため、習熟の程度に応じた指導や集団による一斉指導など指導方法の有効性等の分析も可能となるものと考えております。	D

(3) 基本政策2に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
27	(2-2-1) 全国学力・学習状況調査の結果を踏まえた保護者向けの文書「各学校の今後の取組について」は意味がない。調査結果は参考にするにしても、日常の分析からスタートすべき。点数結果で子ども、教職員の評価をするような方向に進むとしたら問題になる。	全国学力・学習状況調査における報告書につきましては、家庭や地域と協力しながら児童生徒を育てることができるよう、学校が児童生徒の学習状況についてお知らせするとともに、今後の学校の取組についてお知らせするものです。しかし、全国学力・学習状況調査で計れるものは、児童生徒の学習状況や学校の教育活動の一側面でありますので、今後も、学校だよりや学校のホームページ等、全国学力・学習状況調査の報告書以外の方法でも、日頃から様々な視点で捉えた児童生徒や学校の状況を保護者や地域の方と共有してまいります。	D
28	(2-2-1) 学力テストよりも、子どもたちには学ぶ楽しさを教えてほしい。 (同趣旨 他1件)	本市におきましては、「かわさき教育プラン」基本政策Ⅱの取組内容として「確かな学力」を掲げ、社会を生き抜くために必要な「生きる力」を一人ひとりに確実に身に付けることをめざしております。すべての子どもが「授業が分かる」ことを実感するためには、一人ひとりのつまずきや学習の遅れなど子どもたちの多様な学習状況に対して、よりきめ細かな対応を図ることが重要です。習熟の程度に応じた指導や個に応じた指導を継続し、一層の充実を図ってまいります。	D
29	(2-2-1) 学習状況調査の民間委託は、児童生徒の学習記録が民間に渡ること、保存されることが心配。 (同趣旨 他2件)	学習状況調査で得られたデータにつきましては、調査の目的を踏まえ、法令等に基づき適切に取り扱ってまいります。	D
30	(2-2-1) キャリア教育は不要。塾に行かなくてもどこへでも進学できるような授業内容の拡充が必要。	「キャリア教育」につきましては、一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通してキャリア発達を促す教育です。本市で取り組んでいる「キャリア在り方生き方教育」は、学校のすべての教育活動を通して行っており、「なぜ、勉強しなくてはいけないのか」「今の学習が将来どのように役に立つのか」ということなどについての発見や自覚により、学習意欲の向上が図られるものと考えております。学習活動を工夫して各教科等における指導を充実し、学ぶことが日常生活に生きて働くよう、そして児童生徒が学習を通して人間としての在り方生き方を学び、充実した人生を主体的に切り拓いていくことができるように指導してまいります。	D
31	(2-2-1、2-2-4) GIGA スクールサポーターが少なすぎる。全校に配置すべき。 (同趣旨 他1件)	GIGA スクール構想をサポートする人材につきましては、学校のICT環境を充実させる上で重要であると認識しておりますので、学校の要望に応じて各校を巡回する支援員を配置してまいります。	C
32	(2-2-1) 川崎は大量のGIGA端末を調達しているため、市民にも安く供給できる仕組みを作り、GIGAスクールからGIGAシティに拡充しては。	GIGA端末につきましては、国の方針として児童生徒に対して一人一台端末を実現することとされた中で、国庫補助金を活用し、市の負担額を低減しながら、Chromebookを選定し、リース契約にて調達しております。これらは全国的な取組であり、調達の多寡をもって地方自治体が市場価格に働きかけることは困難であると考えております。	E

(3) 基本政策2に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
33	(2-2-1) スタディログの活用について、個々の学習履歴が業者の手に渡る危険性が高いのでは。個人情報を守られる保証があるのか。 (同趣旨 他1件)	GIGA 端末での学習支援アプリ等の活用におきましては、個人情報保護のためのしくみを整えた企業と秘密保持の条項を含んだ契約を締結しております。その情報を本市との契約以外の用途に利用することを認めておらず、今後の学習状況調査の拡充にあたりましても、法令等に基づき適切に取り扱ってまいります。	D
34	(2-2-1) 「少人数指導」を最初に出すよりも、「少人数学級」を基本に進めるべき。	少人数指導や少人数学級につきましては、各学校が実情に応じてきめ細かな指導が実施できるよう、教育環境の充実を図ることが重要であると考えております。 すべての子どもが「授業が分かる」ことを実感するためには、一人ひとりのつまずきや学習の遅れなど子どもたちの多様な学習状況に対して、よりきめ細かな対応を図ることが重要です。習熟の程度に応じた指導や個に応じた指導を継続し、一層の充実を図ってまいります。	D
35	(2-2-1) 高校においてボランティア活動を必修化してはどうか。若者に社会の一員であることを意識させ、問題意識を持たせる、地域社会・自治・政治への関心を高める、多様な方々を理解する、人間としての在り方生き方の軸を作るといった効果が見込まれる。	若者の社会参画への意識向上につきましては、課題であると捉えており、本市におきましては、社会の一員としての役割を果たすとともに、それぞれの個性、持ち味を最大限に発揮しながら、自立して生きていくために必要な能力や態度を育てる教育として「キャリア在り方生き方教育」に取り組んでいます。小学校から12年間の系統的なキャリア在り方生き方教育を通して「自分をつくる」「みんな一緒に生きている」「わたしたちのまち川崎」の3つの視点で教育活動を再確認・充実・改善を図っているところです。 また、各高校におきましては、総合的な探究の時間の学習等を通して、社会の課題を把握し解決していく探究活動の充実に取り組んでおります。探究活動の中でボランティア活動に取り組んだ実践例もみられますので、今後、好事例を広く周知し、取組の充実を図ってまいります。	C
36	(2-2-1) 学校司書を全校に配置するべき。 (同趣旨 他3件)	学校司書につきましては、各区に総括学校司書を3名配置して小・中学校、特別支援学校への巡回訪問を行うとともに、小学校56校には学校司書を配置し、高等学校には学校司書、司書事務補助員を配置して、学校図書館の蔵書整理、掲示等の環境整備、選書、授業支援における情報交換、司書教諭への助言等、読書活動の活性化を図っているところです。また、これまで小学校への学校司書の配置により、子どもたちの読書活動が充実し、多くの効果が見られていることから、学校図書館運営に関わる業務・体制等の検討を進めながら、まずは小学校への全校配置に向けた取組を進めてまいります。	D
37	(2-2-1) 司書資格を持つ正規職員の学校司書を、全校に配置してほしい。 (同趣旨 他1件)		D
38	(2-2-1) 学校司書を会計年度任用職員として雇用してほしい。		D
39	(2-2-1、2-3-2) 公立図書館と学校図書館の連携を図ってほしい。	本市におきましては、子どもたちの読書活動推進に向け、学校図書館と市立図書館との相互協力を幅広く展開するため「学校と市立図書館の連携に関する要綱」を定め、図書館システムの連携、授業支援図書セットの作成・貸出、各区における連携会議の開催等に取り組んでまいりました。 今後も子どもたちの読書活動の推進に向け、学校と市立図書館が連携した取組を進めてまいります。	B

(3) 基本政策2に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
40	(2-2-1、2-3-1) 「読書のまちかわさき」の事業を、子どもたちの豊かな心を育てるイベントとして企画してほしい。	「読書のまち・かわさき」事業につきましては、各学校から読書啓発ポスターや標語等を募集し、「かわさき読書の日のつどい」で優秀賞の作品展示や表彰を行っているほか、川崎フロンターレと人形劇団ひとみ座による読み聞かせを市内の小学校で実施しているところです。引き続き、「読書のまち・かわさき」事業を通じて、子どもの読書活動の充実に努めてまいります。	B
41	(2-2-1) フロンターレとの連携による読書活動の推進とは、フロンターレの選手を使って「読書のすすめ」をアピールすることか。本の面白さをアピールするならば他の方法があるのでは	川崎フロンターレとの連携につきましては、市内の小学校で川崎フロンターレや人形劇団ひとみ座による読み聞かせを実施し、参加した児童や教職員からは、図書館に足を運ぶきっかけになった、児童の読書意欲がより高まったなどの感想が寄せられております。この他にも、選手による推薦図書リーフレット『キックオフ!“読書のまち かわさき”』及びしおり、関連ポスターを市立小中学校や高等学校、特別支援学校、各市民館、青少年教育施設、スポーツセンターなど、図書館以外の場所でも配布するとともに、川崎フロンターレの協力により読書手帳を作成し、図書館ホームページからダウンロードすることができるようにしているところです。 今後も子どもたちが本の世界への関心を高め、読書意欲の向上につながるよう、市内の様々な団体との連携に努めてまいります。	D
42	(2-2-1) 小学校、中学校の給食を無料にしてほしい。 (同趣旨 他1件)	本市の学校給食に係る経費につきましては、学校給食法等に基づき、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費や、人件費、光熱水費等は公費で負担し、食材料費のみを学校給食費として保護者の負担としているところです。 経済的な理由で学校給食費の支払いが困難な御家庭については、生活保護制度や就学援助制度等がありますので、これらの制度が適切に活用されるよう周知に努めてまいります。	D
43	(2-2-1) 学校給食に国産の米飯と地産地消の野菜などを取り入れて食育を推進してほしい。	学校給食で使用する食材につきましては、本市の学校給食用物資規格基準書に基づき物資の選定を行い、国産を基本とし、できる限り県内産物の使用に取り組んでおります。また、特別支援学校・中学校給食においては、市内産農産物を月1回程度使用する等、今後も引き続き地産地消を推進するとともに、学校給食を生きた教材として活用し、さらなる食育の充実に取り組んでまいります。	D
44	(2-2-1) 農薬化学肥料や遺伝子組み換え、ゲノム編集で作られた食材を給食に出さないでほしい	学校給食で使用する食材につきましては、本市の学校給食用物資規格基準書に基づき物資の選定を行い、国産を基本として使用し、遺伝子組み換え食品は使用しておりません。また、今後も定期的に食材の細菌検査や残留農薬検査などを実施し、食材の安全性の確保に努めてまいります。	D

(3) 基本政策2に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
45	(2-2-1) 小中学校、高校のトイレに生理用品を置いてほしい。 (同趣旨 他1件)	生理用品につきましては、市立学校では、主に児童生徒が持参するのを忘れたときや、急に必要となった場合に使用できるように、保健室等で保管しております。 学校では、生理用品を渡す際のやり取りも含め、日頃の児童生徒との対話等から、児童生徒の健康状況や課題等を把握し、必要な保健指導や支援を実施していることから、適切な保健指導を行うためにも、保健室等で管理することが望ましいものと考えておりますが、昨今の社会経済状況の変化を踏まえ、無理に返却を求めることがないよう、各学校に周知しているところです。 また、児童生徒が安心して生理用品を受け取れるように、保健だより等を活用して入手の方法を周知する等、各学校の状況に応じて対応してまいります。	D
46	(2-2-1) 高校の専門性の確保し、効率などに重きを置かないようにすべき。進学に特化せず、人格形成のための人づくりを支援するべき。	市立高校におきましては、「市立高等学校改革推進計画 第2次計画」に基づき、地域や社会の発展を担う職業人を育成するため、社会や産業の変化の状況に応じた専門教育の指導に向けて、専門学科における進路実現をめざした科目構成や内容の検討・改善を行っております。今後も、生徒の進路実現に向けて適切に取り組んでまいります。	D
47	(2-2-1) 小・中・高それぞれの成長過程において性教育を科学的に学べるよう支援すべき。思春期の心の問題を相談できるシステム作りを進めてほしい。	性に関する指導につきましては、体育・保健に関する指導をはじめとする関係教科で指導しており、学習指導要領や文部科学省による通知を基に適切に実施しております。今後も国の方針等を注視しながら、適切に実施してまいります。	D
48	(2-2-2) LGBTQ やヤングケアラー等、悩む児童生徒が増えていることから、すべての小中高校にスクールカウンセラー等の専門スタッフを常駐し、心の相談に取り組むことが必要。	本市におきましては、すでに市立中学校全校及び高等学校にスクールカウンセラーを配置し、生徒の様々な相談を受け、心のケアに努めております。また、市立小学校及び特別支援学校に要請に応じて学校巡回カウンセラーを派遣しており、保護者の相談にも応じているところです。令和4（2022）年度からは、学校巡回カウンセラーを増員し、特に小学校における相談体制の充実を図ってまいります。	D
49	(2-2-2) スクールカウンセラーが週1回では足りない。	スクールカウンセラーにつきましては、心理に関する専門的知見を有する者として、不登校やいじめ等の問題行動、児童虐待等の未然防止、早期発見、支援・対応のため、児童生徒や保護者、教職員に対してカウンセリングや情報収集・見立て、助言・援助等に従事しており、市立の全中学校52校と全高等学校5校に、基本的には1日7時間で年間280時間、定時制設置の高等学校には420時間の配置をしております。 令和4（2022）年度以降は、280時間配置の各校への年間の時間増を進め、学校の規模等に応じた、配置時間の拡充にも努めてまいります。	D
50	(2-2-2) 学校に行けない子どもたちに、学校外での学習の方法を多様にして、どの家庭にも分かるように周知徹底してほしい。 (同趣旨 他1件)	様々な理由で登校できない児童生徒への学習につきましては、GIGA 端末の貸出及び学習支援ソフトによる学習や「ゆうゆう広場」での学習等、児童生徒の状態に応じた選択肢によって支援しており、これらの選択肢について適宜御案内しています。 今後も多様なニーズに対応する支援策とその周知について充実を図ってまいります。	B

(3) 基本政策2に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
51	(2-2-2) 特別支援学校・支援級の児童生徒が増えていることから、特別支援の資格を持つ教員やスタッフの配置拡充が必要。	特別支援学校におきましては、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実に向けて、児童生徒の身辺介助を行う介助員や医療的ケアを実施する看護師等を配置しております。また、小・中学校の特別支援学級におきましても、重度障害のある児童生徒に対する介助支援人材や一人ひとりの状況に応じた支援のための特別支援教育サポーターを配置しているところです。今後も、適切な支援が実施できるよう取組を進めてまいります。 また、特別支援に係る教員の専門性を高めるため、現職教員に対する特別支援学校教諭免許の取得支援のための教育職員免許法認定講習の実施や、教員採用選考試験における特別支援学校区分の設定、さらには、作業療法士等の専門資格を持つスタッフの配置などの取組を行っているところです。	D
52	(2-2-2) 特別支援学校において重度の障害児を放課後に預かれるようなしくみを作ってほしい。	特別支援学校におきまして、放課後に重度の障害児を預かるような事業を実施する予定はありませんが、障害児の放課後の居場所が適切に確保されるよう関係機関に働きかけてまいります。	D
53	(2-2-2) 特別支援教育において、福祉、医療との連携は必要不可欠。	特別支援教育につきましては、福祉や医療との連携は重要であると考えており、これまでも看護師や指導医の配置など様々な形で連携を図ってきたところです。 今後も一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を着実に実施するため、福祉や医療と密に連携を図ってまいります。	D
54	(2-2-2) 特別支援学校で人工呼吸器を使用する通学籍の子がいるが、引継ぎに時間がかかりすぎている。	安心・安全に学校生活を送るためには、保護者との連携が必要であると考えており、引継ぎについても一定の時間をいただいております。 今後も、一人ひとりの状況に応じた支援に取り組んでまいります。	D
55	(2-2-2) 学齢期の児童の高次脳機能障害について、学校復帰にあたっての受入体制、教育システムなどの方針、支援システムを確立してほしい。また、実態調査を行うとともに、高次脳機能障害に関する資料の学校への配布や教職員への研修を実施してほしい。	高次脳機能障害のある児童に対する支援等につきましては、他の障害のある児童と同様、一人ひとりの状況に応じて支援を実施しているところです。 また、社会的な認知もまだ十分ではないと認識しておりますので、学校においても高次脳機能障害への理解と気づきを広めることが必要であると考えており、これまでも特別支援教育に関わる担当者が集まる研修会等において、高次脳機能障害についての周知を行い、当該児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、理解啓発を図ってまいりました。 高次脳機能障害は、外見からは分かりにくく本人も障害に気付きにくいと言われており、その症状は、退院後の日常生活や学校生活において明らかになる場合があるため、実態把握のための調査は困難であると考えておりますが、今後も一人ひとりの教育的ニーズに適切かつ丁寧に対応できるよう、取組を進めてまいります。	D

(3) 基本政策2に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
56	(2-2-2) 障害は多種多様であるため、成長・発達に合わせた支援をするべき。当事者や保護者の希望を活かせるようにすべき。	本市におきましては、一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズに応じた支援に努めているところです。 また、進学先等の決定におきましては、児童生徒本人や保護者の意向を可能な限り尊重しながら進めているところです。 今後も、一人ひとりの教育的ニーズに的確に応える指導を提供できるよう、取組を進めてまいります。	D
57	(2-2-2) 給食、教材、修学旅行等、義務教育は無償にすべき。	義務教育の経費につきましては、憲法26条第2項後段において、「義務教育は、これを無償とする」とされ、判例では教育の対価として授業料を徴収しないことを定めたものとされており、学校における教育活動に係る経費の公費負担とするものとしたしまして、教職員の人件費や施設整備費、光熱水費などの学校運営費、学習指導のために要する経費などがあります。一方で、保護者等が私費で負担するものとしたしましては、児童生徒個人の所有物とするもの、また、児童生徒個人に直接還元されるべき性質のもので、学校教育活動のために校長の承認のもとに徴収する経費などが該当します。具体的な内容としたしましては、教科書以外の問題集やワークドリルなどの個人用図書、文具類のほか、実験・実習費、修学旅行費などがあります。今後も引き続き、私費で負担するものにつきましては、その目的と必要性を十分に検討し、保護者負担の軽減に配慮した内容としてまいります。 また、学校給食に係る経費につきましては、学校給食法等に基づき、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費や、人件費、光熱水費等は公費で負担し、食材料費のみ学校給食費として保護者の負担としているところです。経済的な理由で学校給食費の支払いが困難な御家庭については、生活保護制度や就学援助制度等がありますので、これらの制度が適切に活用されるよう周知に努めてまいります。	D
58	(2-2-2、2-3-2) 日本語の習得が困難で生活に支障をきたす若者が増えている。識字学級や夜間中学など、各区に複数設置が必要	識字学級・日本語学級につきましては、市民ボランティアに御協力をいただきながら、国際交流センターをはじめ、ふれあい館、教育文化会館、市民館において実施しており、各区に2～4の学級・講座を開講しております。また、市民が主体となった活動として、地域において市民団体による日本語教室等も開催されております。 本市に暮らす多くの外国人市民の皆さんが、日本語を学ぶことで、生活の不便や不安を取り除き、自分らしく生き生きと暮せるよう、日本語学習の支援の取組を引き続き推進してまいります。 また、夜間学級の過去5年間の在籍者数は30名以内で推移し、対象となる生徒は全員受け入れることができっておりますが、一方で、生徒の実態に応じた教育課程の編成や日本語指導の充実、教職員の配置などの課題があるため、市内の他地区での新規開設については、慎重に検討を重ねていく必要があります。このような状況から、一人ひとり教育的ニーズに応じた指導、支援に取り組むため、現在の西中原中学校夜間学級の充実を優先に取り組んでまいります。	D

(3) 基本政策2に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
59	(2-2-3) 学区は距離によって指定してほしい。また、通学路の点検、通学路における信号のない交差点への信号設置、ガードレールの設置などを行ってほしい。	本市におきましては、通学における距離や時間及び安全性、町内会等の地域活動など多様な要素を考慮して通学区域を定めております。 また、通学路の安全対策につきましては、警察や関係局等で構成する通学路安全対策会議の中で、学校からの要望箇所への対策を協議しながら、順次対策を講じております。要望どおりの対応が困難な場合は、別の改善策等も協議しながら、対応を進めているところです。 今後も、子どもたちの安全安心のため、関係部署・機関等と密接な連携を図りつつ、通学時の安全確保に向けた取組を進めてまいります。	D
60	(2-2-3) 学校にプールを設置してほしい。学校のプールを新しくしないで近隣のプールを利用するのは教員の負担がある。 (同趣旨 他4件)	本市では、学校敷地の課題等により、プールが設置されていない学校がございます。これらの学校について、現時点では新たにプールを設置する計画はございませんが、これまでも近隣校施設の活用や水泳の事故防止に関する心得の指導等を行ってきたところでありにより、引き続き子どもたちの水泳に係る技能及び関心・知識等の向上に取り組んでまいります。 また、プール授業における民間プール等の活用につきましては、プールの維持管理や児童生徒の安全を確保した水泳授業の実施など教職員の負担軽減とともに、水泳授業の質の向上、着実な授業時間の確保等の課題の解決にも寄与し、実施済の学校からは好評をいただいているところであり、今後も推進してまいります。 なお、学校プールは、消防水利やトイレ洗浄水としての利用が想定されていることから、学校プールの効率的な運用・整備の推進にあたっては、個々の学校の状況を踏まえ、残置や防火水槽など代替施設の設置等についても検討してまいります。	D
61	(2-2-3) 学校のプールを整備しないという方針は、学校関係者や地域住民の声を聞くべき。災害時の避難場所の水をどう確保・利用するのか。	学級編制につきましては、新しい時代の学びを支える環境を整備するため、国の法改正により、小学校における学級編制の標準が35人に引き下げられたところであり、国の動向を注視しつつ、きめ細かな指導體制の整備に計画的に取り組んでまいります。	D
62	(2-2-3、2-2-4) 中学校まで35人以下学級を実現してほしい。 (同趣旨 他13件)	本市の中学校給食につきましては、平成29(2017)年1月から自校方式及び小中合築校方式により4校が、同年9月からPFIによる給食センター方式により給食の提供を開始し、同年12月からは全ての市立中学校において完全給食を実施しているところです。 本市の中学校給食につきましては、調理方式に関わらず、健康給食として「とにかくおいしい、自然と健康になる、みんなが大好きな」のコンセプトに基づき実施しており、今後も引き続き、現方式のもと、安全・安心で温かい給食を提供してまいります。	D
63	(2-2-3、2-2-4) 全中学校での自校方式での給食を実施してほしい。 (同趣旨 他1件)	「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」に基づく取組につきましては、業務改善推進校の教職員や働き方改革に関する研修受講者へのアンケートや、学校現場の代表者等との意見交換を行いながら進めております。 今後も、学校現場の意見を取り入れながら、教職員の負担軽減につながる取組を推進していくとともに、教職員一人ひとりの働き方に関する意識改革に向けた取組を推進してまいります。	D
64	(2-2-4) 教職員の負担を軽減する取組を進めることについて、もっと現場の声を聞くべき。		D

(3) 基本政策2に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
65	(2-2-4) 子どもの思いに寄り添えるよう、教員や専任の先生を増やしてほしい。 (同趣旨 他2件)	教職員定数につきましては、法令に基づき定められておりますので、引き続き改善に向けて国の法改正による定数措置等を求めてまいります。	D
66	(2-2-4) 教職員の負担軽減に向けて、学校における、民間企業からのボランティア活用や、地域ボランティアを積極的に活用するしくみを整備してはどうか。	本市におきましては、学校が抱える課題の解決に向けて、地域ボランティア等が参加しやすいしくみを充実するために、地域住民や保護者との連携・協力を推進する学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を拡充しております。 今後につきましても、地域住民や保護者等が学校支援をする学校教育ボランティアの配置や、市内の住民や団体・企業等がボランティア登録をしている学校支援センターからのボランティア派遣事業等の取組を充実しながら、より積極的な人材活用に努めてまいります。	B
67	(2-2-4) 感染対策や安全教育等のニーズが増えていることから、養護教諭の増員を検討すべき	教職員定数につきましては、法令に基づき定められておりますので、引き続き改善に向けて国の法改正による定数措置等を求めてまいります。	D
68	(2-3-1) 地域の寺子屋事業について、早期に拡充してほしい。	地域の寺子屋事業につきましては、地域ぐるみで子どもたちの学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めることを目的に実施しており、学校や地域の状況を踏まえながら、拡充に向けた取り組みを進めております。 寺子屋事業の実施には、寺子屋先生をはじめとする地域の皆様方の御協力が不可欠でございますので、今後につきましても、寺子屋に携わる人材の養成や広報の充実に努め、寺子屋の全校設置に向けた取組を進めてまいります。	C
69	(2-3-2) 歩いて行けるところに図書館を作してほしい。 (同趣旨 他10件)	本市におきましては、各区の市民館・図書館・分館等を拠点として、学校施設の有効活用などによる市民の生涯学習の場の確保とともに、自動車文庫による市内巡回や大学図書館との相互連携などによる図書館サービスの提供を推進しております。	D
70	(2-3-2) 図書館や市民館は絶対的に不足しており、整備計画を見直してほしい。 (同趣旨 他6件)	なお、現在、市内に新たな社会教育施設を整備する計画はございませんが、市民の多様なニーズへの対応を図るため、ICTを活用した新たなサービスの導入に向けた検討を進めるとともに、出張型の学級・講座等を開催するなど身近な場所での学びの場づくりや他施設等との連携による貸出・返却ポイントの設置等についての可能性の検討を行ってまいります。	D
71	(2-3-2) 市民館・図書館などの社会教育施設の施策にもっと力を入れてほしい。 (同趣旨 他3件)	市民館・図書館におきましては、概ね10年後の未来に向けて、「人生100年時代の生涯学習社会の実現」という理念を掲げ、本市の社会状況や施設の現状と課題などを踏まえながら、それぞれの施設運営や施設整備の方向性を示す「今後の市民館・図書館のあり方」を令和3（2021）年3月に策定したところです。 市民館・図書館におきましては、市民の自発的な学びを通じた成長を支える社会教育施設として、新たな学びや活動への動機づけを図りながら、地域に暮らす様々な人々の交流等を促進するとともに、より主体的な学びや活動につながる取組を推進しております。 今後の市民館・図書館につきましても、“市民自身が学び、その	D

(3) 基本政策2に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
		成果を地域での活動に活かすことで充実感を味わい、更なる学びにつながる”という学びと活動の循環を推進していく必要があると考えており、持続可能な社会の実現に向け、「人づくり」や「地域づくり」が図られるよう、それぞれの強みや資源を活かした連携を進めながら、「学びと活動を通じたつながりづくり」の役割を果たしてまいりたいと考えております。	
72	(2-3-2) 図書館本来の効率的・効果的な運営に力を注ぎ、司書資格のある職員の増員、勤務環境の改善を求める。 (同趣旨 他6件)	図書館職員は、図書館の目的を果たすため、専門的職員としての役割を担っていることから、今後も司書講習への派遣等を行うとともに、更なる資質の向上のため、より幅広い分野の知識の習得や、地域課題解決のためのスキル等を身につけるための計画的・体系的な研修事業の再構築を進めるなど、図書館サービスの向上をめざした人材育成を推進してまいります。 大幅な職員増が望めない中で、運営手法やサービスの内容等について議論を行いながら、より効率的な運営と魅力的なサービスの提供をめざします。	D
73	(2-3-2) 図書館はいつ行っても混雑していて、本も汚れが目立つ。新しい本と入れ替えてほしい。	図書館におきましては、多種多様な利用ニーズをいただいておりますが、中でも図書資料の充実は重要であると考えておりますので、今後も効率的・効果的な図書・資料の収集・保存を行うため、集中選定による図書・資料の購入、各館での分担収集による保存や除籍等を踏まえながら、より魅力的な書架を実現できるよう努めてまいります。	D
74	(2-3-2) 図書館の資料費を増額してほしい。 (同趣旨 他1件)		D
75	(2-3-2) 蔵書構築の考え方について、内容を提示してほしい。 (同趣旨 他2件)	図書館における蔵書につきましては、収集、保存、除籍等のプロセスを個別に考えるのではなく、全体として計画的・体系的に考え方を整理し、これまで以上に市立図書館全体で蔵書構成のバランスを考え、図書資料の有効活用をめざしております。 予約の多い図書につきましては、予約者の増加に合わせて蔵書数を増やす対応も行っておりますが、多様な御要望に応えるため、幅広いタイトルを揃えることも必要となることから、「川崎市立図書館資料収集要綱」に則りバランスを考えながら選書を行っております。	D
76	(2-3-2) 図書館でのインターネットやICTの活用は、不慣れな人でも使えるように窓口対応に配慮してほしい。	図書館におけるICTの活用につきましては、令和5(2023)年度に予定している図書館システムの更新にあわせ、電子書籍等デジタルコンテンツの導入を検討するなど、ICT活用による事業・取組の充実及び手続における利便性向上を図ってまいります。なお、その際におきましても、来館・対面での対応を引き続き行うなど、ICT機器等に不慣れな方が不便を感じることがないように配慮しながら取組を進めてまいります。	D
77	(2-3-2) 市民館・図書館にWi-Fiを整備してほしい。 (同趣旨 他3件)	市民館におきましては、新しい生活様式に対応していくため、ICTを活用したオンライン講座等の取組を推進しているところですが、会議室等を利用した市民の主体的な学習活動等におけるICT活用につきましても対応していけるよう環境整備等を進めているところです。 また、市民館・図書館のエントランス等で多くの方に広く利用していただく公衆無線LANにつきましては、「かわさきWi-Fi」の利用をお願いしており、そのセキュリティにつきましては、総務	D

(3) 基本政策2に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
		省が作成している「Wi-Fi 提供者向けセキュリティ対策の手引き」に基づいて、メール認証や、接続1回当たりの利用時間の制限を行っているところです。	
78	(2-3-2) 向丘出張所での図書館機能を充実してほしい。	向丘出張所につきましては、鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する検討を契機として、地域バランスを考慮した宮前区全体の機能向上という観点や、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組、コミュニティ施策に関する取組など、関係施策の位置付け・検討状況を踏まえ、地域の皆様とともに検討を進め、地域ニーズの把握や課題を整理し、向丘出張所に求められる8つの機能と取組の方向性などからなる「宮前区役所向丘出張所の今後の活用に関する方針」を令和4（2022）年2月に策定しました。 向丘出張所を活用した図書館などによる読み聞かせの試行や、身近な場所での学びの場づくりに加え、地域主体の図書に関する取組とも連携を図りながら、図書を通じた支援や交流の場づくりなど、図書サービスの充実に取り組んでまいります。	D
79	(2-3-2) 何でも民間に任せるのではなく、図書館司書などの専門職員を適切に配置することが大事。 (同趣旨 他1件)	各区図書館7館におきましては、図書の貸出や返却などのカウンター業務や書架整理などのフロア業務について、民間委託を行っており、これによって、図書館職員がレファレンス業務や読書支援などの専門的なサービスに専念できるなどの効果があるものと考えております。 職員につきましては、今後も国が主催する司書講習、司書専門講座などへの派遣研修を実施し司書の資格を有する職員を増やなど、引き続き、図書館の専門性を確保しながら、民間との適切な役割分担のもと、効果的・効率的な図書館運営に努めてまいります。	D
80	(2-3-2) 図書館ネットワークの目的は、効果的・効率的な運用ではなく利用者に資料を届けることにある。まずは市内の図書館サービス網を構築してほしい。	図書館の今後の管理・運営につきましては、それぞれの施設形態や諸室の配置、設備の違いなどに応じた適切な維持管理を実施するとともに、多様なニーズへの柔軟な対応をはじめ、地域や施設の特性に応じた事業・サービスの推進など、令和3（2021）年3月に策定した「今後の市民館・図書館のあり方」の中で、効率的・効果的な管理・運営手法を検討するとしており、様々な民間活用手法も含め、効率的・効果的かつ最適な管理・運営手法について検討を進めてまいります。	D
81	(2-3-2) 市民館・図書館の指定管理者制度導入には反対。	市民館・図書館の管理・運営につきましては、令和3（2021）年3月に策定した「今後の市民館・図書館のあり方」において、それぞれの施設形態や諸室の配置、設備の違いなどに応じた適切な維持管理を実施するとともに、多様なニーズへの柔軟な対応をはじめ、地域や施設の特性に応じた事業・サービスの推進など、効率的・効果的な管理・運営手法を検討するとしており、様々な民間活用手法も含め、効率的・効果的かつ最適な管理・運営手法について検討を進めてまいります。	D

(3) 基本政策2に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
82	<p>(2-3-2)</p> <p>労働会館と教育文化会館の再整備基本計画の中で、他の市民館のような舞台芸術の講演、鑑賞ができなくなる内容で検討が進められている。他の区の市民館なみの「劇場」として活用できる内容にできないか。カルッツは規模や経済的に市民の文化活動では活用できない。川崎南部での市民の舞台活動ができる施設を確保してほしい。</p>	<p>市民館や労働会館のホールにつきましては、多目的ホールとして設置されており、教育文化会館の大ホールにつきましては、近隣の「カルッツかわさき」に機能を移転しております。</p> <p>再編整備後の労働会館のホールにつきましては、多目的ホールとしてステージと客席の段差をなくし、車椅子利用者などに配慮したバリアフリー対策を実施するとともに、客席は可動席として、客席のない大空間として多目的に利用できる計画としております。</p>	D
83	<p>(2-3-2)</p> <p>若者や子どもたちに魅力的な市民館・図書館にしてほしい。</p>	<p>市民館におきましては、学級・講座の実施に際し、それぞれのライフステージに応じたタイムリーな話題に留意したテーマ設定等を行うなど、あらゆる世代に向けた魅力ある取組となるよう事業の充実を図ってまいります。また、施設のオープンスペースなどを活用し、ロビーカフェや子育て広場などを開催し、市民が気軽に集い、交流や情報交換ができる居場所づくりなどの取組を推進してまいります。</p> <p>図書館におきましては、多種多様な利用ニーズをいただいておりますが、今後の図書館における事業・サービスにつきましては、利用者や関係団体、地域等との協働・連携による対話を基本として、柔軟な利用ルールの検討や、限られた図書館スペースの有効活用を検討するとともに、他施設との連携による取組なども視野に入れ、効率的・効果的な管理・運営手法を含め検討してまいります。</p>	D
84	<p>(2-3-2)</p> <p>市民館は交通の便利な場所にホールのついた施設として増設してほしい。</p>	<p>市民館につきましては、新たにホールの整備を行う計画はございませんが、既存の施設を基本とした長寿命化を図りながら、生涯学習環境の充実に努めてまいります。また、市内には市民館のほかに、「エポックなかはら」、「すくらむ 21」など、市内各所にホールを設けており、市民の活動拠点としての役割を担っております。</p>	D
85	<p>(2-3-2)</p> <p>平和人権学習の企画運営委員を市民から募集してほしい。</p>	<p>市民館における社会教育振興事業では、それぞれの事業種別や学習内容、実施方法等に応じて、学級講座等の企画運営を行う企画委員会を設置したり、学習支援ボランティアや市民講師等を登用したりするなど、様々な手法で学級講座等への市民参画に留意しながら事業実施しております。また、企画委員会の委員の募集につきましては、市民公募としております。</p>	D
86	<p>(2-3-2)</p> <p>各市民館への社会教育主事を配置してほしい。また、市民館を貸し館にするのではなく、市民が参加できるようにしてほしい。</p> <p>(同趣旨 他1件)</p>	<p>市民館につきましては、地域の社会教育振興を担っており、市民館職員に社会教育に関する知識やスキルを身につけさせるため、国立教育政策研究所が実施する社会教育主事講習等への派遣研修などの人材育成を行っております。</p> <p>市民館職員は、社会教育振興事業の企画・実施及び専門的な助言等を通して、地域における市民の学習活動を促進していく役割を担っていると考えておりますので、社会教育の体系的な理解を深め、個々の専門性の向上を図れるよう、計画的・体系的な人材育成に努めてまいります。</p> <p>また、市民館では、施設提供だけではなく、市民の主体的な学</p>	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
		<p>習を促進するため、学習機会の提供事業として、地域や社会の課題を捉えた学級・講座、イベントのほか、自主学習グループの育成及び活動支援等を実施しており、今後も充実を図りながら継続して実施してまいります。</p>	

(4)基本政策3に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	<p>(3-1-1)</p> <p>基本政策3「市民生活を豊かにする環境づくり」の「市民の実感指標」は、あくまで市政評価の際の参考資料とすべきものであって、政策実行の行政目標とするものではない。環境に関する個人の意識は千差万別であり行政が一律に誘導や規制するものではない。</p>	<p>「市民の実感指標」につきましては、当初の総合計画策定時に実施した市民アンケートの結果をもとに、市民の意識・評価の水準（現状）を把握し、全政令指定都市の市民の意識・評価との比較を行うことで、基本計画の計画期間の終期となる概ね10年後を想定した市民の実感を目標として設定したものです。</p> <p>総合計画の第2階層である政策の取組が市民の実感につながったかどうかを、中長期的な視点で確認しながら、市の取組改善等に活用することを目的としているものですので、御意見のとおり、市政評価の際の参考という位置付けで設定したものにになります。</p> <p>なお、市の各施策における具体的な目標は、第3階層の施策において「直接目標」や「主な成果指標」で示しており、総合計画の進行管理では、主に「直接目標」「主な成果指標」の達成度から施策の進捗状況を評価しております。</p>	D
2	<p>(3-1-1)</p> <p>政策3-1の市民の実感指標「地球温暖化の防止など、環境に配慮した生活を送っている市民の割合」が低いため、積極的な啓発活動の実施を希望する。</p>	<p>市民への普及啓発につきましては、総合計画における「分野別計画」であり、今年度改定作業を進めている「地球温暖化対策推進基本計画」において、事業効果の高い重点事業として5大プロジェクトを設定し、その1つとして、「市民・事業者の行動変容・再エネ普及促進プロジェクト」を位置付けています。</p> <p>本プロジェクトにおいて、従来の普及啓発・環境学習の取組に加えて、市民・事業者が自然と行動変容に繋がっていく新たなしくみを構築していくこととしており、具体的には、脱炭素モデル地区の展開及び脱炭素先行地域づくりの検討を進めていきます。</p> <p>令和2（2020）年度に新たに創設した「脱炭素アクションみぞのくち」では、溝の口周辺地域で脱炭素化に資する身近な取組や先進的な取組を集中的に実施し、取組の効果や利便性を実感してもらうことで、市民一人ひとりの環境配慮型のライフスタイルへの行動変容を促進するとともに、地球温暖化防止に係る普及啓発や活動支援等を行う「川崎市地球温暖化防止活動推進センター」や地域の温暖化対策の推進リーダーとしての役割を担う「川崎市地球温暖化防止活動推進員」等と実施してきた様々な取組を継続して実施し、脱炭素社会の実現をめざしてまいります。</p>	B
3	<p>(3-1-1)</p> <p>脱炭素社会に向けて早急な再生可能エネルギーへの切り替えが求められているが、世界に比べて日本はその意識が低い。川崎市が地域エネルギー会社の設立や活用を掲げていることを誇りに思う。どうか実現し川崎から日本を変えてほしい。</p>	<p>脱炭素社会の実現に向け、市域の再生可能エネルギーの普及拡大を着実に進めて行くことは重要と考えており、第3期実施計画素案において、「施策3-1-1 地球環境の保全に向けた取組の推進」の「主な成果指標」として「市域の再生可能エネルギー導入量」を新たに設定しております。</p> <p>本成果指標の達成に向けて、新たに地域エネルギー会社を設立し、市の廃棄物発電などを有効活用した市域の再生可能エネルギー普及拡大に取り組むとともに、市民・事業者向けの再生可能エネルギー導入促進に向けた取組を進めてまいります。</p>	B
4	<p>(3-1-1)</p> <p>脱炭素社会に向けて再生可能エネルギーの普及拡大は大切であり、川崎の特徴を利用して風力発電や太陽光発電、廃棄物発電などができるとよい。そして、ごみの分別など市民の主體的</p>		B

(4) 基本政策3に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
	な取組につなげていけると効果的である。		
5	<p>(3-1-1、3-2-2)</p> <p>環境問題に関心のない人に自分ごとと捉えてもらえる施策が必要である。例えば再エネ 100%電力の契約やコンポストの設置に対し、住民税の減免ができないか。環境問題の解決につながる既存の助成制度は継続してほしいが、危機感がない層が動き出したくなるような施策を打って広めてほしい。</p>	<p>脱炭素社会の実現に向けて、市民・事業者一人ひとりのアクションが必要不可欠と考えております。総合計画における「分野別計画」であり、今年度改定作業を進めている「地球温暖化対策推進基本計画」において、事業効果の高い重点事業として5大プロジェクトを設定し、その1つとして、「市民・事業者の行動変容・再エネ普及促進プロジェクト」を位置付けております。</p> <p>本プロジェクトにおいて、従来の普及啓発・環境学習の取組に加えて、市民・事業者が自然と行動変容に繋がっていく新たなしくみを構築していくこととしており、具体的には、脱炭素モデル地区の展開及び脱炭素先行地域づくりの検討を進めてまいります。</p> <p>また、個人の住民税は、地域社会の費用の負担を広く分かち合う性格を有するものであり、住民サービスを支える基幹税としての役割を果たしているところです。そのため、その減免を行うことにつきましては、個人の住民税の役割や減免により見込める効果などを踏まえ、慎重な検討を要するものと考えております。</p> <p>なお、本市におきましては今年度、脱炭素に向けた取組の一つとして、水素ステーション及び充電設備の設置促進を税制面から支援するため、これらの設備に対する固定資産税の減免措置を創設しております。</p>	D
6	<p>(3-1-1)</p> <p>地球環境配慮に対する推進力の高い街として、他自治体に影響を与え、更には世界からも着目されるような街であってほしい。温暖化対策として、以下の取組が必要と考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車購入負担金補助 ・電気自動車充電スタンドの拡充 ・商用車のEV切り替え促進 	<p>自動車から排出される温室効果ガスをゼロにしていくには、電気自動車や燃料電池自動車の導入促進が重要と考えております。</p> <p>負担金補助及び充電スタンドの拡充については、今年度、政令市として初めて、充電設備の設置促進を税制面から支援するため、充電設備に係る固定資産税（償却資産）をゼロにする減免措置を創設しました。今後も国の制度とも連携した取組や優遇措置などにより、充電設備及び水素ステーションの拡充を図り、市民・事業者への次世代自動車の普及促進に取り組んでまいります。</p> <p>また、バス等の商用車への次世代自動車の導入につきましては、コストや運用面等の課題を勘案し、導入支援策等の検討を進めてまいります。</p>	D
7	<p>(3-1-1)</p> <p>脱炭素化については、2050年の生活環境など将来のシナリオをえがいた上で、これから何をすべきか考えるべき。</p>	<p>総合計画の分野別計画である「地球温暖化対策推進基本計画」改定案において、2050年の将来ビジョンや、バックキャストによるアプローチで設定した目標、必要な施策等をお示しております。第3期実施計画素案におきましては、同計画改定案との整合を図りながら、主な取組を掲載しております。</p>	D
8	<p>(3-1-1)</p> <p>施策 3-1-1「地球環境の保全に向けた取組の推進」は、地球温暖化対策推進基本計画が現在改定中であり、資料を含め最新のものに改正したほうがよい。</p>	<p>「地球温暖化対策推進基本計画」につきましては、総合計画に位置づけた政策・施策を効率的・効果的に推進するため、事業目標や取組内容を総合計画よりも詳細に定める「分野別計画」であることから、引き続き綿密な連携を図りながら両計画の策定（改定）作業を進めてまいります。</p>	D

(4) 基本政策3に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
9	<p>(3-1-1)</p> <p>地球温暖化対策推進基本計画改定案の目標を達成するためには、市域のCO₂排出量の75%を占める臨海部の各企業から、市の目標に見合ったCO₂削減目標を提出させ、定期的に状況を報告させる必要がある。政令市最大のCO₂排出都市として全国の模範となるような温暖化対策の実効性のある計画を総合計画で示してほしい。</p> <p>(同趣旨 他3件)</p>	<p>本市におきましては、「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例」に基づく事業活動地球温暖化対策計画書・報告書制度により、エネルギー使用量等が一定以上の事業者に対して、3か年ごとの温室効果ガスの削減計画書及びそれに対する毎年の報告書の提出を義務付けております。本制度では、それぞれの事業者が市の指導や助言を受けながら、これまでの温室効果ガス削減の取組や今後の事業計画などを考慮した上で、削減目標を自主的に設定することとしており、その目標は市のホームページで公表しております。</p> <p>今後は、脱炭素化に向けた事業者の自主的な取組を更に促進するため、当制度の見直しを行う予定であり、事業者から排出される温室効果ガスの更なる削減に取り組んでいきます。</p>	D
10	<p>(3-1-1)</p> <p>今後の10年足らずの間に全世界のCO₂排出を現在の半分近くまで削減できるかどうかで人類と地球の未来がかかっている。CO₂排出量の高い企業に対し、市が主導して削減目標、計画等が入った協定を結ぶことを要望する。</p> <p>(同趣旨 他2件)</p>		D
11	<p>(3-1-1)</p> <p>4年間で温室効果ガスをどこまで減らすのか、割合だけ示されてもわからない。削減量を示すべき。2050年を見据えているのだから、2025年、2030年、2040年の排出量も明らかにすべき。</p>	<p>今後4年間の温室効果ガスの削減量につきましては、1990年度比▲26.0%は▲728万t-CO₂、2013年度比▲13.1%は▲312万t-CO₂となります。また、2030年度の排出量につきましては、1,203万t-CO₂と設定しており、いずれの値につきましても、今年度末に改定を予定している、総合計画における分野別計画である「地球温暖化対策推進基本計画」においてお示ししてまいります。</p>	D
12	<p>(3-1-1)</p> <p>本計画は総合計画の第3期であることは承知しているが、川崎市は昨年2050年までにCO₂排出実質ゼロにすると宣言した。現在改訂中の川崎市地球温暖化対策推進基本計画(案)では2030年までに2013年比50%の温室効果ガス削減を目標としており、本実施計画は目標年2025年ではあるが、2030年目標を達成に向けて第3期実施計画を軌道修正すべきと考える。総合計画改正では、2030年までに二酸化炭素発生量マイナス50%を実現させることを最重要課題とした計画であるべきと考える。川崎市総合計画は実質カーボンゼロ社会を実現するための重要な計画であると思う。残念ながら、本実施計画では温室効果ガスを2030年目標に向けた数値目標のある施策は見当たらなかった。追加すべきである。P281に示されている「市域の温室効果ガス</p>	<p>第3期実施計画素案につきましては、「地球温暖化対策推進基本計画」の改定案との整合を図りながら、主な取組を掲載しております。より具体的な数値目標・成果指標等につきましては、「地球温暖化対策推進基本計画」及び「地球温暖化対策推進実施計画」の中でお示ししてまいります。</p> <p>また、第3期実施期計画期間における目標値につきましては、まず、市域目標は2023年度実績値であり、現時点(2022年)から残り1年程度しかなく、施策等による削減効果が大きく見込めないため、▲13.1%となりますが、この数値は、「地球温暖化対策推進基本計画」改定案に掲げる2030年度の市域目標値▲50%の推計結果との整合を図った数値としております。</p> <p>同様に、市役所目標につきましても、2025年以降の施策等による削減効果が見込めないため、▲18.5%となりますが、この数値も、「地球温暖化対策推進基本計画」改定案に掲げる2030年度の市役所目標▲50%の推計結果との整合を図った数値としております。</p>	D

(4) 基本政策3に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
	<p>排出量の削減割合」13.1%、市役所の温室効果ガス排出量の削減割合（2013年度?）18.5%以上では現在改訂中の川崎市地球温暖化対策推進基本計画（案）と整合が取れていない。不十分である。</p>		
13	<p>(3-2-1) 施策 3-2-1「地域環境対策の推進」の「主な成果指標」は、環境基準だけでなく、市の環境目標値があるものはこれを採用し、WHO の指針値についても配慮すべきである。</p>	<p>環境目標値につきましては、「川崎市環境基本条例」に基づき、市民の健康を保護し、生活環境を保全するための環境上の目標値として設定したものであり、その達成に向けた段階的な目標として、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例で「対策目標値」（環境基準と同値）を設定しております。</p> <p>主な成果指標のうち、「環境目標値」を設定している二酸化窒素につきましては、「環境目標値」達成に向けた段階的な目標として、「環境基準の下限値」を達成した測定局数の割合を成果指標としております。</p> <p>なお、WHO の指針値につきましては、令和3（2021）年9月に改正されたところであり、引き続き国等の動向を注視してまいります。</p>	D
14	<p>(3-2-2) プラスチックによる環境汚染問題を解決するためには、リサイクルでなく発生抑制が必要と感じている。スーパー等での買い物で生じるプラスチック容器はすぐゴミとなりストレスに感じるが、店や企業に市民の声を届けるべきがない。</p>	<p>本市におきましては、総合計画における「分野別計画」である「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、「地球環境にやさしい持続可能なまちの実現をめざして」取組を進めており、リサイクルよりも環境負荷が少ない2R（リデュース・リユース）の推進は非常に重要と考えております。主な成果指標に位置付けている、1人1日あたりのごみ排出量の達成に向けて、リデュースの取組をより進めていく必要があります。</p> <p>プラスチックごみの削減につきましては、大手スーパーや商店街等と連携し、ワンウェイプラスチックの使用削減、マイバッグ・マイボトルなどの利用促進キャンペーンを実施する等、市民の環境配慮行動の実践を呼びかけており、今後も引き続き市民、事業者と連携した取組を進めてまいります。</p> <p>なお、環境意識の醸成と家庭への波及をめざして、幼児・低年齢層向けにごみの減量・リサイクルの体験学習などを行う「出前ごみスクール」や「ふれあい出張講座」を実施しているところであり、これらの普及促進の取組についても、引き続き実施してまいります。</p>	D
15	<p>(3-2-2) プラスチックはリサイクルよりもリユース、リデュースに取り組むべき。</p>	<p>プラスチックのリサイクルにつきましては、昨年6月にプラスチック資源循環促進法が成立し、その中で、今後、リユース・リサイクル可能な環境に配慮した製品設計や代替素材への転換などを事業者に求めることとされております。</p> <p>また、本市におきましては、令和2（2020）年に「プラスチック資源循環への対応方針」を策定し、プラスチックごみの削減や資源循環への取組を強化しております。</p> <p>また、「一般廃棄物処理基本計画」におきましても、リサイクルよりも環境負荷が少ない2R（リデュース・リユース）の取組を進め、限りなくごみをつくらぬ社会の実現をめざしており、プラスチックごみにつきましても、削減や資源循環に向けた取組をより一層進めてまいります。</p>	B

(4) 基本政策3に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
16	(3-2-2) 二子地区でのダンボールの資源回収を検討してほしい。	<p>資源集団回収事業につきましては、町内会などの実施団体（市民団体）と回収業者との契約で成り立っており、市が支援しながら行っている事業です。</p> <p>二子地区では、概ね毎週土曜日に回収を行っておりますが、一部の地区では月1回の回収となっております。</p> <p>今後も利便性向上のため回収頻度等の増加に向けて、実施団体や回収業者に働きかけてまいります。</p>	E
17	(3-2-2) 食品関係の工場から「作りすぎた」という理由で廃棄が出ているのがもったいない。	<p>事業系の生ごみにつきましては、食品廃棄物を含む一般廃棄物を多量に排出する事業者に対し、ヒアリング等により廃棄物の減量化・資源化について指導を行うとともに、登録再生利用事業者の利用促進や生ごみ処理機の利用の案内等により、発生抑制とリサイクルを推進しております。</p> <p>今後も引き続き排出事業者へ働きかけ、生ごみの減量化・資源化を推進してまいります。</p>	D
18	(3-2-2) 橋リサイクルコミュニティセンターの廃止に反対である。 (同趣旨 他3件)	<p>橋リサイクルコミュニティセンターにつきましては、施設の設置目的である環境学習講座の参加者数が定員の1～2割程度と低いだけでなく、利用者の9割以上を占める「粗大リユース機能」についても利用者が固定化されている傾向にあります。また、会議室の稼働率が低いことや、設備の老朽化による管理運営費の増大等の課題があります。</p> <p>利用者の拡大に向け、指定管理者と連携を密にしながら、イベント開催やホームページ・チラシ等を用いた広報により事業の周知を図るとともに、リユース事業の拡充に向けてインターネットでの申請を受け付ける等、様々な形で取り組んでまいりましたが、社会状況の変化等も影響し、利用者数は増加していません。</p> <p>これらの課題等を踏まえ、施設の既存機能の代替・拡充について検討し、「環境学習・環境活動の場の提供」については、令和5年度に竣工予定である橋処理センターや、他の普及啓発施設において代替・拡充が可能と考えています。また、「粗大リユース機能」につきましては、現在、民間事業者と連携した粗大ごみ申請量と排出量を減らす実証実験を実施しており、一定の効果があることが確認できております。</p> <p>これらの状況を踏まえ、橋リサイクルコミュニティセンターは設置当初の役割を果たしたものとして、施設機能を廃止する予定としていますが、既存機能については、引き続き代替・拡充の取組の検討を進めてまいります。</p> <p>また、施設を利用している方々とは、この間、施設の課題共有や意見交換をしていますが、施設機能の廃止に御理解いただけるよう、引き続き丁寧に説明してまいります。</p> <p>なお、橋リサイクルコミュニティセンター機能廃止後の施設については、建築基準法や都市計画法による用途制限を踏まえ、今後検討を進めてまいります。</p>	D

(4) 基本政策3に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
19	<p>(3-3-1)</p> <p>「協働の取組による緑の創出と育成」という施策なら成果指標に「緑地面積及び創出した緑の面積」を加えた方が分かりやすい。150万本の植樹は枯れた木、間伐された木がかなりあるはずで、指標にふさわしくなく、「植樹面積」を指標にした方がよい。</p>	<p>「協働の取組による緑の創出と育成」につきましては、多様な主体との協働、連携により緑を育むことを目標として、様々な主体との協働による植樹の取組の成果である「市民150万本植樹運動による累計植樹本数」を成果指標として設定しております。</p> <p>「緑地面積」等については、平成30(2018)年3月策定の「川崎市緑の基本計画」において、令和9(2027)年度末で市域面積の30%以上に相当する公園緑地、水辺地空間などの施設面積での展開をめざすこととしており、「市民150万本植樹運動による累計植樹本数」の指標とともに、適正な進捗管理を行いながら、一層の市民協働の取組を進めてまいります。</p>	D
20	<p>(3-3-1、3-3-2)</p> <p>身近な公園は市民の憩いの場所であるため、もっと充実した公園にしてほしい。</p>	<p>身近な街区公園等の公園につきましては、立地特性や地域ニーズ等を踏まえ、誰もが利用しやすい特色ある公園づくりに取り組んでまいります。</p> <p>一方、既存の公園においても、公園の質の向上に向け、地域の特性に合わせて魅力的な公園づくりを多様な主体と連携しながら取り組んでまいります。</p>	D
21	<p>(3-3-1、3-3-2)</p> <p>「公園緑地における収益性確保、向上を進める」とは何か。</p> <p>収益を上げることよりも、政令指定都市の中でも公園面積が下から2番目であることから、もっと緑を多くすることが必要であり、特に川崎区が必要である。</p> <p>(同趣旨 他1件)</p>	<p>公園緑地を含む公共空間の活用につきましては、財政負担増大の観点だけでなく、ニーズの高まりなどの社会的背景を踏まえ、民間活用による収益等をまちづくりに還元するなど、維持管理などの質の向上にも資する取組であると考えております。</p> <p>また、本市の「民間活用(川崎版 PPP)推進方針」におきましても、民間活用にあたっては「効率的・効果的な市民サービスの提供」だけでなく、「市民サービスの質の向上」との両立をめざすとしていることから、本市におきましても、民間と連携し、公共空間を有効に活用することなどを通じ、まちの賑わいや交流の創出に向けた取組を推進してまいります。</p> <p>なお、本市の公園緑地の現状につきましては、令和3(2021)年3月末現在、1,271か所、面積約758haで、平成19(2007)年と比較し、約100ha増加するなど、公園の整備や緑地の保全などに取り組んでいるところでございます。</p> <p>今後も引き続き、魅力ある公園づくりや緑地保全の取組を推進し、川崎区におきましては、富士見公園の再編整備や東扇島地区における沿道への植栽帯整備に取り組んでまいります。</p>	D
22	<p>(3-3-1、3-3-2)</p> <p>公園を利用するのにお金を払うことが疑問である。</p>	<p>市内の公園につきましては、原則無料で利用可能となっておりますが、スポーツ施設等につきましては、市民の皆様が受けるサービスに相違があることから、「受益者負担の原則」に基づき、費用の一部を利用者の皆様に負担していただいております。いただいた使用料は、当該施設の安心で安全な運営、維持などに使用しております。</p> <p>公園を含む公の施設の使用料につきましては、施設のコストに対して公費(市税)を充てる範囲と受益者(利用者)が負担する範囲を明確にし、利用する方と利用しない方との負担の公平性・公正性を確保する必要があります。</p> <p>本市では、原価計算の対象や受益者負担と公費負担の割合の考え方などを「使用料・手数料の設定基準」として取りまとめ、各施設の使用料については、当該基準を基に設定しているところであります。</p>	D

(4) 基本政策3に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
23	(3-3-2) 公園がもっとほしい。	本市の公園緑地の現状につきましては、令和3（2021）年3月末現在、1,271か所、面積約758haで、平成19（2007）年と比較し、約100ha増加するなど、公園の整備や緑地の保全などに取り組んでいるところでございます。 一方、既存の公園においても、公園の質の向上に向け、地域の特性に合わせて魅力的な公園づくりを多様な主体と連携しながら取り組んでまいります。	D
24	(3-3-2) 公園も緑も東京より少ない。等々力公園も市民の集える場所にしてほしい。	本市の公園緑地の現状につきましては、令和3（2021）年3月末現在、1,271か所、面積約758haで、平成19（2007）年と比較し、約100ha増加するなど、公園の整備や緑地の保全などに取り組んでいるところでございます。 一方、既存の公園においても、公園の質の向上に向け、地域の特性に合わせて魅力的な公園づくりを多様な主体と連携しながら取り組んでまいります。 なお、等々力緑地につきましては、現在、再編整備の取組を進めており、人が集い、賑わう、多様な利用ができる芝生広場の整備など、安全・安心で魅力あふれる公園の実現をめざしてまいります。	D
25	(3-3-2) 川崎区の各町内にある身近な小さな公園はほったらかしのさえない暗い公園ばかりである。トイレがないところも多く、あっても汚い。きれいな町にしてほしい。 (同趣旨 他1件)	公園緑地につきましては、施策3-3-2「魅力ある公園緑地等の整備」における施策の方向性として、「公園緑地の立地特性や地域ニーズ等を踏まえた、都市の価値を高め、魅力ある公園緑地づくりの推進」や「予防保全型の維持管理など公園緑地の適切な維持管理の推進」などを位置づけており、今後も市民が安全かつ快適に公園緑地を利用できるよう、老朽化した公園施設の計画的な改修やトイレの清掃等公園施設の適正管理に努めてまいります。	B
26	(3-3-2) 等々力公園の管理を民間に任せないでほしい。市の責任で、市民の要望をしっかりと汲み取って管理してほしい。	等々力緑地につきましては、民間ならではの発想からのアイデアやノウハウを最大限活用することで、効率的・効果的な市民サービスの提供と、そのサービスの質の向上の実現を図るため、民間活力を導入した再編整備を進めて行くこととしております。また、民間活力の導入により、等々力緑地のめざすべき将来像の実現に向けて、企業、市民、地域とともに育てていく公的財産として、整備や管理運営に務め、今後も安全・安心で魅力あふれる公園への取組を進めてまいります。なお、再編整備の推進にあたりましては、引き続き、市民の皆様の御意見を伺いながら取組を進めてまいります。	D
27	(3-3-2) 公園の建築計画の見直しを検討し、世田谷町田線から中野島小学校学区までの地域に公園を設置してほしい。	公園の整備につきましては、「川崎市緑の基本計画」に基づき、公園を整備すべき地区の最小単位を小学校区を構成する町丁目とし、公園が不足している小学校区を優先して確保に努めております。 当該地域は、公園が不足している状況となっており、公共用地の転用、開発行為等による公園の提供、寄付や借地など、様々な手法を検討しながら、引き続き、身近な公園の整備に向けて取り組んでまいります。	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
28	<p>(3-3-2)</p> <p>成果指標として、一人あたりの公園緑地面積に樹木数を加えるべき。また、二ヶ領用水総合基本計画の取組の推進にあたっては、川崎区等における用水の復元による水辺と緑の創出を行うべき。</p>	<p>「魅力ある公園緑地等の整備」につきましては、「一人あたりの公園緑地面積」を主な成果指標として、第3期実施計画期間における目標値を5.0㎡/人以上として設定しているものでございます。</p> <p>令和3（2021）年3月時点の公園緑地の面積は約758haであり、公園緑地などの樹木数については、現在、把握を行っておりませんが、今後も引き続き、立地特性及び地域ニーズを踏まえた魅力ある公園づくりや大規模公園緑地の再整備、また、市域に残された緑地、里山の再生・保全などに取り組んでまいります。</p> <p>また、川崎区内の二ヶ領用水については、既に暗渠化しており、復活や再生が困難な状況でございますが、二ヶ領用水総合基本計画の基本方針③「市民に身近な二ヶ領用水を整える」に位置付けたその他の各施策について、引き続き推進してまいります。</p>	D
29	<p>(3-3-3)</p> <p>多摩丘陵を保全する気があるなら、市街化調整地域に指定すべきである。</p>	<p>多摩丘陵につきましては、市域に残された良好な樹林地等の緑地を保全するため、「川崎市緑の基本計画」に提示した緑の将来像の形成を目標として、都市緑地法、「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、特別緑地保全地区や緑の保全地域の指定を行っております。</p> <p>引き続き、市域に残された緑地等の再生・保全に向けた取組を進めてまいります。</p>	D

(5)基本政策4に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	(4-1-1、4-2-4) 基本政策4の「我が国が直面している少子高齢化やエネルギー政策の転換、地球温暖化などの課題を新産業の創出に結びつける」という考え方は、持続可能なのか。また、「世界と競いながら、付加価値の高い、活力ある産業の集積等を促進することなどで、国際的な課題解決に貢献する」ことができるのか。これまでの地球温暖化を進め、常に消費対象を求めて何かを犠牲にする考え方ではないか。	<p>昨今、グローバル経済の下、経済危機や気候変動、自然災害、感染症といった様々な課題がボーダレスに発生し、経済成長や社会課題に波及し深刻な影響を及ぼしております。そうした中、本市は、国より「SDGs 未来都市」に選定され、各施策・事業を通じて、成長と成熟が調和した、持続可能で誰もが幸せを感じられるまちをめざした取組を進めています。</p> <p>本市の持続的な発展のためには、経済的な成長が不可欠であり、こうした社会課題等への対応を、市内企業の成長機会と捉えイノベーション創出等の支援を行うことが、本市の持続可能な発展に資すると考えております。</p> <p>また、市内で創出された環境技術・ノウハウの海外移転等を支援することで、環境問題をはじめとする国際的な社会課題解決に貢献できるものと考えております。</p> <p>さらに、本市では、脱炭素化の潮流が加速する中、川崎臨海部の産業競争力を強化していくことをめざし、カーボンニュートラルコンビナート構築に向けた取組を進めており、今後も引き続き、臨海部のカーボンニュートラル化実現に向けた取組を推進してまいります。</p>	D
2	(4-1-1、4-1-2) 基本政策4について、「中小企業の脱炭素化の支援」の項目があるが、地元で苦戦している商店街・商店についても、省エネやカーボンゼロへの取組に注目し、具体的な支援をお願いしたい。	<p>本市におきましては、街路灯のLED化支援等を通じて、商店街などによる省エネ化の推進に取り組んでおります。中小企業や事業者の省エネ化や脱炭素化の推進は重要と考えておりますので、今後につきましても、着実に取組を進めてまいります。</p>	B
3	(4-1-2、4-1-3) 経営危機になっている中小企業の新型コロナ関連に、もっと財政支援してほしい。	<p>令和2(2020)年の緊急事態宣言の発出以来、市内事業者を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、雇用の維持と事業の継続を図るため、「川崎じもと応援券」の発行や資金繰りの円滑化、専門家によるワンストップ型経営相談窓口の設置等の地域経済の下支えに取り組んでまいりました。事業者の状況を踏まえ、地域に密着した取組を基本とし、引き続き厳しい経営環境にある事業者を支援してまいります。</p>	D
4	(4-1-2、4-1-3) 基本政策4について、市内の中小企業が置かれている状況や要求に対して非常に不十分さを感じる。 具体的には、 ・市内中小企業に対する受注件数、金額を毎年報告してほしい。 ・産業振興協議会の発展強化を求める。 具体的には、①協議会に市民代表を入れること。②各区に区版協議会を創設し地元の特徴を生かしたものとするとともに、市民の参加を加えること。③Buy かわさきキャンペーンについて、各区の特徴を生かした取組をするこ	<p>本市におきましては、「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」に基づく施策の実施状況として、本市契約の件数・金額の執行状況を契約先の規模等に分類した上で、年度ごとに市議会へ報告するとともに、当該報告の資料を市ホームページにおいて公表しております。</p> <p>また、「川崎市産業振興協議会」は、産業の振興に関して調査審議していただく、本市の附属機関であり、幅広い御意見をいただけるよう、同協議会の委員は、学識経験者や、幅広い業種の関係団体から参画いただいておりますので、今後も市内中小企業の実態を踏まえた意見をいただき、検証意見等を踏まえた産業振興の取組を進めてまいります。</p> <p>Buy かわさきキャンペーンについては、市内の優れた名産品を市内外に紹介・PRし、地元での調達、買物、消費拡大を図るため、主要駅での販売会や実店舗を巡るキャンペーン等により実施して</p>	D

(5) 基本政策4に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
	と。	いるところですが。今後も、本キャンペーンが効果的な事業となるよう取り組んでまいります。	
5	(4-1-3) 国に先駆け、川崎が台湾と最先端半導体チップの供給協定を締結し、全国に供給する事業を検討・立ち上げてはどうか。「ものづくり」のメッカ川崎の大復興を切に願う。	本市には半導体産業をはじめとする多くの先端産業が集積しており、その振興は本市の経済発展にとって重要であると認識していることから、これまでも中小製造業の新技术・新製品開発等の支援に取り組んできたところです。 今後も国の動向等を注視するとともに、市内中小製造業の支援に取り組んでまいります。	D
6	(4-1-3) 仕事がない人は仕事を選びすぎている。事業承継について、ハローワークで進めてはどうか。	事業承継につきましては、会社の経営を後継者に引き継ぐことであり、本市においては中小企業の事業承継に向けた経営課題等の把握や経営改善、後継者育成等に対して支援を実施しているところです。 ハローワークは民間の職業紹介事業等では就職へ結びつけることが難しい就職困難者を中心に支援する、国（厚生労働省）の機関となっておりますことから、ハローワークにて会社経営者の引継ぎに関する支援を実施することは難しいと考えておりますので、引き続き、本市において経営者の高齢化が進む市内中小企業の事業承継に向けた支援を実施してまいります。	D
7	(4-1-3、4-3-2) 現在の劣悪な労働条件の改善や賃金の保障をしてほしい。	本市におきましては、労働相談窓口において、労働条件や賃金などの雇用・労働問題の相談に対応しております。今後も多様な相談にきめ細かく対応してまいります。	E
8	(4-2-3) 量子コンピューティング技術について、何がどのように良いのかが分からない。	量子コンピューティング技術につきましては、令和3年7月に新川崎・創造のもりで稼働を開始した、IBM社のゲート型商用量子コンピューティングシステム「IBM Quantum System One」は、東京大学が使用权を占有するもので、我が国を代表する大学や企業研究開発を行っている状況です。 量子コンピューターは、既存のコンピューティングシステムと異なり、量子の特性を利用して計算を行うことで、複数の計算を同時に行うことが可能です。そのため、最先端のスーパーコンピューターよりも早く計算できるようになると期待されております。 量子コンピューターは、まだ開発途上ですが、実用化した際には、創薬、新素材、物流などの分野で社会を大きく変革するような成果が期待されています。 本市といたしましては、量子コンピューティング技術の高い公益性や、地域経済の活性化に大きく寄与することに鑑み、普及と発展並びに量子人材の育成を促進してまいります。	D
9	(4-2-4) カーボンニュートラルとは何か、分からない。	カーボンニュートラルとは、二酸化炭素（CO ₂ ）などの温室効果ガスの排出量と、森林等の吸収量を差し引いてゼロを達成することです。一般的に温室効果ガス排出量実質ゼロと同義で使われております。計画に分かりやすくお示しする必要があることから、「カーボンニュートラル」の説明を総論に追記いたします。	A

(5) 基本政策4に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
10	<p>(4-2-4)</p> <p>スマートシティはエネルギーに限ったものではない。エネルギー分野の事業しか記載されていないが、他の分野はどのような計画なのか。</p>	<p>スマートシティの推進にあたりましては、環境・持続可能性をはじめとして、安全・安心、地域活力、快適性・利便性などマルチベネフィットの視点で取組を進めることが必要であり、エネルギー分野、生活分野、交通分野、まちづくり分野、産業分野など、全庁的に取組を推進しておりますが、脱炭素社会の実現に向けては、再生可能エネルギーの利用拡大やエネルギーマネージメントなどのスマートエネルギーの取組が重要と考えおり、施策 4-2-4 には当該取組を記載しているものです。</p> <p>なお、その他の分野の取組については、引き続き多様な主体と連携しながら取組を推進してまいります。</p>	D
11	<p>(4-2-4)</p> <p>市の計画では、エネルギー供給・調達について、「CO₂ フリー水素等の海外からの調達」を掲げているが、海外依存は安定したエネルギーを調達できない危険性を伴う。また輸送方法等も確立されておらず、将来コストも高くなり、市民がはその電気料金を負担することになる。</p>	<p>水素の供給につきましては、中東やオセアニア、東南アジアといった複数の地域において、エネルギー関連企業等により、安定供給に向けた取組が進められています。</p> <p>水素の輸送方法につきましては、令和3（2021）年度に川崎臨海部において実施した「国際間輸送による水素サプライチェーン構築実証」で用いられた、有機ハイドライド方式については、既に商用規模で実施可能であるほか、液化水素方式につきましても、他地域にて技術実証が進められています。</p> <p>水素価格につきましては、大規模な発電設備への水素供給など、水素を大量に消費する案件を創出することにより、スケールメリットによる水素価格の低減が進んでいくものと考えております。</p>	D
12	<p>(4-2-4、4-4-1)</p> <p>輸入に頼らず、水素戦略だけでなく、太陽光などを中心とした再生可能エネルギーを市内、特に川崎臨海部から供給を可能にすべきと考える。</p>	<p>川崎臨海部につきましては、外洋に比べて風速が弱く、また高密度に土地を活用していることから、風力発電や大規模な太陽光発電の設置には地理的な制約があります。</p> <p>カーボンニュートラルな社会においても、川崎臨海部が首都圏における大規模なエネルギー供給拠点としてあり続けるため、安価かつ安定的に CO₂ フリー水素を調達するなど、川崎臨海部の特性を活かした取組を進めてまいります。</p>	D
13	<p>(4-2-5)</p> <p>デジタル改革は川崎市のみで進めるのではなく、国全体で進めるべきである。</p>	<p>国は、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、「デジタル社会の実現に向けて、国、地方公共団体、事業者が連携・協力しながら社会全体のデジタル化を推進していく」としております。</p> <p>また、住民に身近な行政を担う自治体の役割は極めて重要であるとして、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させること等を自治体の役割として示しております。</p> <p>今後も、国と緊密に連携しながら、「行政手続のオンライン化」等の取組をスピード感を持って進め、デジタル技術とデータを活用して、「誰でも、どこでも、便利に」行政サービスを利用することができるデジタル市役所の実現をめざしてまいります。</p>	D

(5) 基本政策4に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
14	(4-2-5) 民間のどのようなデータを活用したのか開示して確認できるようにしてほしい。また、個人情報の流失を防ぐセキュリティネットを充実させてほしい。	民間データの活用事例といたしましては、移動体通信事業者が提供している携帯電話の位置情報などを利用した市内の駅周辺等の時間別滞在者数の把握や外国人観光客動態分析等がございますが、こうした民間データの活用の開示については、本市の情報公開制度に基づき、適切に対応してまいります。 また、個人情報につきましては、「川崎市情報セキュリティ基準」をはじめとする庁内ルールに基づき、適切な情報管理を図ってまいります。	D
15	(4-2-5) 行政手続きの原則オンライン化は反対である。	本市におきましては、新しい日常に対応し、市民サービスの更なる向上を図るためには、デジタル技術とデータを活用して、誰でも便利で使いやすい行政サービスを実現する必要があると考えております。 そのため、全ての市民がデジタル化の恩恵を受けることができる社会の実現をめざして、デジタルデバイト対策等の取組を行ってまいります。様々な事情により、オンラインによる手続や相談を利用できない方については、それぞれの事情に合わせた必要な対応を行ってまいります。	D
16	(4-2-5) デジタル化についていけない。また情報管理が心配である。	デジタル化の推進にあたりましては、全ての市民がデジタル化の恩恵を受けることができる社会の実現をめざして、デジタルデバイト対策等の取組を行ってまいります。様々な事情により、オンラインによる手続や相談を利用できない方については、それぞれの事情に合わせた必要な対応を行ってまいります。 また、適切な情報管理を実施しながら、市民の情報を守り、市民に信頼される行政サービス運営を行ってまいります。	D
17	(4-2-5) デジタル化における使い方教室や窓口職員を配置するなど配慮してほしい。経済弱者で機器が持てない人には法的な支援が必要と考える。	デジタル化の推進にあたりましては、デジタル機器の操作に不慣れな方でもサービスの利用に支障がないよう、区役所等の窓口で手続をサポートするための支援員を配置する等の対策を実施するとともに、NPO法人、地域のデジタル人材、ICT関連事業者との連携や、国の事業を活用して、デジタル機器の利用を促進し、支援する講座の開催など、全ての市民がデジタル化の恩恵を受けることができる社会の実現に向けたデジタルデバイト対策に取り組んでまいります。 また、様々な事情により、オンラインによる手続や相談を利用できない方については、それぞれの事情に合わせた必要な対応を行ってまいります。	D
18	(4-2-5) オンライン化だけが市民の利便性向上になるわけではない。操作のサポートや人員の配置を同時に配慮してほしい。		D
19	(4-2-5) デジタル化の恩恵もあるが、同時に対面でのフォローが必要になる。 (同趣旨 他1件)		D
20	(4-3-2) すべての人が安心・平等・差別なく暮らせるように、会社の中で(正規・非正規などの)立場の差がなく、全企業に在宅ワークを推進・徹底してほしい。	本市におきましては、働く方々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を選択できる環境を整備するため、市内中小企業の働き方改革・生産性向上の推進を通じ、働きやすい職場環境づくりに向けた支援に取り組んでいるところです。今後もウィズコロナ、アフターコロナを見据えた新しいワークスタイルへの対応を支援してまいります。	C

(5) 基本政策4に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
21	<p>(4-4-2)</p> <p>川崎区臨海部に、大型トラック専用の休憩所と駐車場の建設整備が急務である。大型トラックによる路上駐問題は、交通渋滞だけではなく、CO₂排出の環境問題にもつながる。</p> <p>加えて工場夜景を観光スポットとPRし観光客を呼び込むなど、常に人身事故の危険もある。</p>	<p>川崎臨海部におきましては、時間調整のための大型車の路上駐停車が生じており、車両の通行や沿道への出入り、バス運行への影響や交通渋滞の発生等が懸念されていることから、交通管理者や荷主等と連携し、幹線道路における路上駐停車の削減に向けた様々な取組を進めてまいります。</p> <p>また、川崎港における交通環境の改善につきましては、令和2(2020)年度より放置車両対策を強化しております。今後も、大型トラックも含めた放置車両への対策を継続するとともに、東扇島内に開設している2か所の荷待ちトラック待機所の周知及び利用促進を図るなど、引き続き放置車両や路上駐車の抑制に向けて取り組んでまいります。</p> <p>なお、川崎港における交通環境の改善に向けて、令和2年度より放置車両対策を強化しております。今後も、大型トラックも含めた放置車両への対策を継続するとともに、東扇島内に開設している2か所の荷待ちトラック待機所の周知及び利用促進を図るなど、引き続き放置車両や路上駐車の抑制に向けて取り組んでまいります。</p>	D
22	<p>(4-5-1、4-5-2)</p> <p>川崎市基本構想の「多くの方が市内外から集まる広域的な拠点整備を推進するとともに、まちの成熟化に的確に対応」とは具体的にどのようなことか。</p> <p>また、それがなぜ「誰もが安全で安心して暮らせる身近なまちづくり」になるのかがわからない。</p>	<p>本市におきましては、これまで近隣都市と適切に役割を分担しながら、広域的視点を踏まえた各拠点の魅力の創出をめざす広域調和型のまちづくりと、市内各地域の自立と連携をめざす地域連携型のまちづくりバランスよく進める「広域調和・地域連携型」都市構造をめざしてまちづくりを進めてきたことにより、全市的に市街地が形成されています。</p> <p>こうした中、将来の人口減少や超高齢社会の到来等を見据えると、住まいを起点とした身近な生活エリアの重要性がより高まると考えられることから、首都圏における本市の位置づけや役割を踏まえつつ、より身近なまちづくりを意識した取組をあわせて進める必要があります。</p> <p>こうしたことから、引き続き、広域調和型のまちづくりとして、都市拠点の整備を推進し、まちの魅力や活力の向上等を図るとともに、将来の人口減少や少子高齢化に伴う社会的要請を見据え、身近な生活エリアをより意識し、地域連携型のまちづくりによるまちの成熟化に的確に対応しながら、誰もが安全で安心して暮らせる身近なまちづくりを進めてまいります。</p>	D
23	<p>(4-5-1)</p> <p>川崎駅はホームを拡張したが、この先の人口増加にどのように対応するのか。</p>	<p>第3期実施計画の策定にあたり公表した本市の将来人口推計におきましては、令和12(2030)年頃まで人口が増加した後、人口減少社会に転換する見込みとなっております。また、新型コロナウイルス感染症の流行を契機として生じた社会変容をはじめとして、働き方やライフスタイルの多様化など、社会経済環境が大きく変化していることから、こうした状況の変化に注視しながら、交通環境の整備等の取組を適切に進めてまいります。</p>	D
24	<p>(4-5-1)</p> <p>小杉の再開発について、「サードアベニュー」のモニュメントは子どもが登って遊んでおり、危険。近くのコアパークには遊ぶ空間や緑がない。総合自治会館も狭く、子ども文化センターも</p>	<p>武蔵小杉駅周辺につきましては、民間開発事業等に合わせ、4か所の公園のほか、公共施設を補完する広場や歩道状空地、緑道等を整備しております。今後も各開発計画を適切に誘導し、緑と潤いのある快適なまちの形成に努めてまいります。</p> <p>なお、コスギサードアベニューのモニュメントに関する御意見につきましては、所有者に伝えてまいります。</p>	D

(5) 基本政策4に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
	遊び場が無い。これ以上高層ビルはいらないので、安全で緑豊かな場所を開発で整備するべき。		
25	(4-5-1) 旧総合自治会館は企業の金儲けの場所にしようとしており、市民が集まれる場所を少しだけつくっても納得がいかない。	総合自治会館跡地につきましては、「総合自治会館跡地等に係る土地利用方針」に基づき、市民が利用できる広場や多世代交流に資する機能等の導入を図りながら、民間ならではのアイデアやノウハウを最大限に活用して、効率的・効果的な市民サービスの提供とサービスの質の向上に向けて取り組んでまいります。	D
26	(4-5-1) 小杉駅北口について、企業の動向を見ては都市計画が進まないで、市が主導性を発揮し、駅前広場を広げ、バス・タクシーの発着場や災害時の避難場所、緑の空間を確保するとともに、市民が憩える空間となるように積極的に動くべき。	小杉駅北口駅前のみちづくりにつきましては、民間開発等の機会を捉え、駅前広場の再編整備と、駅前広場に面して賑わい・交流機能等の多様な都市機能の誘導を一体的に行い、課題を改善するとともに、広域拠点にふさわしい魅力ある駅前空間を創出することとしております。引き続き、課題解決と魅力創出の早期実現に向け、事業者等と調整してまいります。	D
27	(4-5-1) 小杉駅周辺について、市はまちの賑わいを求めているが、市民が望む施策とは異なる。市民の求める施策を進めることを望む。	小杉駅周辺地区につきましては、本市の広域拠点として、「川崎市都市計画マスタープラン小杉駅周辺まちづくり推進地域構想」に基づき、地区計画等を活用し、計画的に、駅を中心とした多様な都市機能がコンパクトに集積した、歩いて暮らせるまちづくりをめざしています。 こうしたまちづくりを進める上では、地域住民も含め市民の皆様の意見を把握することは大変重要と認識しておりますので、これまでパブリックコメントや地域住民・商店街の方々との意見交換会などを通して、地域の意見を把握しながら取組を進めてきたところでございます。今後も引き続き、市民意見の把握に努めながら取組を進めてまいります。	D
28	(4-5-1) 小杉駅周辺は、高層ビルが建ち並び、ビル風問題も生じている。道路や学校・保育園等の受け皿をしっかりと整えてから人を呼び込むべき。	小杉駅周辺地区につきましては、本市の広域拠点として、「川崎市都市計画マスタープラン小杉駅周辺まちづくり推進地域構想」に基づき、地区計画等を活用し、計画的に、駅を中心とした多様な都市機能がコンパクトに集積した、歩いて暮らせるまちづくりをめざしています。 風対策につきましては、「川崎市環境影響評価に関する条例」に基づき、事業者がその影響を予測・評価し、必要に応じた対応を行います。さらに、小杉駅北側周辺の開発事業者で構成する環境対策部会では、計画段階での風対策や竣工後の調査・対策、防風植栽等の維持管理などについて、独自のルール（ビル風対策指針、防風対策施設等の維持管理基準）を定め、その内容を遵守することについて、市との間で覚書を締結しております。引き続き、本覚書に基づき、適切な検討や対策が行われるように誘導してまいります。 また、これまでも事業者等と協働しながら、道路や学校、保育所等の整備を進めてきたところです。 今後も、持続可能なまちづくりに向けて、民間活力を活かした民間開発等の適切な誘導を図り、より一層の利便性、回遊性の向上、魅力とにぎわいのある都市拠点の形成を進めてまいります。	D

(5) 基本政策4に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
29	(4-5-1、4-5-2) 住民合意のない再開発は行わないでほしい。	再開発計画に関する地元への周知につきましては、事業進捗に伴い、計画が決定されるよりも早い段階で情報提供の場を設けるとともに、都市計画法や環境影響評価に関する手続における説明会のほか、任意の説明会を開催するなど、地元住民等に対して再開発計画の周知を図り、丁寧な説明を行ってきたところです。 今後の開発につきましても、こうした取組により、市民の皆様にご理解をいただけるよう努めてまいります。	D
30	(4-5-1、4-5-2、4-6-1、4-7-2) 線路の立体化や駅前の都市化が進み、年寄りにやさしくないまちになってしまっている。	連続立体交差事業につきましては、渋滞緩和、踏切事故の解消、分断された地域の一体化による利便性の向上などを促進する事業であり、バリアフリー化にも配慮しながら、引き続き、京浜急行大師線連続立体交差事業と JR 南武線連続立体交差事業を推進してまいります。 また、駅周辺のまちづくりにつきましては、再開発計画等を適切に誘導し、様々な機能の集積と都市基盤整備を連携して進めることにより、活力と魅力にあふれた拠点の形成を図り、誰もが暮らしやすい生活環境が確保されるよう、計画的なまちづくりに努めてまいります。	D
31	(4-5-2) 中原区西加瀬の「西加瀬プロジェクト」計画について、周囲は住宅密集地であることから、巨大な物流倉庫の建設に伴う周辺地域の居住環境への影響に大きな疑問と不安がある。 「西加瀬プロジェクト」計画の詳細や環境悪化への対策、迷惑に対する代償等に関する住民説明会を早急に開催するように事業者に求めてもらいたい。 また、市による情報提供や説明も必要である。市民の意見をしっかりと聞き、議論をするべきである。 (同趣旨 他 12 件)	本プロジェクトにつきましては、環境アセスメント手続きの対象となっており、事業者が地域交通など環境への影響を確認するとともに学識経験者及び市民で構成される環境影響評価審議会に諮るなど、環境影響評価に係る手続等を適正かつ円滑に推進することとなっております。今後、環境アセスメント(条例環境影響評価準備書)の手続において、事業者による説明会が開催される予定であることから、周辺環境に関して、周辺住民の皆様への丁寧な説明を求めてまいります。 本市といたしましては、引き続き、交通対策など周辺環境への配慮等について、周辺住民等に対して適切な対応を行うよう事業者に働きかけるとともに、地域の利便性向上に資する施設や、潤いや憩いを感じられる公園・広場の整備、一時避難場所にもなる防災施設の設置など、地域と共存できる施設となるよう誘導してまいります。	D
32	(4-5-2) 「西加瀬プロジェクト」について、川崎市が平成 31 年 3 月に公表した「西加瀬地区における大規模工場跡地の土地利用誘導の基本的な考え方」では、周辺の住環境への配慮が求められると記載しており、本プロジェクトの事業計画と考え方が乖離している。 巨大物流倉庫は、臨海部や高速道路の近くにつくるべきであり、市が事業者に対して、計画を見直すように指導・誘導する必要がある。 第 3 期実施計画についても、本取組の記載を削除するべき。 (同趣旨 他 14 件)	本プロジェクトにつきましては、平成 30 (2018) 年度に策定した「西加瀬地区における大規模工場跡地の土地利用誘導の基本的な考え方」に基づき、これまで事業者に対して、新たな産業や憩い空間の創出の促進、地域の防災力の向上、周辺環境との調和などを行うように誘導するとともに、計画段階に応じて、周辺住民等に対して適切な対応を行うように求めてきたところです。 今後、環境アセスメント(条例環境影響評価準備書)の手続において、事業者による説明会が開催される予定であることから、周辺環境に関して、周辺住民の皆様への丁寧な説明を求めてまいります。 本市といたしましても、引き続き、交通対策など周辺環境への配慮について、事業者に働きかけるとともに、地域の利便性向上に資する施設や、潤いや憩いを感じられる公園・広場の整備、一時避難場所にもなる防災施設の設置など、地域とも共存できる施設となるよう、地域と共存できる施設となるよう誘導してまいります。	D

(5) 基本政策4に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
33	<p>(4-5-2)</p> <p>「西加瀬プロジェクト」について、現状でも周辺道路は交通が多く、騒音や振動、粉塵等の問題がある中で、24時間稼働する大型物流倉庫ができると、これらの問題が大きくなり、日影の問題も生じるなど、さらに環境が悪化する。また、CO₂の増加も懸念される。</p> <p>川崎市は環境の改善や向上に取り組むべきであり、このような環境を悪化させる計画の中止や縮小を求める。</p> <p>(同趣旨 他 55 件)</p>	<p>本プロジェクトにつきましては、環境アセスメント手続きの対象となっており、事業者が環境への影響を確認するとともに学識経験者及び市民で構成される環境影響評価審議会に諮るなど、環境影響評価に係る手続等を適正かつ円滑に推進することとなっております。今後、環境アセスメント（条例環境影響評価準備書）の手続において、事業者による説明会が開催される予定であることから、周辺環境に関して、周辺住民の皆様への丁寧な説明を求めてまいります。</p> <p>本市といたしましても、これまで地球環境や周辺の住環境に配慮した取組を誘導してきたところですが、引き続き、周辺環境への配慮について、事業者に働きかけるとともに、地域と共存できる施設となるよう誘導してまいります。</p> <p>なお、法令等に適合している計画自体を中止させることはできませんが、事業者に対して周辺住民の皆様等への丁寧な対応を求めてまいります。</p>	D
34	<p>(4-5-2)</p> <p>「西加瀬プロジェクト」について、既存市街地への大型物流施設ができることで、周辺道路の負荷増大が想定され、渋滞等が悪化すると考えられる。また、近隣のみならず広範囲で、入庫待ちのための路上駐車が懸念される。近隣には、学校や保育所、子ども文化センター、老人いこいの家、障害者通所施設等があることから、交通事故の危険も生じる。</p> <p>このような道路混雑や交通安全に関する問題を生じさせる計画の中止や規模の縮小を求める。</p> <p>(同趣旨 他 87 件)</p>	<p>本プロジェクトにつきましては、環境アセスメント手続きの対象となっており、事業者が地域交通など環境への影響を確認するとともに学識経験者及び市民で構成される環境影響評価審議会に諮るなど、環境影響評価に係る手続等を適正かつ円滑に推進することとなっております。今後、環境アセスメント（条例環境影響評価準備書）の手続において、事業者による説明会が開催される予定であることから、周辺環境に関して、周辺住民の皆様への丁寧な説明を求めてまいります。</p> <p>また、交通計画については、交通管理者である警察と協議し、安全対策などを適切に行いながら、計画を進めることとなっております。</p> <p>本市といたしましても、これまで事業者に対して、適切な都市基盤整備による周辺交通の負荷の軽減や安全で快適な交通環境の整備、渋滞対策等を求めてきたところです。引き続き、交通対策など周辺環境への配慮について、事業者に働きかけるとともに、地域と共存できる施設となるよう誘導してまいります。</p> <p>なお、法令等に適合している計画自体を中止させることはできませんが、事業者に対して周辺環境への配慮や周辺住民の皆様等への丁寧な対応を求めてまいります。</p>	D
35	<p>(4-5-2)</p> <p>「西加瀬プロジェクト」について、現計画よりも車の台数を少なくしてほしい。</p> <p>また、道路の拡幅や道路の振動対策、車両の速度制限の設定、深夜の通行禁止といった通行時間の制限、右折入出庫の禁止、ガードマン常駐による交通整理などの対応を取ってほしい。一般車両も通行できる敷地を貫通する道路を整備してほしい。</p> <p>(同趣旨 他 11 件)</p>	<p>本プロジェクトにつきましては、環境アセスメント手続きの対象となっており、事業者が地域交通など環境への影響を確認するとともに学識経験者及び市民で構成される環境影響評価審議会に諮るなど、環境影響評価に係る手続等を適正かつ円滑に推進することとなっております。今後、環境アセスメント（条例環境影響評価準備書）の手続において、事業者による説明会が開催される予定であることから、周辺環境に関して、周辺住民の皆様への丁寧な説明を求めてまいります。</p> <p>また、交通計画については、交通管理者である警察と協議し、安全対策などを適切に行いながら、計画を進めることとなっております。</p> <p>本市といたしましても、これまでに地元住民の皆様からの要望への対応を事業者に対して求めましたが、これらを踏まえ、大</p>	D

(5) 基本政策4に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
		<p>型車両の走行ルートの見直しや駐車台数の削減など、一部計画が見直されたところです。引き続き、交通対策など周辺環境への配慮について、事業者働きかけるとともに、地域と共存できる施設となるよう誘導してまいります。</p>	
36	<p>(4-5-2) 「西加瀬プロジェクト」について、当該地には、公園や文教施設、運動施設、病院などの公共施設の整備を望む。子どもたちが自然と触れ合うことのできる施設や動物を憩うことのできる施設を整備してもらいたい。 (同趣旨 他15件)</p>	<p>本市におきましては、大規模工場跡地等の土地利用転換にあたり、道路・公園等の都市基盤施設の改善や周辺市街地の環境改善の促進、周辺市街地との調和などがなされるように、地区計画等を活用して、計画的な土地利用の誘導に努めることとしております。</p> <p>本事業につきましても、事業者と協議調整を行い、店舗やスポーツ施設などの地域の利便性向上に資する機能や、潤いや憩いを感じられる公園・広場の整備、一時避難場所にもなる防災施設の設置などが計画されているところです。引き続き、地域とも共存できる施設となるよう、土地利用誘導に取り組んでまいります。</p>	D
37	<p>(4-5-2) 「西加瀬プロジェクト」について、当該地には、現状のまちを踏まえた、住宅地にふさわしい、市民が利用できる施設や環境の整備を行うべき。なお、事業計画では、地域交流を促進するとのことだが、近隣に子ども文化センター等があることから、それを有効活用すればよいのではないか。 (同趣旨 他1件)</p>		D
38	<p>(4-5-2) 「西加瀬プロジェクト」について、計画よりも商業施設を多くしてもらいたい。ショッピングモールやスーパー等の利便性が高まる土地利用をしてもらいたい。 (同趣旨 他3件)</p>		D
39	<p>(4-5-2) 「西加瀬プロジェクト」について、物流倉庫の規模を計画の半分に縮小し、新鶴見操作場跡地のような企業を誘致してほしい。 (同趣旨 他1件)</p>		D
40	<p>(4-5-2) 「西加瀬プロジェクト」について、敷地内に災害時の避難場所を確保してほしい。</p>	<p>本プロジェクトに関しましては、潤いや憩いを感じられる公園・広場の整備、一時避難場所にもなる防災施設の設置など、地域と共存できる施設となるよう、土地利用誘導に取り組んでいるところです。</p> <p>また、防災に関する取組として、公園・広場等において、マンホールトイレやかまどベンチ等の設置を予定しております。</p> <p>引き続き、防災に関する取組等について、事業者働きかけしてまいります。</p>	D

(5) 基本政策4に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
41	(4-5-2) 「西加瀬プロジェクト」について、大型トラックが24時間通行することとなれば、税金を使った道路の補修を頻繁に行わなければならない。多大な道路補修費を要するのに、目先の収益を優先した事業を行うことに反対する。	本プロジェクトにつきましては、事業者が様々な関係機関、関係管理者と協議を行いながら進めているものでございます。 ご指摘の道路の維持管理に関することにつきましても、引き続き、必要な協議調整が図られるよう、事業者に働きかけてまいります。 なお、法令等に適合している計画自体を中止させることはできませんが、事業者に対して周辺環境への配慮や周辺住民の皆様等への丁寧な対応を求めてまいります。	D
42	(4-5-2) 「西加瀬プロジェクト」について、倉庫内で事故や火災が生じた場合に、周辺道路は道幅が狭く、消防車等が入れず、危険ではないか。こうした対策が取られていないことに不安を覚える。	本プロジェクトにつきましては、事業者が様々な関係機関、関係管理者と協議を行いながら進めているものでございます。 計画地周辺は、消防車両等が通行可能な道路となっておりますが、ご意見も踏まえ、必要な安全対策が適切に行われるよう、事業者に求めてまいります。	D
43	(4-5-2) 「西加瀬プロジェクト」について、敷地内の木々を定期的にメンテナンスし、街の美化に努めてほしい。	本プロジェクトに関しましては、これまで事業者に対して、景観への配慮とともに、周辺の住環境に対する影響緩和のための空間や緑地の整備等を求めてきたところです。 現在、事業者が様々な関係機関、関係管理者と協議を行いながら進めているところですが、ご指摘の内容につきましても、引き続き、必要な協議調整が図られるよう、事業者に働きかけてまいります。	D
44	(4-5-2) 住民説明も合意もない鷺沼駅前開発は中止し、計画を見直すべきである。 住民本位ではない計画で便利になるなどと言えるのか。 (同趣旨 他30件)	本市では、関係団体等への説明・ヒアリングやまちづくりフォーラム、意見交換会、意見箱など、市民の皆様から様々な場面でいただいた御意見や、区民意識アンケート、現在の区役所等施設の継続利用と移転の比較を行った基礎調査の結果などを総合的に整理・検討し、宮前区役所・市民館・図書館の3施設を鷺沼駅周辺に移転させることを含め、平成31(2019)年3月に「鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針」を策定いたしました。 市民の皆様のお住まいの地域や年代、ライフスタイル等により、多様な考え方、捉え方があるものと認識しておりますが、鷺沼駅前で計画されている民間事業者による再開発を、より良い宮前区のミライにつなげていくため、引き続き様々な機会を通して、市民の皆様のお住まいの御意見を伺いながら、取組を推進してまいります。	D
45	(4-5-2) 鷺沼駅前開発は中止し、計画を見直すべき。本計画により、駅前の緑が大幅に減少し、広場も無くなる。交通渋滞も生じる。風害や日照障害などの環境破壊をもたらすなど、市民に利益が還元されない計画は中止するべき。 (同趣旨 他19件)	鷺沼駅周辺は、路線バス交通の需要増への対応が求められていることや駐車場等の低未利用地が点在し、土地の高度利用が図られていないことなどを踏まえつつ、周辺地域との調和や地域が求める導入機能等を把握した上で、合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を目的とする再開発事業の推進により、交通結節機能の強化を図るとともに、多様なライフスタイルに対応する商業、業務、都市型住宅、文化・交流、子育て支援に資する機能など、地域生活拠点にふさわしい都市機能を誘導してまいりたいと考えております。 なお、現計画における周辺環境への影響につきましては、準備	D

(5) 基本政策4に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
		<p>組合により公表された条例環境影響評価準備書において、風害、日照障害、緑、地域交通等の環境配慮項目に関する予測結果が示され、環境保全措置等を講じることで、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないものと評価されておりますが、施設計画の検証結果を踏まえて、改めて、関係法令等を踏まえた計画となるよう指導してまいります。</p>	
46	<p>(4-5-2) 鷺沼再開発について、タワーマンションは必要なのか。 (同趣旨 他2件)</p>	<p>本市総合計画において「地域生活拠点」の一つとして位置づけられている鷺沼・宮前平駅周辺地区では、民間事業者による鷺沼駅周辺の再開発計画の検討が進められております。</p> <p>鷺沼駅周辺のまちづくりにつきましては、路線バス交通の需要増への対応が求められていることや駐車場等の低未利用地が点在し、土地の高度利用が図られていないことなどを踏まえつつ、周辺地域との調和や地域が求める導入機能等を把握した上で、合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を目的とする再開発事業を推進することにより、交通結節機能の強化を図るとともに、多様なライフスタイルに対応する商業、業務、都市型住宅、文化・交流、子育て支援など、地域生活拠点にふさわしい都市機能を誘導してまいりたいと考えております。</p>	D
47	<p>(4-5-2) 鷺沼駅前再開発事業は、気候問題、エネルギー問題を前提に検証すべき。災害に強いまちづくりをするため、現在の鷺沼再開発を中止すべき。 (同趣旨 他1件)</p>	<p>鷺沼駅前地区再開発事業につきましては、持続可能かつ、コンパクトで効率的なまちの実現に向け、市街地再開発事業を活用し、都市機能の集約及び交通結節機能の強化による駅アクセスの向上を図ることで、徒歩や公共交通による移動が促進され、脱炭素化につながるものと考えております。</p> <p>また、新築される建築物について、積極的に環境配慮に取り組むことで、CASBEE 川崎のA又はSランクの取得をめざし、併せて、再生可能エネルギーを一部導入することにより、エネルギー使用の低減を図るなど、準備組合と連携し、気候問題やエネルギー問題に配慮した取組を進めてまいります。</p> <p>また、防災面においても、災害時の広場・オープンスペースの活用や、発災時にも平常時にも活用できる「フェーズフリー」の考え方に基づく検討を深度化するなど、ハード・ソフト両面で、準備組合と連携した取組による、災害に強いまちづくりを進めてまいります。</p>	D
48	<p>(4-5-2) 鷺沼再開発について、ゆったり感の持てる広々と青空の広がる駅広場が望ましい。</p>	<p>鷺沼駅前地区再開発事業につきましては、現在、準備組合により、国が示したまちづくりの方向性などを踏まえ、整備イメージ案として、立体的かつ開放的な屋外空間の創出などが示されており、その実現に向け、施設計画の検討が進められております。引き続き、市民の皆様が、将来にわたり安心、快適に利用できる施設計画となるよう、準備組合と協議調整を進めてまいります。</p> <p>なお、交通広場の整備におきましては、適切な換気設備を配置しつつ、雨に濡れない歩車分離された乗り継ぎ空間の整備などに向け、準備組合と協議調整を行ってまいります。</p>	D

(5) 基本政策4に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
49	<p>(4-5-2)</p> <p>鷺沼再開発の住民説明会を開催しない理由は何か。</p> <p>(同趣旨 他1件)</p>	<p>本市におきましては、『鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針』策定以降、再開発事業の内容も含め、『宮前区のミライづくりプロジェクト』に関する内容について、説明会を複数回開催するとともに、市政だより（区版特集ページ）やニュースレターの宮前区内全戸配布など、様々な機会を捉え、全区民を対象にした取組を進めてきました。</p> <p>また、身近なまちづくりに関する都市計画について、広く市民からの意見を聴取するため、令和2（2020）年に、全市民を対象にした都市計画の素案に関する説明会及び公聴会を開催したところ です。</p> <p>今後も、引き続き、様々な機会や手法を活用し、より多くの市民の皆さまに伝わるよう、周知や意見聴取に取り組んでまいります。</p>	D
50	<p>(4-6-1、1-4-6)</p> <p>もうマンションを建てるべきではない。使用されていない建物があるならば、更地にして緑地や避難場所にするなど、有効に使ってほしい。</p>	<p>都心への交通利便性等を有する本市では、当面は人口増加が続くものと想定され、引き続き高い住宅ニーズが見込まれると考えられます。一方で、将来的な人口減少社会の到来は避けることができず、新型コロナウイルス感染症の影響等による社会変容も生じていることから、こうした動向にも注視しながら、各エリアの立地特性を踏まえ、引き続き計画的なまちづくりを誘導してまいります。</p> <p>また、空き家の有効活用につきましては、現在、活用希望者と空き家所有者をつなぐためのマッチング制度を試行しているところであり、こうした取組の検証を行いながら地域のまちづくりに資する空き家の利活用を推進してまいります。なお、不燃化重点対策地区（川崎区の小田周辺地区と幸区の幸町周辺地区）においては、老朽建築物の除却への補助制度を活用しながら、火災延焼の抑制効果等のある防災空地の創出を進めています。</p>	D
51	<p>(4-7-1)</p> <p>横浜市高速鉄道3号線の延伸により、川崎市内に地下鉄ができることは嬉しいが、長期的な計画として、鷺沼駅や梶ヶ谷駅付近から、中原駅を通り、多摩川を渡った先の多摩川駅や田園調布駅付近につながる地下鉄を川崎市主導のもと周辺自治体や大企業と連携して整備することを検討してほしい。</p>	<p>横浜市高速鉄道3号線の延伸につきましては、令和2（2020）年1月に、概略ルート・駅位置について横浜市と合意・決定し、現在、ルート・駅位置の具体化等に向けた調査・設計の深度化などについて検討を進めているところでございます。本路線の延伸により、広域的な鉄道ネットワークが強化されるとともに、中間駅の設置により、北部地域のアクセス性・利便性が向上し、地域の活性化が図られるなど、様々な効果が期待される所です。</p> <p>なお、鉄道ネットワークにつきましては、分野別計画である川崎市総合都市交通計画の「10（1）鉄道交通施策の方向性」にお示ししている「将来めざすべき鉄道ネットワーク」の実現に向けて取組を進めてまいります。</p>	D
52	<p>(4-7-1)</p> <p>リニア新幹線について、東京外環道路における陥没事故等も踏まえ、川崎市として事業者に対し工事の中止を求めるべき。</p>	<p>リニア中央新幹線につきましては、本市といたしましては外環道の事象を受け、事業者であるJR東海に対して安全確保に万全を期すことを要請しているところですので、引き続き、本市の要請内容に対する対応状況を確認してまいります。</p>	E

(5) 基本政策4に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
53	<p>(4-7-1)</p> <p>羽田空港の新たな飛行ルートの下には石油コンビナートがあり、危険である。また、騒音が大きく子どもたちにも影響している。現状、羽田空港の便数は大きく減少しており、新たな飛行ルートは不要と考えられるため、新ルートの運用を停止し、従来の飛行ルートに戻すように国に求めるべき。</p>	<p>本市といたしましては、羽田空港の機能強化の必要性を認識しており、新飛行経路に関する安全対策等について、国にその対応を求め、国からは、責任を持って対応する旨の回答を得ております。引き続き、騒音・安全対策等に関わる要望事項の着実な取組を求め、対応状況を確認してまいります。</p>	E
54	<p>(4-7-1、4-7-2)</p> <p>市内は日常的に車の渋滞が多く、とりわけ南北の縦貫道路の移動に時間がかかる状況であるため、道路整備や移動手段の工夫が求められる。また、宮前区と麻生区間の移動として地下鉄があると有効と考える。便利で快適な住みやすいまちに向けて、このような検討をお願いしたい。</p>	<p>市内交通の円滑化につきましては、基本的な対策である道路ネットワークの形成に向けた幹線道路の整備を進めるとともに、踏切の除却などに取り組んでおります。一方で、その整備には長い期間を要することから、現道の幅員内における付加車線の設置などにより交通の円滑化を図る、即効的な緊急渋滞対策の取組を進めております。</p> <p>なお、幹線道路の整備については、「第2次道路整備プログラム」を策定し、整備効果の高い箇所を選定して、効率的・効果的な道路整備の推進に取り組んでいるところです。</p> <p>また、地下鉄につきましては、横浜市高速鉄道3号線を延伸（あざみ野～新百合ヶ丘）することを令和2(2020)年1月に横浜市と合意・決定し、概略ルート・駅位置をお示ししたところであり、現在、ルート・駅位置の具体化等に向けて検討を進めております。</p> <p>本路線の延伸により、広域的な鉄道ネットワークが強化されるとともに、中間駅の設置により、北部地域のアクセス性・利便性が向上し、地域の活性化が図られるなど、様々な効果が期待されることです。</p> <p>本路線については、市民の皆様の関心も高く、一日も早い開業が望まれていることから、引き続き横浜市と連携しながら、早期事業着手に向け、必要な手続き等を着実に進めてまいります。</p>	D
55	<p>(4-7-2)</p> <p>ガス橋の架け替え工事や(仮称)等々力大橋の新築工事の再開を早急に検討すべきであるとともに、第三京浜道路の京浜川崎 IC 付近の混雑も解決すべき課題である。</p>	<p>本市におきましては、補修費や老朽化のための架け替え費用が一時的に集中することを避けるため、「川崎市橋りょう長寿命化修繕計画」を策定し、予防保全型の管理手法を導入することによって、橋りょうの安全性・信頼性の確保やライフサイクルコストの縮減と予算の平準化を図るなど、持続可能で効率的な維持管理を推進しております。</p> <p>ガス橋につきましては、昭和35(1960)年の建設以降、約60年が経過し、高齢化が進んでいるため、本計画に基づき当面架け替えを実施せず、予防保全型の管理手法に基づいた長寿命化を図ってまいります。</p> <p>(仮称)等々力大橋につきましては、平成28(2016)年度に東京都と工事施行協定を締結し、これまで右岸側の低水護岸工事や左岸側の搬入路整備工事などを進めてきたところであり、令和3(2021)年11月から、川崎市側の橋台と橋脚工事に着手したところでございます。今後も引き続き、東京都と協議調整を図りながら、整備を推進してまいります。</p> <p>また、京浜川崎 IC 付近の渋滞につきましては、本市が管理する道路は、市内交通の円滑化に向けた取組として、国道409号な</p>	D

(5) 基本政策4に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
		<p>ど幹線道路の整備に取り組んでおります。一方で、その整備には長い期間を要することから、市内の主要渋滞箇所において現道の幅員内における付加車線の設置や信号制御の改善などにより交通の円滑化を図る、即効的な渋滞対策の取組を進めております。</p>	
56	<p>(4-7-2) 多摩川スカイブリッジについて、地震・津波に対応したものになっているのか。</p>	<p>多摩川スカイブリッジにつきましては、阪神・淡路大震災及び東北地方太平洋沖地震と同規模の地震に対応可能となっております。また、慶長型地震を想定した津波高さ以上の桁下空間を確保しております。</p>	D
57	<p>(4-7-2) 朝の向河原駅の踏切が「開かずの踏切」になっているため、解決してほしい。</p>	<p>向河原駅前踏切を含む JR 南武線の矢向駅から武蔵小杉駅間につきましては、連続立体交差事業の検討を行い、事業費の縮減と事業期間の短縮の効果が見込まれる『別線高架工法』での事業化に向け取り組むことといたしました。</p> <p>連続立体交差事業により事業区間の踏切が除却され、踏切を起因とする課題の解決を図ってまいります。なお、この他に向河原駅前踏切では、遮断時間を短縮する「賢い踏切」の導入について、JR 東日本と連携して取り組んでまいります。</p>	B
58	<p>(4-7-2) 都市計画道路世田谷町田線の渋滞対策として、周辺都市計画道路を世田谷町田線バイパス（横浜生田線、長沢線、菅早野線）となるよう整備推進してほしい。</p>	<p>本市の都市計画道路等の幹線道路の整備につきましては、効率的・効果的な道路整備を推進していくため、平成 28（2016）年度から令和 7（2025）年度までの 10 年間（前期 6 年、後期 4 年）を計画期間とした「第 2 次川崎市道路整備プログラム」を定め、客観的な指標などを用いて整備効果の高い箇所を選定し、取組を進めております。</p> <p>なお、長沢線の未着手区間と高石 5 丁目から王禅寺公園北側交差点までの菅早野線の未着手区間につきましては、本プログラムにおいて、客観的な指標などによる総合的な評価の結果から、対象期間に整備を推進する「整備推進路線」に位置づけおらず、現時点では事業着手の見通しをお示しすることができない状況となっております。</p> <p>今後も引き続き、本プログラムに基づき、都市計画道路などの幹線道路の整備に取り組んでまいります。</p>	D
59	<p>(4-7-2) 道路がデコボコであると老人は転倒しやすいので、街並整備をお願いしたい。</p>	<p>生活道路につきましては、道路パトロールや市民の皆様からの通報などにより、施設の損傷等の把握に努めており、損傷状況や道路の利用状況に応じて優先順位を設定し、適宜補修工事を進め、市民の皆様が安全・安心に利用できるよう適切に維持管理を行ってまいります。</p>	D
60	<p>(4-7-3) 屋根付駐輪場のニーズが高まると思われるので、屋根付駐輪場の整備推進について協議してほしい。</p>	<p>駐輪場の設備につきましては、地域特性や施設配置、規模、費用対効果などを勘案し、必要となる屋根や照明などの設備を含めた構造形式を選定しております。</p> <p>今後も効率的・効果的な駐輪場の利用環境の向上に向けた取組を進めてまいります。</p>	D
61	<p>(4-7-3) コミュニティバスを通してほしい。</p>	<p>路線バスを利用しづらい住宅地から鉄道駅や生活施設等への移動を補完する交通であり、地域特性に応じて身近な生活の移動を支えるコミュニティ交通につきましては、地域住民により設立された協議会が主体となり、本市で定めている「地域交通の手引き」に基づいて導入・運営され、本市は、この協議会の取組が行われる場合に、地域の課題や専門的な事項に対する積極的な支援</p>	C

(5) 基本政策4に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
		<p>などを行っております。</p> <p>現在、地域の取組への支援を行う中で、的確な需要把握や検討の長期化等の新たな課題が見られるとともに、高齢化の進展によるニーズの高まりや、ICTを活用した新技術の開発、タクシーの運賃・料金サービスに関する新制度の導入など、コミュニティ交通を取り巻く社会環境が変化していることを踏まえ、「地域交通の手引き」における支援内容等を見直すとともに、新技術・新制度を活用した新たな取組の展開について、検討を進めております。</p> <p>今後、こうした新たな取組を進めることで、コミュニティ交通の充実を図り、より利用しやすい地域交通環境の形成をめざしてまいります。</p>	
62	<p>(4-7-3、4-7-4)</p> <p>高齢者の運転免許の返納を進めるためには、バス等の公共交通機関の利便性を高める必要がある。バスのルートがなかったり、本数が少ない場所は、高齢者や障害者、病人、子ども連れの市民等が困っている。</p> <p>例えば、向ヶ丘遊園駅北口から西三田団地経由で明大に行くバスなどは非常に混んでいるのに、別の本数の多いルートは空いている。</p>	<p>地域公共交通の基幹的な役割を担う路線バスにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による社会変容や高齢化の進展などによる輸送需要の変化、基盤整備等の進捗とともに、利用実態を踏まえ、利用者の利便性や事業性に配慮しながら、バス事業者と連携し、効率的・効果的なバスネットワークの形成に向けた取組を推進してまいります。</p> <p>なお、具体的な路線につきましては、各バス事業者が利用状況や事業採算性等などの観点から、判断しておりますので、本市といたしましては、今後の動向を注視するとともに、いただいた御意見・御要望につきまして、バス事業者に伝えてまいりたいと考えております。</p>	D
63	<p>(4-7-3、4-7-4)</p> <p>高齢化の進展を踏まえ、バス路線を拡充してほしい。</p>	<p>また、市バスでは、限られた経営資源の中で、運行計画を策定しており、現在、バスネットワークの維持に向け、経営状況や利用動向などを踏まえたダイヤ改正を実施しております。今後につきましては、更なる運行の効率化を図るため、利用動向に加え、</p>	D
64	<p>(4-7-3、4-7-4)</p> <p>街中を循環するバスがほしい。</p>	<p>路線系統の状況や他バス事業者との重複状況などの要因を踏まえて、運行計画の見直しを図ってまいります。</p>	D
65	<p>(4-7-3、4-7-4)</p> <p>宿河原・堰地区方面にはバスが通っておらず、病院に行くのも不便なので、バス路線を延伸して宿河原・堰地区にもバスを通してほしい。</p>		D
66	<p>(4-7-3、4-7-4)</p> <p>路線バスを減らさないでほしい。</p>		D
67	<p>(4-7-3、4-7-4)</p> <p>幸区は、市民ホールや会議室が区役所を中心にあるが、東西を結ぶバス路線が無く、バスの乗り換えなどに不便が生じている。区役所を経由する循環バスを運行してほしい。</p>		D

(5) 基本政策4に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
68	<p>(4-7-3、4-7-4)</p> <p>脱炭素社会実現のためにも、子育て世代が安心して暮らしていけるためにも、市内のバスを自動運転化してほしい。自動運転化することで、運転手不足を解消し、バスの本数を増やすことで混雑緩和につなげてほしい。バスが混雑しているとベビーカーでバスに乗車できず、運転手からもたたむように言われ、とても子育て世代が安心して暮らせる状態ではない。</p>	<p>路線バスなどの地域公共交通に関する運転者不足につきましては、本市としても課題として捉え、「地域公共交通計画」に基づき、地域の特性や路線バスの利用実態などの環境変化等を踏まえながら、効率的・効果的な路線バスネットワーク形成や地域特性に応じた移動ニーズへの対応に向けた取組を推進しております。</p> <p>御意見にございます交通分野における新技術については日々進歩しており、国においてもMa a Sや自動運転技術の活用などの検討が進められております。本市といたしましても、こうした新技術の開発動向に注視し、持続可能な地域交通環境の向上に取り組んでまいります。</p> <p>また、市バスの自動運転化につきましては、脱炭素社会実現のためには必要と思われませんが、走行環境や自動運転に対応したバス車両の開発や突発的な事故への対応などの課題があると考えておりますので、今後の技術開発の動向を注視してまいります。</p> <p>なお、市バスでは、一人でも多くのお客様に御乗車いただくため、車内の混雑などでベビーカーを固定できない場合や、運転手がベビーカーを開いたままでの御乗車が難しいと判断した場合などにつきましては、ベビーカーを折りたたんでいただくよう、御理解・御協力をお願いしております。</p>	D
69	<p>(4-7-3、4-7-4)</p> <p>市内のバス停に、高齢者や児童といった弱い立場の市民の視点に立って、ベンチや屋根を設置してほしい。</p> <p>(同趣旨 他1件)</p>	<p>バス停留所のベンチや屋根の設置につきましては、利用状況や地域要望等を踏まえ、歩道幅員等も確認し、バス事業者が設置を行っているところでございます。</p> <p>本市といたしましては、いただいた御意見も踏まえ、川崎市・バス事業者連絡会議の場などを通じ、引き続き、これらの設置をバス事業者に伝えてまいります。</p> <p>なお、市バスが管理する停留所につきましては、設置基準を満たす停留所におきまして、上屋及びベンチを設置しております。今後も停留場施設の長寿命化や補修などを行い、快適なバス待ち空間を維持してまいります。</p>	D
70	<p>(4-7-3)</p> <p>現状、路線バスは、発車時刻よりも早くバス停を通過する場合や、遅れる場合があり、定時性に課題があるため、バスロケーションシステムの導入や運行情報の充実だけでなく、路線バスのPTPS（公共車両優先システム）の導入を検討することを追記すべき。</p>	<p>バスロケーションシステムにつきましては、路線バスの近接情報や現在の運行位置などの運行情報を利用者に提供することにより、利便性を高め、公共交通の利用を促進するもので、導入を行うバス事業者に対し、本市から支援を行っております。</p> <p>定時運行につきましては、施策4-7-3「身近な交通環境の整備」の事務事業「地域公共交通推進事業」において、「川崎市地域公共交通計画」に基づき、地域特性を踏まえ、定時性確保など交通環境の改善に向けた取組を進めてまいります。また、PTPS（公共車両優先システム）につきましては、路線バスの定時性・速達性の向上に向けて、導入すべき路線の検討などを含め、関係局や関係機関との協議・調整を図りながら取組を進めてまいります。</p>	C
71	<p>(4-7-4)</p> <p>市バスの輸送サービスの充実という施策中で、路線の見直しやダイヤ改正を進めるのは施策と逆行していて、理解ができない。民間バス事業者と協働して路線の拡充や減便路線の増便を図り、回送車を運行に利活用して、効果</p>	<p>市バスにおきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者が減少した厳しい経営状況の中で、運行を維持するために、経営状況や利用動向などを踏まえたダイヤ改正を実施しております。</p> <p>今後につきましては、利用動向に加え、他バス事業者との路線の重複状況なども踏まえて、効率的な運行計画に見直すことで輸送サービスの充実を図ってまいります。</p>	D

(5) 基本政策4に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
	<p>的なバスネットワークの形成を検討するなど、前向きな事業を目標とするべきである。</p>		
72	<p>(4-8-1) 地域のスポーツ団体と連携し指導者を発掘しながら、市民がスポーツに親しむ機会を確保していくために、実施計画への明確な記載が必要である。</p>	<p>「施策の方向性」に記載のとおり、誰もがスポーツに親しむまちの形成に向けて、スポーツを「する」「みる」「ささえる」機会を充実させていくことが重要だと考えておりますので、競技指導者やスポーツ推進委員をはじめとする、地域でスポーツを「ささえる」人材の育成や充実に向けて、スポーツ協会や地域スポーツの担い手である総合型地域スポーツクラブなどの関係団体と連携した取組を進めてまいります。</p>	B
73	<p>(4-8-1) どれだけの人口がスポーツ施設を利用しているか調査したことはあるのか。</p>	<p>市内にあるスポーツセンター等施設（8か所）につきましては、毎年、利用者数の実績の報告を受けており、素案の386ページ及び628ページに掲載しているとおおり、利用者数の合計値を施策4-8-1の成果指標の一つとしています。</p> <p>令和2（2020）年度の合計値は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、延べ約123.9万人となっています。</p> <p>なお、前年度の令和元（2019）年度の合計値は、延べ約294.4万人となっています。</p>	D
74	<p>(4-8-1) 中原区の交通の便の良いところに障害者のスポーツ施設をつくってほしい。</p>	<p>本市では、身近な施設である各区のスポーツセンターを拠点として、障害のある方が安全安心にスポーツを楽しむことができるよう、各施設の指定管理者に対して、障害の状況等に応じた合理的な配慮を行うことの周知徹底や、施設職員の講座受講によるパラスポーツへの理解の深化、利便性の向上を図るためのバリアフリー化の推進などの環境整備を進めています。</p> <p>今後につきましても、障害のある方の専用時間の設定を試行的に実施するなど、より快適にスポーツセンターを御利用いただけるよう、環境の充実に向けた取組を推進してまいります。</p>	D
75	<p>(4-8-1) スポーツ施設は地域の人が簡単に申し込めるようなものにしてほしい。</p>	<p>各区のスポーツセンターの御利用につきましては、川崎市公共施設利用予約システムに利用者登録をした上で施設の利用予約が必要となるもののほかにも、スポーツデーやトレーニング室などの予約が不要のものや、定期で開催しているスポーツ教室などを実施しています。</p> <p>引き続き、皆様の多様なニーズにお応えできるよう、御利用しやすい施設運営に努めてまいります。</p>	D

(5) 基本政策4に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
76	(4-8-2) 市内の文化芸術施設等を関連づけ、市民が生涯学習の場として活用しやすい工夫が必要である。	文化芸術施設等の活用につきましては、それぞれの施設の目的を踏まえ、指定管理者制度など民間活用を行い、その創意工夫により、運営を行っております。今後も様々な御意見を踏まえながら運営してまいります。	C
77	(4-8-2) 市外からの観光客が興味関心を高め、繰り返し訪れる場であるよう、市内の文化芸術施設等には工夫が必要である。		C
78	(4-8-2) 市内の文化芸術施設が行う工夫については、市民や子どもたちのアイデアや意見を取り入れることが大切である。		C
79	(4-8-2) 川崎における演劇の活動は、まさに「演劇の街・川崎」と言われる内容になっており、市民文化活動を振興する課題の中に、演劇活動を支える具体的な評価と政策があって良いのではないかと。	本市におきましては、演劇を含む多様な文化芸術活動が行われており、今後、御意見も参考としながら、それらの多様な文化芸術活動に誰もが触れ、参加できる環境づくりについて検討してまいります。	C
80	(4-8-2) 「川崎郷土・市民劇」や「かわさき演劇まつり」等の取組について、第3期実施計画期間における主な取組に入れてはどうか。	御記載の催しにつきましては、計画期間の主な取組の中で「文化振興団体などの活動に対する支援」と他の催しも含めた形で記載しています。	D
81	(4-8-2) コロナ禍のため実施している文化芸術活動支援事業及び会場費助成金制度を拡充・継続してほしい。	本市では、今年度、文化芸術活動応援事業（会場使用料等助成）により文化芸術公演等の主催者に対し支援を実施しているところです。 今後につきましても、国や県、他都市の取組状況や今後の感染拡大の見通しなどを踏まえながら、文化芸術活動に対する支援について検討・実施してまいります。	D
82	(4-8-2) 市制100周年に向けて、市内文化団体に出し物をしてほしいと要請してはどうか。 (同趣旨 他1件)	御意見も参考としながら、市制100周年に向けた取組について、検討してまいります。	C
83	(4-8-2) 若い人は、博物館・美術館に興味がなく、小規模で魅力が薄い美術館は不要である。税金の無駄なので造るべきではない。	本市におきましては、専門的な文化施設としての博物館や、個人の顕彰的な美術館があるものの、これらの施設が、市域全体の歴史、成り立ちや歩みを網羅的に紹介、解説するなどの役割や、本市ゆかりの芸術家やその作品をはじめ、川崎市域の文化芸術を幅広く紹介する役割などを担うことは難しいと考えており、これらの役割を担う地域の博物館や、アートの中心的な施設としての美術館が必要であると考えています。 施設の整備にあたっては、財政状況等を考慮した整備手法や管	D

(5) 基本政策4に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
		理運営手法等について検討してまいります。	
84	(4-8-2) 新たな博物館・美術館では、展示や情報発信など、川崎の公害について取り扱ってほしい。 (同趣旨 他6件)	令和3(2021)年11月に策定した「新たな博物館、美術館に関する基本的な考え方」において、新たな博物館、美術館の役割とその方向性として、「都市川崎の歴史と文化の継承」としていません。 今後は、御意見も参考としながら、公害だけでなく、都市川崎の歴史と文化を記録し、現在、過去を余すことなく未来へ継承する博物館、美術館を検討してまいりたいと考えております。	C
85	(4-8-2) 市民ミュージアム管理運営事業における「アウトリーチによる社会教育推進事業等の実施」等により、公害問題とその解決に向けた取組の現状等を展示していただきたい。また、展示と併せて「語り部」も取り入れていただきたい。 (同趣旨 他1件)	アウトリーチによる社会教育推進事業等のプログラムにつきましては、御意見も参考としながら、次代を担う子どもたちが川崎の歴史、文化芸術に触れ、好奇心を醸成することで、本市の歴史、文化の継承、発展を図る内容となるよう検討してまいりたいと考えております。	C
86	(4-8-2) 市民ミュージアムの台風被害を反省し、そこから学ぶべきである。 (同趣旨 他1件)	令和元年東日本台風による被災を踏まえ、新たな博物館、美術館は、可能な限り水害等の被災リスクの少ない場所に設置することで検討してまいります。 また、令和3(2021)年11月に策定した「新たな博物館、美術館に関する基本的な考え方」において、新たな博物館、美術館の役割とその方向性として、「令和元年東日本台風による被災の事実の継承」としており、今後は、御意見も参考としながら、事業展開の方向性等を検討してまいりたいと考えています。	C
87	(4-8-2) 政令指定都市に博物館がないのは文化度が低すぎるので、博物館を建設してほしい。	本市には、日本民家園、青少年科学館、東海道かわさき宿交流館、大山街道ふるさと館などの専門的な文化施設としての博物館があるものの、市域全体の歴史、成り立ちや歩みを網羅的に紹介、解説するなどの役割を担う地域の博物館が必要であることから、新たな博物館、美術館の整備に向け、検討を進めていきたいと考えています。	B
88	(4-8-2) 民間事業が進んでいる西加瀬地区は、交通利便性が良く、多摩川の氾濫等からも比較的安全であることから、市民ミュージアム再建の好適地である。	新たな博物館、美術館の開設地は、御意見も参考としながら、可能な限り水害等の被災リスクの少ない場所への設置を検討してまいりたいと考えています。	C

(6)基本政策5に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	(5-1-1) 特別自治市はとりやめてほしい。	本市におきましては、平成 22 (2010) 年 10 月に策定した「地方分権の推進に関する方針」において、本市のめざす「新たな特別市」の基本的な考え方を示し、これまでこの考え方を踏まえながら、環境変化に応じて方針を改訂するとともに、指定都市と連携し、国へ要望するなどの取組を進めてきたところです。	D
2	(5-1-1) 神奈川県から独立することがいいことなのか。川崎市だけが独立するのではなく、有事なのだからこそ県や国と連携することが求められるのではないのか。メリットだけを市民に伝えるのではなく、どのような影響をもたらすか説明すべき。	<p>大都市の有する課題を解決し、その果たすべき役割を十分發揮し、自主的・自立的な行財政運営を行うには、二重行政を排し、ムダを省いた素早い対応が可能となる特別自治市制度の創設に向けた取組が必要であると考えております。</p> <p>引き続き、他の指定都市と連携しながら、国へ特別自治市制度の創設を働きかけるなどの取組を進めてまいります。</p> <p>また、特別自治市の目的は国と連携し、無駄をなくし、素早い対応を可能とすることにあります。特別自治市への移行までの間、さらには移行後も県との連携は重要と考えており、引き続き取組を進めてまいります。</p> <p>本市のめざす特別自治市制度については、今回の方針策定を踏まえ、町内会・自治会等に対して説明し、意見を交わしながら、その概要や課題、メリットの理解を深め、一人でも多くの方に応援団になっていただけるよう戦略的な広報が必要であると考えております。今後におきましては、様々な機会を捉え、積極的な周知を図るとともに、町内会・自治会をはじめとした地域団体の方々に対して説明を行うなど、市民理解の取組を進めてまいります。</p>	D
3	(5-1-1) 市民が集える場所をたくさん作ってほしい。 (同趣旨 他1件)	<p>地域の居場所の創出につきましては、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づき、官民間わず、多様な地域資源を活用して、誰もが気軽に集え、多様なつながりを育む地域の居場所「まちのひろば」づくりに取り組んでおります。</p> <p>施策 5-1-1 の施策の方向性に記載のとおり、市民創発による持続可能な暮らしやすい地域づくりの更なる推進に向けて、今後も着実に取組を進めてまいります。</p>	B
4	(5-1-1) 高齢になればなるほど遠くの公共施設は利用できなくなるため、気軽に参加できるコミュニティ施設の町内ごとの設置が求められている。	<p>地域の居場所の創出につきましては、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づき、官民間わず、多様な地域資源を活用して、誰もが気軽に集え、多様なつながりを育む地域の居場所「まちのひろば」づくりに取り組んでおります。</p> <p>厳しい財政状況が続く中、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえつつ、多様化する市民ニーズに的確に対応していくため、既存公共施設の多目的化等による市民の利用機会の拡大の検討等を行いながら、地域におけるつながりづくりに向けて、今後も着実に取組を進めてまいります。</p>	D
5	(5-1-1) まちのひろばやソーシャルデザインセンターには決まった人しか集まらない。活動を広げる努力は必要だが新たな「ひろば」は不要である。	<p>本市におきましては、市民創発による持続可能な暮らしやすい地域づくりを実現するため、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく取組を進めております。</p> <p>「ソーシャルデザインセンター」の利用につきましては、利用者が固定化することがないように、誰もが参加しやすい環境づくりに取り組むとともに、「まちのひろば」の創出につきましては、行</p>	D

(6) 基本政策5に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
		政が計画的に直接整備していくものではなく、引き続き、市民創発により、「まちのひろば」を生み出すしくみづくりを進めてまいります。	
6	(5-1-1) 市が町内会を指導して、町内会の広報誌を発行させ、町内会費を納入する全世帯に配布させるべきである。	本市では、「川崎市町内会・自治会の活動の活性化に関する条例」に基づき、町内会・自治会の活性化に当たっては、地域住民の多様な価値観及び自主性が最大限に尊重し取組を進めることとしており、今後も同条例に基づき町内会・自治会の活動の活性化に取り組んでまいります。	D
7	(5-1-2) 市広報誌の配布が1週間遅いため改善を希望する。	市政だよりにつきましては、発行月の前月25日から当月10日までに配布しておりますが、入手時期の公平性を保つため、申し込み先着順の講座等につきましては、申込み開始日が当月15日以降のものに限って掲載しております。 また、この度、第3期実施計画素案の公表に合わせて発行した特別号につきましては、市民説明会の申込期限後に配布された地域もあったとお聞きしております。お詫びいたしますとともに、次回発行の際には改善を図ってまいります。	D
8	(5-1-3) 区役所のサービスは世界一であり、これ以上を望んだらかわいそうだ。	区役所では、身近な地域の総合機関として市民目線に立った利便性の高い行政サービスの提供や地域課題の解決に向けた取組を推進しています。 今後も、市民自治の地域づくりに向けて、新型コロナウイルス感染症の影響による社会変容やデジタル化の急速な進展に伴うライフスタイルの多様化、非対面・非接触型のサービス提供など、今後の社会環境の変化に対応しながら、引き続き取組を進めてまいります。	D
9	(5-1-3) 窓口相談に来た人に、考えられるすべての支援策を提示できるよう、職員を教育してほしい。	市民の皆様との接点となる区役所等の窓口業務は、市が担う市民サービスの中でも大変重要なものと考えており、本市では、区役所サービスの向上に関する基本的な考え方をまとめた「区役所サービス向上指針」に基づき、サービス向上の推進に取り組んでおります。 区役所等で取り扱う業務は、住民登録、戸籍、保険、税、福祉、健康など多岐に渡っており、法令や規則等により事務処理方法が細かく定められていることから、1カ所の窓口で全ての業務に対応していくことは難しいと考えますが、現在も、ホームページでは転居や出産などライフステージごとの手続きをご案内するなど、できる限り市民の皆さまの利便性に配慮したサービスに努めているところです。 今後も行政手続のオンライン化、デジタル化を踏まえ、窓口のあり方等について検討を進めてまいります。	D
10	(5-1-3) 宮前区役所の移転についての記載がない。宮前区民の便宜を考えると区役所は宮前平付近にあることが最善である。	今回の鷺沼駅前再開発では、路線バスネットワークの充実により、宮前区全体の発展に資する鷺沼駅へのアクセス性向上効果等を活かし、将来を見据えたコンパクトなまちづくりを推進するため、区役所・市民館・図書館を一体的に移転・整備し、宮前区の	D

(6) 基本政策5に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
	<p>り、鷺沼は宮前区の端にあることから均衡ある発展の意味からも望ましくない。</p> <p>(同趣旨 他2件)</p>	<p>核となる地域生活拠点の形成を図ってまいります。区役所サービスについては、これまで、手続きの種類によって区役所と支所・出張所を使い分けることなく、1か所で必要なすべての窓口サービスを提供できるようにするとともに、限られた財源・資源を最大限に活用していくため、出張所の届出窓口の区役所への集約など、様々な取組を推進してきました。本市では、平成30(2018)年3月に「区役所と支所・出張所等の機能再編実施方針改定版」を策定し、引き続き、わかりやすい窓口サービスの提供に向けた取組を推進していくこととしておりますので、新たに出張所を設置することはありません。</p> <p>また、本市では、現在、市内に新たに分館を含めた社会教育施設を整備する計画はございませんが、各区の市民館・図書館・分館等を拠点として、ICTを活用した新たなサービスの導入に向けた検討を進めるとともに、出張型の学級・講座等の開催による身近な場所での学びの場づくりの検討など、様々な手法を総合的に用いて、きめ細やかなサービスの提供を推進してまいります。</p> <p>なお、移転後の現区役所等施設・用地につきましては、令和5(2023)年度を目途に「(仮称)宮前区役所等施設・用地の活用に関する基本方針」の策定に向けた検討を進めていくこととしておりますので、周辺地域の課題や行政需要、地域ニーズ等との調和を勘案しながら、市民参加で検討を進めてまいります。</p>	
11	<p>(5-1-3)</p> <p>少子高齢化時代に求められるのは、歩いて行ける身近な所に区の行政施設があることである。</p> <p>今ある宮前区役所・図書館・市民館は存続し、鷺沼へは2つ目の図書館・市民館をつくる必要がある。</p> <p>また、向丘出張所をはじめ、野川・菅生にも行政機能や「野川・有馬生涯学習支援施設アリーナ」のような市民館・図書館機能を持つ施設をつくる必要がある。</p> <p>(同趣旨 他29件)</p>	<p>今回の鷺沼駅前再開発では、路線バスネットワークの充実により、宮前区全体の発展に資する鷺沼駅へのアクセス性向上効果等を活かし、将来を</p> <p>見据えたコンパクトなまちづくりを推進するため、区役所・市民館・図書館を一体的に移転・整備し、宮前区の核となる地域生活拠点の形成を図ってまいります。区役所サービスについては、これまで、手続きの種類によって区役所と支所・出張所を使い分けることなく、1か所で必要なすべての窓口サービスを提供できるようにするとともに、限られた財源・資源を最大限に活用していくため、出張所の届出窓口の区役所への集約など、様々な取組を推進してきました。本市では、平成30(2018)年3月に「区役所と支所・出張所等の機能再編実施方針改定版」を策定し、引き続き、わかりやすい窓口サービスの提供に向けた取組を推進していくこととしておりますので、新たに出張所を設置することはありません。</p> <p>また、本市では、現在、市内に新たに分館を含めた社会教育施設を整備する計画はございませんが、各区の市民館・図書館・分館等を拠点として、ICTを活用した新たなサービスの導入に向けた検討を進めるとともに、出張型の学級・講座等の開催による身近な場所での学びの場づくりの検討など、様々な手法を総合的に用いて、きめ細やかなサービスの提供を推進してまいります。</p> <p>なお、移転後の現区役所等施設・用地につきましては、令和5(2023)年度を目途に「(仮称)宮前区役所等施設・用地の活用に関する基本方針」の策定に向けた検討を進めていくこととしておりますので、周辺地域の課題や行政需要、地域ニーズ等との調和を勘案しながら、市民参加で検討を進めてまいります。</p>	D

(6) 基本政策5に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
12	<p>(5-1-3)</p> <p>宮前区役所について、現地での将来的な建て替え等、移転を抜本的に見直すべきである。</p>	<p>鷺沼・宮前平駅周辺地区は、本市総合計画において「地域生活拠点」の一つとして位置づけられており、「鷺沼駅周辺を中心に商業、都市型住宅、文化・交流など多様な都市機能の集積及び交通結節機能の強化に向けた取組を推進」することとしています。</p> <p>今回の取組では、民間事業者による再開発により鷺沼駅前のバスターミナルが広がるなど、交通結節点としての機能の向上が見込まれることなどから、この機会を捉えて、鷺沼駅再編整備に伴う公共機能について検討しました。</p> <p>そして、意見交換会等で寄せられた様々な市民意見や基礎調査結果等の諸条件を総合的に整理・検討し、平成31(2019)年3月に策定した「鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針」において、宮前区役所・市民館・図書館を移転・整備することとしました。</p> <p>引き続き、宮前区全体の活性化を促す「核」としての地域生活拠点の形成を推進してまいります。</p>	D
13	<p>(5-1-3)</p> <p>向丘地区には公共施設が何もない。川崎市民は、どこに居住しても一定の市民サービスを楽しむことができるようにするのが行政の仕事ではないか。</p>	<p>向丘地区には、共に支え合う地域づくりを推進する身近な地域の拠点である向丘出張所をはじめ、文化・スポーツ施設である、宮前市民館菅生分館や宮前スポーツセンター、地域子育て支援センターやこども文化センターなどの子育て施設、障害者や高齢者を支援する施設等が設置されるなど、お住まいの地域に関わらず、市民サービスが受けられます。</p>	D
14	<p>(5-1-3)</p> <p>向丘地区の機能強化について、区民の切実な要求へ必要な予算措置をすることともに、出張所の建て替えを視野に入れた機能強化を図ってほしい。</p>	<p>向丘出張所の機能強化につきましては、鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する検討を契機として、地域バランスを考慮した区全体の機能向上という観点や、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組、コミュニティ施策に関する取組など、関係施策の位置付け・検討状況を踏まえ、地域の皆様とともに検討を進め、地域ニーズの把握や課題を整理し、向丘出張所に求められる8つの機能と取組の方向性などからなる「宮前区役所向丘出張所の今後の活用に関する方針」をまとめました。</p> <p>庁舎の建替えについては、令和4(2022)年3月策定予定の「資産マネジメント第3期実施方針」における資産保有の最適化(施設の利用状況や将来の利用想定等を踏まえ、機能のあり方の整理を行うとともに、施設の適正配置を図るもの)の考え方を踏まえた上で、庁舎等建築物の目標耐用年数60年以上の活用に向けて、経過年数に応じた対応を行うとともに、将来的には建替えも含めた効果的・効率的な整備手法について検討するなど、引き続き、向丘出張所が地域の皆様に一層活用していただけるよう、取組を進めてまいります。</p>	D
15	<p>(5-1-3)</p> <p>宮前区役所は超高層マンションに合築されると聞いているが、建て替え問題が発生したときなどに、公共側独自の判断で物事が進まないことは、今後に大きな危惧を残すことになる。</p>	<p>本市の公共施設の中には、川崎区役所、川崎図書館、中原市民館・図書館、高津市民館など既に民間ビルと合築している施設が多くあり、公共機能に支障を来すような状況はありません。それらの施設と同様、市民利用に支障のないよう、ビル管理組合の一員として、適切に施設の管理・運営を行ってまいります。</p>	D

(6) 基本政策5に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
16	<p>(5-1-3)</p> <p>現在の宮前区役所はまだまだ利用でき、消防署・警察署等が隣接する立地は大災害時に有利であることから、移転は時期尚早である。</p> <p>(同趣旨 他1件)</p>	<p>震災・災害対策につきましては、災害発生時には、区役所・消防署・警察署の各機関が、立地の遠近にかかわらず、地域防災計画や各機関の本部の方針に基づき、相互に連携を図りながら、組織ごとの指揮系統により、役割に応じた災害対策を実施するものであり、移転後も災害対応力が十分に発揮できるように、今後具体的な対応について、検討してまいります。</p> <p>なお、消防・警察との連携につきましては、宮前区役所を中心に、両機関と連携した災害対策本部設置訓練を実施しており、区総合防災訓練においても、両機関と連携して実施するなど、こうした取組を積み重ねることにより、実践的な地域防災力の向上を図ってまいります。</p>	D
17	<p>(5-2-1)</p> <p>不当な差別をどれだけの人が受けているのか調べているのか。</p>	<p>令和元（2019）年度に実施した「川崎市外国人市民意識実態調査」及び、令和2（2020）年度に実施した「川崎市人権に関する市民意識調査」の中で、国籍や性別などの属性を理由とした差別を受けたことがあるかについて、実態把握に努めております。具体的には、最近1年間に、外国人であることを理由に脅迫や差別的な暴言を受ける不安を感じたことがある外国人市民は18.0%、今までに自分や家族が「男女平等に関する人権侵害」を受けたことがある市民（国籍不問）は12.7%などの回答結果となっています。</p>	D
18	<p>(5-2-1)</p> <p>命や人権、人としての尊厳が損なわれることなく、多文化共生の社会が当たり前となり、安心して暮らせるように、差別のない人権尊重のまちづくり条例を上手に活用してほしい。</p> <p>(同趣旨 他1件)</p>	<p>引き続き、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」に基づき、様々な施策・事業に取り組み、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりの推進に努めてまいります。</p>	B
19	<p>(5-2-1)</p> <p>核兵器禁止条約の署名・批准を国に求めるよう、意見書を出して国に要請してほしい。</p> <p>(同趣旨 他1件)</p>	<p>本市は、昭和57（1982）6月8日に他の都道府県、政令指定都市に先駆けて、非核三原則の完全実施、核兵器の廃絶及び軍縮を世界に求める「核兵器廃絶平和都市宣言」を行いました。また、核兵器廃絶を願い、全ての国に核兵器禁止条約の締結を求めるヒバクシャ国際署名に賛同し、平成30（2018）年6月8日に署名したところです。核兵器禁止条約をめぐる今後の動向については、引き続き注視してまいります。</p>	D
20	<p>(5-2-1)</p> <p>明治大学の登戸研究所資料館の維持管理について、川崎市が担うか、維持管理費の助成を行うべきである。</p>	<p>明治大学平和教育登戸研究所資料館は、昭和14（1939）年に設置された「陸軍第9技術研究所」旧建物を保存するために明治大学が設置したものです。</p> <p>本市としては、川崎市平和館との連携の他、登戸研究所資料館が主催する企画展の後援を引き続き行ってまいります。</p>	D

(7) 総論、進行管理と評価、その他

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	(総論) 一部大企業のための計画ではなく、子どもや老人にやさしい計画にしてほしい。	本市では、「安心のふるさとづくり」と「力強い産業都市づくり」を基本目標に据えて、誰もが幸せを感じられる川崎をめざして総合計画を策定し、これに基づく取組を進めているところです。第3期実施計画におきましても、この目標のもと、地域ケア推進システムの構築やかわさきパラムーブメントの推進、地域防災力の強化など様々な取組により、誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりを進めてまいります。	D
2	(総論) 企業優先の施策ではなく、市民に喜ばれることを実施してほしい。 (同趣旨 他1件)		D
3	(総論) 実施計画の中身が市民の生活や困りごとに寄り添うものになっていない。		D
4	(総論) 総合計画を一旦棚上げし、広く市民の意見を聞き、市民視点での見直しを求める。	現行の川崎市総合計画の策定にあたっては、市民意見の反映について、無作為抽出ワークショップや区民祭における意見聴取、市民検討会議や市民車座集会の開催など、新たな方法にチャレンジしながら、素案の段階から市民の皆様と共に創り上げてまいりました。	D
5	(総論) 市民の声を聞く市政にしてほしい。	また、第3期実施計画につきましても、市政運営にあたり参考にしていく日常的な広聴における市民意見を活かしながら計画づくりを進めたほか、第3期実施計画素案の公表にあわせた市民説明会の開催や出前説明会の実施などによる市民の皆様への御説明とともに、パブリックコメント手続を実施するなど、様々な御意見を踏まえながら策定作業を進めているところです。	D
6	(総論) 意見の聞きっぱなしではなく、担当者と市民が向き合って、対応に政策を考える方法を取ってほしい。		D
7	(総論) コロナ禍、自然災害、気候問題など、長い時間をかけて市民と行政が協力しなければ解決できないことは、常に市民と行政で話し合いを続け、協力して連携する心構えを作り上げていく必要がある。 これらの地球規模の問題に対して、もっと住民を巻き込んだ議論をすべきである。 (同趣旨 他1件)	今後も引き続き、総合計画及びこれに基づく各施策の推進にあたり、市民の皆様をはじめとする様々な御意見を踏まえながら取組を進めてまいります。	D
8	(総論) 子育てするなら川崎のスローガンを新たに再生してほしい。	川崎市総合計画では「安心のふるさとづくり」をまちづくりの基本目標に据えており、基本政策の柱の一つとして「子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり」を掲げ、安心して子育てできる環境づくり等に向けた取組を進めているところです。 第3期実施計画においても、これら基本政策等に基づき、子どもがすこやかに成長し、若者が社会で自立して暮らせるよう、様々な取組を進めてまいります。	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
9	<p>(総論)</p> <p>これからは経済優先でなく、限られた資源を有効に活用し、本当に私たちが健康に豊かに暮らすにはどうしたらいいか、今までの価値観を根本的に見直す発想が重要である。</p>	<p>川崎市総合計画では、「将来を見据えて乗り越えなければならない課題」にいち早く対応するとともに、「積極的に活用すべき川崎のポテンシャル」を最大限に活用し、「新たな飛躍に向けたチャンス」を的確に捉え、取組を進めることとしています。</p> <p>他方で、高齢者人口の増加、生産年齢人口の減少への転換、公共施設の老朽化など、本市の行財政運営を取り巻く環境は厳しさを増すと見込まれています。このような環境下において、扶助費や公共施設の更新費用の増加、長期的には人口減少に伴う税収の減少が想定される状況に加え、新型コロナウイルス感染症が社会・経済に深刻な影響を及ぼすなど、厳しい財政環境が続くことが見込まれます。</p> <p>これらの状況を踏まえ、第3期実施計画においては、継続した課題を改めて整理するとともに、社会状況の不確実性が高まる中、「本市を取り巻く急激な環境変化」を含め、これまでに生じた社会環境や都市環境の変化による新たな課題の状況を分析し、課題に対応する取組を計画的に推進してまいります。</p>	D
10	<p>(総論)</p> <p>民間活力の導入で民間に丸投げや職員を減らすのではなく、必要な場所に適切に職員を配置するべきである。</p>	<p>民間活力の導入につきましては、市民サービスの質の向上と効率的・効果的な管理運営の両立をめざして、民間事業者等との連携を推進するとともに、安全性の確保や、さらなるサービス改善に向けて、モニタリング等を適切に実施してまいります。</p> <p>また、職員配置につきましては、新たに発生する行政課題に迅速に対応するため、簡素で効率的・効果的かつ機動的な執行体制を構築し、業務の実情に応じた必要な職員の配置を行ってまいります。</p>	D
11	<p>(総論)</p> <p>財源についてまずは命にかかわる事を第一に考えるべきである。</p>	<p>本市におきましては、多様化する課題への対応など、「必要な施策・事業の着実な推進」と、財政の健全化による「持続可能な行財政基盤の構築」の両立が必要と認識しております。そのために、</p>	D
12	<p>(総論)</p> <p>市の財政は市民の暮らし・安全・安心のために使われるべきである。</p>	<p>「今後の財政運営の基本的な考え方(改定素案)」におきまして、「効率的・効果的な事業執行の推進」のほか、「税源涵養に向けた取組の推進」や「財源確保に向けた取組の推進」を行うこととしております。</p> <p>こうしたことを踏まえながら、基本政策1「生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり」などに掲げているとおり、市民の暮らし・安全・安心のための様々な取組を進めてまいります。</p>	D
13	<p>(総論)</p> <p>新たな事業を始めるのではなく、不必要な事業を減らせばよい。不要なサービス(福祉系など)が多すぎる、補助金などの削減は賛成。</p>	<p>本市におきましては、多様化する課題への対応など、「必要な施策・事業の着実な推進」と、財政の健全化による「持続可能な行財政基盤の構築」の両立が必要と認識しております。そのために、「今後の財政運営の基本的な考え方(改定素案)」におきまして、「効率的・効果的な事業執行の推進」のほか、「税源涵養に向けた取組の推進」や「財源確保に向けた取組の推進」を行うこととしております。</p> <p>また、補助・助成金の見直しにつきましては、「行財政改革第3期プログラム素案」におきまして、「全庁的な補助・助成金の見直し」として改革課題とするとともに、平成17(2005)年度に策定した「補助・助成金見直し方針」に基づき、今後も社会状況の変化等を踏まえて引き続き見直しを進めてまいります。</p>	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
14	<p>(総論)</p> <p>厳しい財政状況を前提にしているが、他の政令市に比べても豊かな財政力を有しているため、計画の前提がそもそも違っている。</p>	<p>本市の財政状況につきましては、歳入においては、令和3(2021)年度以降、当面の間、市税において、新型コロナウイルス感染症に伴う景気の落込みによる影響やふるさと納税による減収の拡大、法人市民税の国税化、新たに生じた行政需要に対する国の財政措置が十分ではないなどの状況が見込まれるとともに、歳出においては、扶助費や公共施設の更新費用が増加するなど、厳しい財政環境が続くことが見込まれます。</p>	D
15	<p>(総論)</p> <p>厳しい財政環境、扶助費の増大を前提としているが、政令市で最も財政力があり、これからは福祉抑制策ではなく、充実することが必要である。</p> <p>(同趣旨 他1件)</p>	<p>第3期実施計画に位置づけてまいります5つの基本政策に基づく23の政策の方向性を踏まえながら、市政をバランスよく進めるため、多様化する課題への的確な対応など、必要な施策・事業の着実な推進と、持続可能な行財政基盤の構築の両立を進めるため、「今後の財政運営の基本的な考え方」に基づき、中長期的な視点に立った行財政運営に取り組んでまいります。</p>	D
16	<p>(総論)</p> <p>令和元(2020)年度決算で扶助費は前年度比増加しているが、義務的経費の割合は5.1ポイント減少している。個人市民税は政令市トップだが、その税収が福祉とくらしに還元されていない。福祉施策が政令市で平均以下の状況を考えるべきである。</p>		D
17	<p>(総論)</p> <p>ふるさと納税流失対策は地元愛の喚起が必要である。地域活性化に寄与する団体や個人への支援強化などが必要だと思う。返礼品の提案、ふるさと納税を活用したPRなどを実施すべき。</p>	<p>本市におきましては、ふるさと納税制度を通じて、市内の魅力ある資源を発掘、再確認し、それらの魅力を市内外へ発信することを通じて、本市のイメージの向上と、応援してくれる方、来てくれる方を増やす取組を継続していくことにより、本市の魅力が広く認知されることを促し、市民の「川崎への愛着・誇り」、いわゆるシビックプライドの醸成を図ってまいります。</p> <p>また、返礼品につきましては、市内で製造・加工、提供されるサービスなど、総務省が定める地場産品基準に適合し、「川崎ならではの」、「川崎らしさ」を体感できる商品やサービス等を選定しております。返礼品の魅力が伝わるストーリーや、写真を交えた広告を、インターネットや新聞に掲載するなど、シティプロモーションに取り組んでおります。</p>	D
18	<p>(総論)</p> <p>市の予算を市民が豊かに安心して暮らせる公共施設のために使ってほしい</p>	<p>公共施設におきましては、建設費や維持管理費、事業運営費など、様々なコストを賄うため、多くの税金が投入されております。</p> <p>そのため、今後、令和3(2021)年度末に策定を予定している「資産マネジメント第3期実施方針」に基づき、公共施設を整備・維持管理するにあたっては、市民ニーズ等を把握した上で必要な機能(施設が提供するサービス)の整備を図るとともに、市民ニーズを踏まえた多様な使用機会が提供される公共施設をめざしていくことが重要と考えております。</p> <p>こうした取組により、市民が豊かに安心して暮らせる公共施設の実現につながると考えておりますので、御意見については、「資産マネジメント第3期実施方針」を検討する際の参考とさせていただきます。</p>	C

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
19	<p>(総論)</p> <p>川崎市には安価で利用できる施設が少ない。</p>	<p>公の施設の使用料につきましては、施設のコストに対して公費(市税)を充てる範囲と受益者(利用者)が負担する範囲を明確にし、利用する方と利用しない方との負担の公平性・公正性を確保する必要があると認識しております。</p> <p>本市におきましては、原価計算の対象や受益者負担と公費負担の割合の考え方などを「使用料・手数料の設定基準」として取りまとめ、各施設の使用料につきましては、当該基準を基に設定しているところです。</p>	D
20	<p>(総論)</p> <p>市の土地は民間に貸し出さないで市民のために使ってほしい。公園や市民が憩える安価な公共施設を作ってほしい。また、図書館や公共施設はビルの上ではなく1階にしてほしい。</p>	<p>公共空間の活用につきましては、財政負担増大の観点だけでなく、ニーズの高まりなどの社会的背景を踏まえ、民間活用による収益等をまちづくりに還元するなど、維持管理などの質の向上にも資する取組であると考えています。</p> <p>また、本市の「民間活用(川崎版 PPP)推進方針」におきましても、民間活用にあたっては「効率的・効果的な市民サービスの提供」だけでなく、「市民サービスの質の向上」との両立をめざすとしていることから、本市におきましても、民間と連携し、公共空間を有効に活用することなどを通じ、まちの賑わいや交流の創出に向けた取組を推進してまいります。</p> <p>公の施設の使用料につきましては、施設のコストに対して公費(市税)を充てる範囲と受益者(利用者)が負担する範囲を明確にし、利用する方と利用しない方との負担の公平性・公正性を確保する必要があると認識しております。本市におきましては、原価計算の対象や受益者負担と公費負担の割合の考え方などを「使用料・手数料の設定基準」として取りまとめ、各施設の使用料につきましては、当該基準を基に設定しているところです。</p> <p>図書館等の公共施設につきましては、施設において必要となる各機能の効果が最大限発揮されるよう、引き続き、その機能の性質等に応じ、施設内における機能の適正配置を推進してまいります。</p>	D
21	<p>(総論)</p> <p>今後の財政負担が増えるから公共空間まで収益活動の対象とするということはこれまでの乱開発と同じ発想である。いかにこの環境を維持するか改善するかが必要である。</p>	<p>公共空間の活用につきましては、財政負担増大の観点だけでなく、ニーズの高まりなどの社会的背景を踏まえ、民間活用による収益等をまちづくりに還元するなど、維持管理などの質の向上にも資する取組であると考えています。</p> <p>また、本市の民間活用(川崎版 PPP)推進方針におきましても、民間活用にあたっては「効率的・効果的な市民サービスの提供」だけでなく、「市民サービスの質の向上」との両立をめざすとしていることから、本市におきましても、民間と連携し、公共空間を有効に活用することなどを通じ、まちの賑わいや交流の創出に向けた取組を推進してまいります。</p>	D

(7) 総論、進行管理と評価、その他

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
22	(総論) 人口増加に対する公共施設やサービスを充実させるべきである。	<p>公共施設等につきまして、今後も人口増加に合わせて公共建築物の保有床面積を増やしていくと、人口減少へ転換した際に公共建築物を維持するために必要な一人あたりの負担が重くなります。そのため、将来世代の負担に配慮した取組も行う必要があります。</p> <p>令和3(2021)年度末に策定を予定している「資産マネジメント第3期実施方針」におきましては、新本庁舎や新川崎地区新設小学校の新設による増加を見込んだ床面積を基準として、10年間で基準から増やさないこととし、施設の複合化や多目的化、転用等、市が保有する施設を有効に活用し対応するものです。</p>	D
23	(総論) 人口減少に備え、建設を抑制するとあるが、人口減少は30年先であり、今を生きる高齢者や生活困窮者に対して30年間増設しないで我慢しなければいけないのか。		D
24	(総論) 人口減少を見込んだ公共施設建設抑制に反対である。		D
25	(総論) 今でも不足している公共施設を、今後の人口増加や困窮世帯の増加などのニーズに応えず増設しないというのか。変化する社会ニーズに的確に対応するという施策を真に実現すべきである。		D
26	(総論) 人口増加に対して公共の会議室が少なく、催しを行う会場を探すのに苦労する。		D
27	(総論) 公共施設が少なすぎるため増やすべきである。	<p>本市におきましては、当面の人口増加や少子高齢化の更なる進展等を踏まえ、多様化・増大化する市民ニーズ等に的確に対応する必要があります。</p> <p>よって、特定の目的別、対象者別に施設を整備するといった従来の考え方ではなく、施設が持つ機能(施設が提供するサービス)に着目し、市民ニーズ等を把握した上で必要な機能の整備を図る「機能重視」の考え方に基づく取組が必要となります。</p> <p>こうした考え方に基づき、令和4(2022)年度からの資産マネジメント第3期取組期間においては、施設が持つべき機能やこれまでの使用目的、対象者、従来の施設配置の考え方等について再検討するとともに、特定の人達が優先的・寡占的に使う施設ではなく、多様な使用機会が提供される施設をめざします。</p>	D
28	(総論) 気軽に使えないホールではなく、市民が使いやすい施設を増やしてほしい。		D
29	(総論) 市民の集まれる会館、場所をつくって欲しい。	<p>一方、今後も人口増加に合わせて公共建築物の保有床面積を増やしていくと、人口減少へ転換した際に公共建築物を維持するために必要な一人あたりの負担が重くなります。そのため、将来世代の負担に配慮した取組も行う必要があります。</p> <p>「資産マネジメント第3期実施方針」では、新本庁舎や新川崎地区新設小学校の新設による増加を見込んだ床面積を基準として、10年間で基準から増やさないこととし、施設の複合化や多目的化、転用等、市が保有する施設を有効に活用し対応するものです。</p>	D
30	(総論) 市民が気楽に使える会議室、音楽室、スポーツできる場所が欲しい。		D
31	(総論) 施設の長寿命化、資産保有の最適化、財産の有効活用などを挙げているが、すでに修繕・保全が必要な橋は多数あり、長寿命化を優先に取り組んでいるとは思えない。	<p>既存の橋りょうの管理につきましては、令和3(2021)年2月に改定した「川崎市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、長寿命化を推進しております。また、新設する橋りょうにつきましては、国際的な拠点の成長や川崎港の物流機能の向上などの重要性を踏まえ、計画的に整備を進めており、双方のバランスを取りながら事業を実施しております。</p>	D

(7) 総論、進行管理と評価、その他

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
32	(総論) 市民サービスを提供できる施設・用地はこれ以上不要である。現有施設で使用していない部屋などがたくさんあると思うのでそちらを有効活用すればよい。	公共施設等につきまして、今後も人口増加に合わせて公共建築物の保有床面積を増やしていくと、人口減少へ転換した際に公共建築物を維持するために必要な一人あたりの負担が重くなります。そのため、将来世代の負担に配慮した取組も行う必要があります。 令和3(2021)年度末に策定を予定している「資産マネジメント第3期実施方針」におきましては、新本庁舎や新川崎地区新設小学校の新設による増加を見込んだ床面積を基準として、10年間で基準から増やさないとし、施設の複合化や多目的化、転用等、市が保有する施設を有効に活用し対応するものです。	C
33	(総論) パブリックコメントの期間が短すぎる。	パブリックコメント手続きにつきましては、「パブリックコメント手続条例」の規定に基づき、「公表の日から起算して30日以上」の期間を設定した上で実施しております。	D
34	(総論) 市民説明会の実施場所と回数を増やしてほしい。 (同趣旨 他1件)	市民説明会につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、実施回数や定員を設定する一方、インターネットでの配信に加え、新たにオンラインでの質疑を実施いたしました。あわせて、希望する団体等に職員が出向き、第3期実施計画素案の概要を御説明する「出前説明会」を実施してきたところです。 今後も引き続き、総合計画及びこれに基づく各施策の推進にあたり、市民の皆様をはじめとする様々な御意見を踏まえながら取組を進めてまいります。	D
35	(総論) 全市・全国・世界をできるだけ俯瞰し、プレーヤーの施策・効果モニタリングを行い、望ましい効果を得るようなシステムダイナミクス的な市政運営を検討してはどうか	本市では、多様化する市民一人ひとりのニーズに対応するためには、データ等を活用した多角的な視点から現状分析や課題分析を行い、効果的に政策形成を進める必要があると考えており、第3期実施計画においても、データを活用した政策形成の推進を進めることとしています。また、目標と成果を可視化することにより課題や改善点を明確化し、PDCAサイクルが一層効果的に機能するよう進行管理を行うなど、施策・効果モニタリングを実施しているところです。	D
36	(総論) 人口減少するシナリオにならないよう、市政について考えていく必要があるのではないか。	第3期実施計画の策定に向け、将来人口推計を公表したところですが、当面は人口増加が続くものの、高齢者人口が急速に増加する中、年少人口は既に減少傾向に転じており、本市においても令和12(2030)年頃をピークに人口減少社会が到来する見込みとなっております。	D
37	(総論) 急激な人口増加への対応や、現役労働者への支援、子育て対策など、市民の立場に立って具体的にどうしていくのかを明らかにすべきである。 福祉を抑制する計画を抜本的に改め、人口増加に対応した福祉の充実の計画に改めるべきである。 (同趣旨 他1件)	こうした中長期の人口動態の変化を的確に捉え、当面の人口増加に伴う需要への対応と、避けることのできない将来的な人口減少の局面を見据えた多面的な市政運営に取り組んでまいります。	D

(7) 総論、進行管理と評価、その他

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
38	(総論) 教育機関へのSDGsの普及について、必要な場所に専門家を派遣してはどうか。	市立学校におきましては、「持続可能な社会の創り手を育む教育」を推進するため、各教科や学校における教育活動の基盤にSDGsの視点を置いた取組が進められており、子どもたちにSDGsの理解が浸透しているところです。また、授業等において、市の地球温暖化防止活動推進センターによる支援や、川崎市SDGs登録・認証制度「かわさきSDGsパートナー」における登録・認証事業者の皆様の協力などを得ながらSDGsへの学びを深めており、今後も、多様なステークホルダーとの連携を通して、学校の教育活動がより豊かになるよう、また、企業や市民団体、教育機関等の連携によりSDGsの達成に向けた取組が進むよう、支援してまいります。	B
39	(進行管理と評価) 成果指標の結果の満足度については、不満と感じている人の原因を考え、どのような施策をしていくかということが大切ではないか。	第3期実施計画におきましても、成果指標の達成状況を把握するための市民アンケート調査における自由意見をしっかりと確認していくことなど、結果をより分析しながら、取組が効果的なものとなるよう、更なる改善につなげてまいります。	D
40	(進行管理と評価) 成果指標について、現状よりも良くする数値は示されているが、その根拠となるものが明らかにされていない。このようないい加減な数値で良いのか。	本計画の「V資料編」におきまして、総合計画に設定する成果指標一覧を掲載しており、各施策の成果指標に関する目標値の設定の考え方をお示しているところです。 第3期実施計画におきましても、これらの考え方に基づいた成果指標を計画の進行管理や評価に活用することで、総合的かつ計画的な市政の運営に役立ててまいります。	D
41	(進行管理と評価) 成果指標で数値を出すならば、人員を増やす、施設を充実させるなど具体的な数値を出すべきではないか。	総合計画では、施策の取組の達成状況等を市民の方々に分かりやすくお示すため、取組の効果を表す指標として、成果指標を用いて進行管理を行っているところです。また、第3期実施計画案において、第3期実施計画期間の各年度における事務事業毎の事業実施内容や目標等についてお示ししております。 第3期実施計画におきましても、目標とその成果をしっかりと可視化することで、課題や改善点を明確化し、本市を取り巻く急激な環境変化や多様化する市民ニーズ等にも迅速に対応しながら、事業の確実な実施を図ってまいります。	D
42	(進行管理と評価) 「SMARTな目標設定」(Specific(具体性)、Measurable(計量性)、Achievable(達成可能性)、Relevant(関連性)、Time-bound(期限))について再確認いただきたい。 特にAchievable=達成可能性が難しい場合には、中長期目標達成に向けた短期的な目標設定を検討してほしい。	第3期実施計画の成果指標の設定にあたっては、第2期実施計画の成果指標について、施策の直接目標等との適合性や、外部要因の影響、感度感応度、計測性、包括性などの観点から再点検を行い、その点検結果をもとに、各施策について、「直接目標や施策の方向性」に一層合致した指標構成となるよう成果指標の追加等を行っております。 目標値につきましては、令和7(2025)年度に達成すべき目標値を設定しているところでございますので、指標を活用した評価を適切に実施しながら、効率的・効果的な施策の推進につなげてまいります。	D
43	(進行管理と評価)	本市におきましては、2年に1度の施策に関する評価を行う際	D

(7) 総論、進行管理と評価、その他

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
	<p>すべての施策について、行政側の評価指標だけではなく、事業者や当事者の意見、評価も取り入れながら進めていくことで、実情に即した施策、制度になっていくと思う。</p>	<p>には、その評価結果について、市のパブリックコメント手続きに準じた市民や事業者の方々への意見募集を行っております。</p> <p>また、総合計画における重要な政策等の評価に関して調査審議するため、「川崎市政策評価審査委員会」を附属機関として設置し、学識経験者の専門的視点や市民目線による評価を実施するなど、より効果的な施策の推進に繋げているところです。</p> <p>第3期実施計画におきましても、引き続き、市民の皆様をはじめとする様々な方々の御意見を踏まえながら、施策を進めてまいります。</p>	

(参考)市民説明会(令和3(2021)年 12 月 18 日開催)における意見・質問

令和3 (2021) 年 12 月 18 日に開催した市民説明会の事前質問の内容をまとめたものです。「本市の考え方」は、当日の会場における発言をもとに、語句を補うなどしてお示ししています。

No.	意見の要旨	本市の考え方
1	新百合ヶ丘について、世界に冠する郊外的な都市として、スマートシティなど日本全体に貢献できるようなまちをめざし、国や近隣都市、事業者と連携しながら、大々的な都市づくりを新百合ヶ丘駅を中心に進めてほしい。	新百合ヶ丘のまちづくりにつきましては、駅周辺そのものをもう一度リニューアルしていく必要があると考えており、広く市民の皆さんから御意見をいただきながら、駅を中心とするまちづくりの方向性を描いていく作業を行ってまいります。 また、開発から 40 年、50 年が経過し高齢化が進む中で、若い人たちに再度入ってきてもらえるような取組について、鉄道事業者をはじめ多様な方々とともに議論し、進めてまいりたいと考えております。
2	計画の終了時点での川崎のまちづくり、あるいは具体的にめざすまちの目標「最幸のまち かわさき」を、もう少し具体的にイメージできるような内容を教えていただきたい。	「最幸のまち かわさき」の実現に向けましては、「安心のふるさとづくり」と、「力強い産業都市づくり」の二つを柱に据えて取り組んでおり、持続可能で、誰もが幸せを感じられるまちをめざし、バランスよく双方の取組を進めてまいります。
3	2期8年を終えて、次の計画につなげるという観点から、これまでの計画について、どう検証、評価され、総括をされているのか。	計画の進行管理・評価につきましては、毎年事務事業評価を行うとともに、2年に1回政策評価を実施しており、その結果につきましては本市のホームページに公表しております。
4	計画を進める上で、優位すべきポイント、あるいは最もこれから注力をしていくべき課題について、教えていただきたい。	課題につきましては、人口と財政の問題だと考えております。本市の人口のピークは令和 12 (2030) 年でしばらくは伸び続け、行政需要も伸びてまいります。一方で、高齢化が確実に進展し、行政需要が増えていくことから、財政需要も増加が想定されます。人口が頭打ちになることが分かっている中で、いかにバランスよく対応していくかが重要であると考えております。
5	横浜市ではブルーカーボンの取組を進め、脱炭素に取り組んでいるが、川崎市の海を活用した今後の施策についてお教えいただきたい。	川崎港の緑化基本計画におきまして、ブルーカーボンの活用を明記させていただいており、具体的には塩浜の物揚場を干潟にして、親水エリアとする取組を記載しており、ブルーカーボンに資すると考えております。川崎の海は産業港であるため、なかなか市民の皆さんにイメージされない部分があるかと思いますが、こうしたブルーカーボンの取組などを通じて、本市の海の取組について市民の皆さんにお伝えしてまいりたいと考えております。

(参考) 市民説明会 (令和 3 (2021) 年 12 月 18 日開催) における意見・質問

No.	意見の要旨	本市の考え方
6	<p>SDGs に関連して、フードロスの問題が大変深刻だと考えており、例えばコンビニやスーパーで廃棄される食料を、コロナ禍で食料がない、食べられない方たちのために上手に回すなど、ロスになりそうな食料をうまく分配することで、減らしていくような取組が理想的と思うが、川崎市で他都市に先駆けてそのような取組を実施できないか。</p>	<p>本市の令和 2 (2020) 年度の食品廃棄物は約 8 万 3 千トンで、平成 12 (2000 年) には 20 万 9 千トンでしたので、半減以下となっております。国は令和 12 (2030) 年までに 2000 年度比で半減するとしておりますので、本市は国の計画より 10 年早く達成しているという状況です。</p> <p>しかし、まだ廃棄物として扱わざるを得ない食料が多く発生しており、本市におきましても一部でフードドライブの活動との連携や、コンビニエンスストアと連携したフードロス対策の取組等を進めておりますが、メーカー等の出し手と、受け手のマッチングについて、多様な主体が連携した手法によるより良いしくみの構築に向けて検討してまいります。</p>
7	<p>川崎市は政令市で最も多く二酸化炭素を排出しており、川崎は 2,259 万トン、2 位の横浜が 1,821 万トンとなっており、気候変動対策で私たち川崎市の責任は極めて重大。計画では、4 年間にどこまで減らすのか、2013 年度比 13%削減とあるが、排出削減量は幾らなのか、到達量は幾らなのかお教えいただきたい。</p> <p>また、企業もこれをおろそかにすると、世界経済から見放される。市として、二酸化炭素を大規模に排出している企業に、2050 年、排出量ゼロの削減目標と年次計画を個別に出させて、その実現を迫ることはできないか。</p>	<p>二酸化炭素の排出につきましては、最も多く排出している本市が脱炭素宣言をすることに意味があると考えており、「かわさきカーボンゼロチャレンジ 2050」の取組を進めるため、企業や市民団体の皆さんなど、幅広い方々に御賛同いただける形を整えているところで</p> <p>また、本市の排出量の 77% が産業系であり、企業の協力がないと実現できませんが、企業は自社の生き残りのため脱炭素への危機感を強く持っており、特に臨海部の企業は、企業の存亡に関わるということで、それに対する研究、取組への熱意が非常に高まっており、削減目標を提出させるという上から目線の取組ではなく、どのように連携しながら進められるかが重要だと認識しております。さらに、消費者である私たちのライフスタイルや行動が、企業を変えていく大きなモチベーションにもなりますので、市民の協力も得ながら進めてまいります。</p> <p>なお、令和 7 (2025) 年度の市域の温室効果ガス排出量の目標値は、2,071 万トン-CO₂、うち産業部門は 1,295 万トンと推計しており、平成 25 (2013) 年度比では、市域で 312 万トン-CO₂、産業部門で 175 万トンの削減が必要と推計されます。</p>
8	<p>小児医療費助成について、中学卒業までの拡充を私は求めている。県内 33 自治体の中で、中学まで実施していないのは川崎市と湯河原だけ。また、関東五つの政令市の中では、残念ながら川崎市は最下位。小児医療費助成を中学卒業まで所得制限なしで実施することがなぜできないのか。</p>	<p>小児医療費助成につきましては、これまでも対象を小学校 2 年生から小学校 6 年生まで、段階的に拡大してまいりました。限られた財源の中で、残念ながら所得制限を設けざるを得ないのが今の財政状況となっております。</p> <p>子育て支援につきましては、本市は若年層の人口の流入が非常に多く、初めて結婚、出産、子育てをするという方たちが非常に多いことから、子育ての悩みを抱える方々向けの専門的な相談窓口を設置するなど、引き続き総合的な子育て支援を進めてまいります。</p>

(参考) 市民説明会 (令和 3 (2021) 年 12 月 18 日開催) における意見・質問

No.	意見の要旨	本市の考え方
9	<p>学力調査の拡充よりも、教職員の配置の拡充が先ではないか。現状では、産休、病休で、41 人の教職員が配置されていない。</p> <p>また、全国学力テストや学習状況調査の分析結果が発表され、それらは全て全国平均、全市平均の通過率を基準に一人一ひとりの子どもの学力を把握しようとしているが、この平均点を基準にして学力の成果や課題を見ていくやり方はやめるべき。</p> <p>また、スタディーログの活用について、全国学習状況調査では、個人情報保護のために、民間業者にこの業務委託するに当たって、氏名の記入は行わないようにしており、全市の学習状況調査を行う場合も、そのように改めるべき。</p>	<p>学習状況調査の拡充につきましては、小学校 4 年生以降毎年実施していくもので、これまでの小学校 5 年生と中学校 2 年生の定点での実施では把握できなかった、児童生徒の理解度を子どもたち自身、教員、学校が把握し、学習に活かすために実施するものです。</p> <p>GIGA スクール構想で配置した 1 人 1 台端末を活用し、個々の学習履歴から、つまずきのフォローや AI ドリル等を活用した学習を実施し、苦手を克服して「分かる授業」を進め、児童生徒の自己肯定感の向上を図ってまいります。</p> <p>この間、学校現場の方たちとは意見交換を行っており、また、小中高の校長会や教職員組合、PTA などにご説明をさせていただいているところで、何よりも子どもたちの分かるということ、定着させるということを主眼に進めてまいります。</p> <p>なお、本市の学習状況調査は、氏名ではなくバーコードで管理しており、このデータは総合教育センターでしっかりと管理しております。</p>
10	<p>「未来を担う人材を育成する」取組で、主な成果指標として具体的な数値目標が出されているが、疑問を感じる。</p> <p>子どもたちへのアンケート調査で、学習が好きだと答えた中学 2 年生の割合 64.5%を、第 3 期計画期間に 67%以上にするとのことだが、具体的な根拠がない数値なのではないか。数値目標は、例えば読書のまちを推進するならば、学校司書の適正配置ではなく、全校配置にするといった目標が具体的な数値目標となるのではないか。</p> <p>また、学校プール施設の効果的、効率的な運用ということで、老朽化したプールに対しては、改修をしないで、近隣の学校機関、民間プールを使うという施策については疑問を感じる。</p>	<p>成果指標の設定につきましては、施策を進めるに当たって、60 数%にするために取り組むのではなく、関係する誰もが 100%をめざして取り組むという意識を共有していると考えております。</p> <p>また、学校司書についての成果指標は設定しておりませんが、市長就任以来、学校司書を導入し、平成 27 (2015) 年度から計画的に拡充しており、現在 21 名の総括学校司書を配置し、学校司書については、令和 3 (2021) 年度で 56 校の図書館に常駐しております。さらに、地域の図書ボランティア活動が有効だと考えており、学校司書の皆さんと交流して、図書の面白さを広げていく取組もあわせて進めてまいります。</p> <p>また、学校プールにつきましては、命の危険性がある水泳教室をより専門的な指導の下で実施できる環境は有効であり、また、前項の学校プールの改修は費用面で大きな課題があることから、地域にある施設やノウハウをうまく活用しながら成果を挙げることをめざして取り組んでまいります。</p>

(参考) 市民説明会 (令和3 (2021) 年 12 月 18 日開催) における意見・質問

No.	意見の要旨	本市の考え方
11	<p>川崎市には現在約4万数千名の外国人市民が居住しており、その約半数は川崎区で生活している。さらに、川崎区全体の10%を超える人たちが、外国につながる多文化家族という状況。</p> <p>そういった方々の日本語学習や子どもたちの教育など、様々な課題がある。</p> <p>横浜市鶴見区では、鶴見駅前に国際交流ラウンジがあり、そこで大人の日本語教室や多言語相談、子供の学習支援事業などが行われているが、川崎市の駅前における多文化共生事業の拠点づくり、例えば多文化共生ラウンジ構想などについて考えを伺いたい。</p>	<p>本市の外国人人口は、現在約4万5千人で、そのうち約半数が川崎区に在住しており、御指摘のとおり外国籍の方だけではなく、外国に関わる方を含めると、その人数はさらに多くなっております。</p> <p>特に川崎区内の学校では、日本語教育のニーズが高まっており、様々な支援を市単独で行っておりますが、国に対して本市の現状をしっかりと伝え、連携して取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>また、特に川崎区役所では多岐に渡る御相談を多言語で受けておけるとともに、一昨年には中原区の国際交流センターに、多文化共生の総合相談ワンストップセンターを設置したところですが、ニーズは特に南部地域に多いため、南部における相談・支援のあり方について、時代に合わせてどのようなことが求められているのか情報収集し、必要な相談支援に必ずつながるようなしくみを検討してまいります。</p>
12	<p>市民ミュージアムについて、水害で被災した26万点の収蔵品の復旧作業は、すべて実施する予定か。</p> <p>また、新たな博物館・美術館について、子どもたちが体系立てて川崎の歴史を学べるような、学問を基盤とした博物館を作っていただきたい。</p>	<p>川崎市民ミュージアムが一昨年の台風で被災し、多くの収蔵品を水没させてしまったことにつきまして、市民の貴重な財産を棄損した責任を大変痛感しており、しっかり修復に取り組んでいかなくてはならないと強い思いを持っているところでございます。原則、全て修復してまいりたいと考えておりますが、一部どうしても処分せざるを得ない状況の収蔵品があります。収蔵品は財産ですので、何をもって処分するのかという規定をつくり、それに基づいて処分をさせていただいております。すべての修復には10年以上かかる見込みでございまして、市民の皆さまには引き続き御迷惑をおかけしますが、しっかり取り組んでまいります。</p> <p>新たな美術館・博物館のあり方につきましては、市民の皆さん、議会の皆さんともしっかり議論しながら検討してまいります。再建にはかなり時間がかかりますので、当面、学芸員が学校や地域などに出向き、市民の皆さんに美術品や博物館の機能を届けていくという取組を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>その取組により生まれたノウハウは、新たな美術館・博物館の機能として、単に箱の中の収蔵品を見せていくだけではなく、地域との連携やアウトリーチのプログラム等の実施など、に活かしてまいりたいと考えております。</p>

(参考) 市民説明会 (令和3 (2021) 年 12 月 18 日開催) における意見・質問

No.	意見の要旨	本市の考え方
13	<p>子育てをしていると、公園が非常に不足していると感じる。これ以上面積を増やすのは難しいとのことだが、質的な改善として、もっと公園を魅力的にしていこうな政策を期待している。大規模な公園は再整備に触れられているが、身近な公園について、具体的な取組があればお教えいただきたい。</p> <p>また、夢見ヶ崎動物公園について、基本計画によると、今後魅力的な動物公園にすることだが、時々利用する側からすると、改善を実感するところがない。具体的にこれまで検討されたこと、これから予定されていることをお教えいただきたい。</p>	<p>本市の公園面積は、平成 19 (2007) 年度と比較すると 100ha ほど増えておりますが、人口密度は大阪市に次いで高く、高度に利用されており、これからさらに公園を造り出していくというのは非常に難しい状況です。そのため、公園の質を高めていかななくてはならないと考えており、例えば、多摩川の河川敷にスケートボードのコースを設置する社会実験や、川崎ブレイブサンダースが東急線の高架下にバスケットゴールを設置する取組などを進めており、地域の特性に合わせて空間をうまく活用し、魅力的な公園づくりにつつまして、身近な公園の活用を含め、今後も多様な主体と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>また、夢見ヶ崎動物公園につつましては、来年度には休憩所や園路、獣舎のリノベーションを計画しているところです。あわせて、夢見ヶ崎の地元の商店会や町会、ボランティア団体の皆さんと連携し、魅力づくり、賑わいづくりの取組を進めているところでございます。</p>
14	<p>「西加瀬プロジェクト」について、住宅密集地の真ん中に国内最大級の物流倉庫を建設するというので、倉庫は 24 時間稼働し、大型トラックが一日 800 台、小型車両が 900 台、合計で 1,700 台の車両が通行する計画になっている。周辺道路は生活道路で、バス路線、通学路でもあり、歩行者、自転車、各種の業務車両が頻繁に通行し、近隣の交差点はいつも渋滞を起こしている状況。現状でも道路に面した住民は、騒音、振動、粉じんに悩まされている。また、交通事故も心配。</p> <p>これ以上の地域負荷がかかるような、環境悪化の元となる物流倉庫は造ってほしくなく、計画の中止を求めている。周辺環境と調和したまちづくりに行政としても取り組んでほしい。</p>	<p>「西加瀬プロジェクト」につつましては、計画が法令に適合していれば、市として中止を求めることはできないところでございますが、近隣住民の皆さんとの調和というのはとても重要だと考えておりますので、事業者には、丁寧な説明と、より住民の皆さんの求めるものに寄り添うような形でできないかということで、これまでもお伝えしてきたところでございます。</p> <p>今後、環境アセスメントの手続でもって、この事業者による説明会が行われると伺っておりますので、ぜひ、この周辺環境に対する考えをしっかりと明らかにして、地域の皆さまになるべく寄り添う形でということ、市としてもしっかりとお願いしてまいりたいと考えております。</p>
15	<p>勤務する企業で ESG に取り組むべく、今月からサステナビリティ委員会が発足し、エコメンバーとして参加した。優先順位は事業・本業だが、それ以外の取組も進める必要があると考えており、その取組の一つとして、企業版ふるさと納税を活用して、何かしら地域貢献できるのではないかと考えている。川崎市の取組でこういった取組があればお教えいただきたい。</p>	<p>企業版ふるさと納税につつましては、本市は普通交付税について、今年度は交付団体となっているが、これまで不交付団体となっており、次年度も不交付団体になると想定しております。</p> <p>また、本市は地域拠点強化税制の支援対象外地域とされており、制度上、二つの側面から企業版ふるさと納税が活用できない状況にございます。</p> <p>本市においても同制度を活用できるよう、改正について国にしっかりと求めてまいりたいと考えております。</p>

(参考) 市民説明会 (令和3 (2021) 年 12 月 18 日開催) における意見・質問

No.	意見の要旨	本市の考え方
16	<p>SDGsについて、ある企業で、技術士会の役員を務めており、神奈川県、横浜市、小田原市のSDGsの窓口の方と接触している。特に小田原市では、SDGsの参加企業の一覧表があり、講演会や各種イベントで情報交換が行われている。川崎市において、特に中小企業さんで機械、電気、電子、あるいは情報関係で必要とする企業と、風通しのいい情報交換をしていきたいと考えている。</p>	<p>川崎市内の中小企業との情報交換につきましては、川崎市の産業振興財団におきまして、中小企業の皆さんのニーズに対して、様々な能力を持った方をマッチングさせるという機能を持っており、力を入れて取り組んでおりますので、まずは同財団にご相談いただければと考えております。</p>
17	<p>SDGsについて、市民の認知度を高めるための官民が一体的に進める施策について伺いたい。例えば広島県では、学校機関で実施するSDGsのワークショップ開催の補助制度ができたが、そのような施策は川崎市で実施することができないか。</p>	<p>SDGsにつきましては、本市では「かわさきSDGsプラットフォーム」を構築し、パートナーあるいはゴールドパートナーとして現時点で600団体に参画いただいております。この共同事務局を川崎信用金庫と設置し、地域の中小企業の多くの皆さんに周知いただくことで、認知度の向上とともに、様々な連携が始まっているところでございます。</p> <p>今後、パートナー同士が互いのリソースをうまく活用し、双方の課題解決に結びつけられるようなコーディネートを進めてまいりたいと考えております。</p>
18	<p>特に優先順位の高い重点課題をお聞かせいただきたい。</p> <p>また、市民に対して協力を得たい施策や課題があれば、お教えいただきたい。今後、行政だけではなく、市民とともにつくっていくことが重要。例えばGIGAスクール構想も教職員だけではなく、民間企業や保護者、ボランティアの力を活用してはどうかと考えている。</p>	<p>優先順位が高い課題と市民の皆さんと共に進める取組につきましては、本市は今後急速に高齢化し、子育ての悩みを抱える方や、障害のある方など、何らかのケアが必要な方が増えております。そのため、本市の最重要課題として「地域包括ケアシステムの構築」を掲げ、これまでも取組を進めてまいりました。特に都市部において地域のつながりが非常に希薄になっているからこそ、この地域包括ケアシステムの取組を市民の皆様全員に知っていただき、全員に参加いただく必要があると考えております。例えば「ケアつきの住宅」を造るだけではなく、「ケアつきの地域」をつくっていく、そうした取組が超高齢社会を乗り越えていくために必要だと考えております。</p> <p>また、公的な仕事は市役所がやるものという発想から、企業や地域の方々と共に取り組むことが当然になってきていると考えており、こうした発想から多様な主体と連携して取り組むことが、地域課題を解決していくために必要であると考えております。</p>
19	<p>次年度から第3期実施計画の取組を進めるにあたり、基本計画の10年、令和7年までに一定の成果を出す必要があるが、そのためには、川崎市民の協力とともに、市職員のやる気も重要ではないかと考えている。市長には職員を率先して対応いただきたいが、どのような心意気で取り組んでいくのか、教えていただきたい。</p>	<p>職員のやる気につきましては、役所は縦割りという形で、効率的な組織になっておりますが、一方で今の社会課題を解決するには、縦割りだけの発想が、必ずしも良い答えにならないというケースがあります。そのため、横串を刺すような視点がないと、問題解決につながらないということを改めて考えていく必要があります。縦割りの効率性を高めながら、そこに横串を刺すような発想や取組の進め方を実践していくため、そうした職員の人材育成に取り組んでまいります。</p>

(参考) 市民説明会 (令和 3 (2021) 年 12 月 18 日開催) における意見・質問

No.	意見の要旨	本市の考え方
20	<p>登戸土地区画整理事業は令和 7 年度に完成予定で、1988 年から 30 年以上かかった事業だが、完成して終わりというわけではない。今後どのようなまちをめざしていくのかお教えいただきたい。また、市長にはぜひ登戸に実際に来て現場をご覧いただきたい。</p>	<p>登戸土地区画整理事業につきましては、最終段階に入っており、ハードだけではなくソフトの充実が重要だと考えております。令和 3 (2021) 年 7 月に「登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区まちづくりビジョン」を策定し、まちの価値向上につなげていく基本的な指針としてお示ししております。なお、先日も登戸駅前から向ヶ丘遊園にかけて実際に市長と職員で歩き、現場を見ております。</p>
21	<p>2019 年から幼児教育無償化が始まったが、通っている施設の種類や保護者の仕事の状況によって無償化の対象にならないなど、不平等が生じている。施設の種類や家庭の状況で区別せず、すべての子どもたちに平等にいきわたるような施策にできないか。</p> <p>また、全国的に保育士不足が続いており、特に川崎では隣り合う大きな都市の良い条件のところに保育士が流れ、保育士不足は深刻。さらにコロナ禍であっても社会経済を継続するために、保育士が保育園を開園し、保育を支えている。国は保育士の賃金を上げる政策を出しているが、大きくは変わらない額で、保育士の誠意に頼っているだけ。そこで、「川崎認定保育園補助金」を保育士の確保や給与の補助に充てられないか。</p>	<p>幼児教育の無償化につきましては、認可外保育はそのサービスの内容によって、料金体系やサービス体系が違うため、それを一律に無償化してしまうと公平性の観点から課題があると考えております。</p> <p>一方で、認可外保育の川崎認定保育園の運営状況や保育士確保の厳しさについては、十分承知しておりますので、保育士の宿舍借上げ補助など、認可と認可外の差を埋め合わせるような支援を引き続き実施してまいります。</p>
22	<p>「(仮称) かわさきスポーツアンバサダー」と、「スポーツパートナー」の違いや要件についてお教えいただきたい。</p>	<p>(仮称) スポーツアンバサダーは、チームから申請いただき、それを市が認証していく制度として検討しております。一方、スポーツパートナーにつきましては、申請ではなく、卓越要件や地元への協力要件などに合致したチームを本市が認定しております。</p>

(参考) その他の意見・質問

令和3(2021)年9月1日の「川崎市総合計画 第3期実施計画 基本的な考え方」の公表以降に実施した意見募集にいただいた意見の内容をまとめたものです。

No.	意見の要旨	本市の考え方
1	<p>川崎市は迷惑駐車が多い印象がある。建物に対して駐車場がない、あっても小さすぎることが原因ではないか。また、道路の1車線を駐車場待ちの車が塞いでいるのを取り締まってほしい。</p>	<p>本市では、路上駐車による沿線道路の交通渋滞・事故の発生を抑制することや、道路交通の円滑化を図ることなどを目的として、「駐車場の附置等に関する条例」等に基づき、駐車需要を発生させる原因である建築物に対し、その用途や規模等に応じて必要とされる台数以上の駐車施設を附置することを求めています。引き続き、駐車場等が適切に設置されるように誘導してまいります。</p> <p>なお、駐車違反の取締りにつきましては、神奈川県警察が所管しておりますが、本市といたしましては、引き続き、交通安全運動や各季のキャンペーン等において違法駐車追放の広報啓発活動を実施してまいります。</p>
2	<p>乳幼児医療費について、所得制限にかかり助成されていない。子どもを親の年収の高低で差別しないでほしい。</p> <p>年収1000円万程度の子持ち家庭が一番割を食っているのが、川崎市はこの世帯をターゲットに優遇政策を打ち出してほしい。そうすれば、このあたりの年収層はどの地域でも虐げられているので、川崎市に流入してくるのではないかと。低所得者等は既に優遇されすぎているので、もっと考えてほしい。</p>	<p>小児医療費助成制度につきましては、これまで、助成対象年齢の拡大と所得制限額の緩和を進めており、通院助成対象年齢につきましては、平成29(2017)年4月に小学校6年生まで拡大しました。さらに、中学卒業までを対象とした入院医療費助成につきましては、平成31(2019)年1月に所得制限を廃止したことにより、一定の充実が図られたものと考えております。</p> <p>通院医療費の助成につきましては、制度の継続的かつ安定的な運営を図りながら、子育て家庭への経済的支援を行うため、現時点では引き続き所得制限を設けていく必要があると考えております。</p>